昭和50年度～

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂吉之助
印刷所 能代市大手町7の8
㈱ 北羽新報社
電話 ②代5353

昭和49年度 消防功労者表彰伝達式

三月十一日午前十時三十分から県庁において、昭和49年度消防功労者表彰並びに伝達式を挙行した。

式次第

1、開式のことば
2、『君が代』斉唱
3、消防庁長官表彰伝達
(1)永年勤続功労章
4、知事表彰
(1)昭和49年度優良消防機関（表彰旗）
(2)（空頭綬）
(3)昭和49年度無火災町村
5、日本消防協会長表彰伝達
(1)功績章
(2)精績章
(3)空頭綬
6、秋田県消防協会長感謝状贈呈
(1)昭和49年度無火災町村
7、永年勤続功労章、功績章、精績章の着用
8、知事式辞
9、秋田県消防協会長あいさつ
10、来賓祝辞
11、祝電披露
12、被表彰者代表謝辞
13、『秋田県消防の歌』斉唱
14、閉会のことば

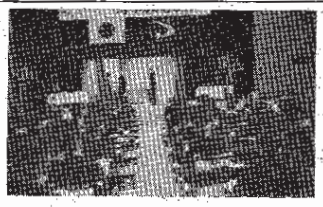
無火災表彰

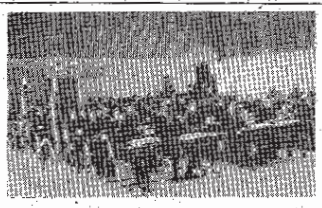
功績章

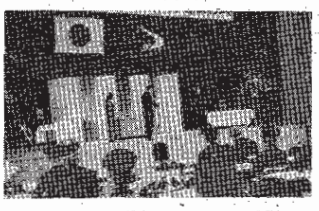
永年勤続功労章

精績章

空頭綬

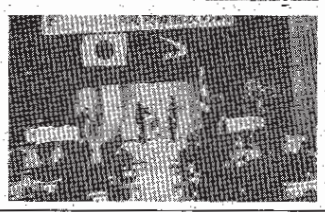
知事表彰旗

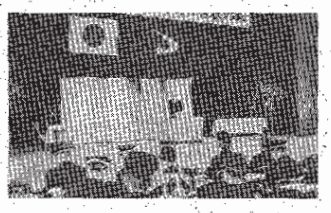
知事式辞

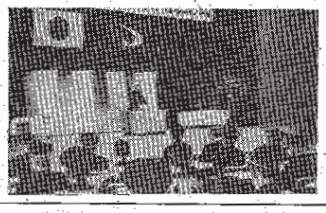
協会長あいさつ

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

標語
あぶないよ
小さなすいがら
大きなそんがい

50年度消防庁予算案

消防庁予算案は総額で九十二億三千百四十二万四千円、49年度当初予算に比較して二十二億一千六百二十九万三千円、伸び率31・6%と大幅増加した。

この中には新規に休日、夜間における救急業務需要増大に対処するための経費として、救急業務協力推進費補助金八千万円、大震火災発生時において空中消火を行うための試験用飛行艇改装費二億四千万円が計上された。

主要事項は次のとおり。

◇消防施設等整備費補助に必要な経費六十億九千七百二十九万八千円。

◇大震火災対策に必要な経費十二億六千九百九十二万一千円。

◇石油コンビナート地帯防災対策及び林野火災対策に必要な経費一億六千七百四万九千円。

◇消防防災無線通信施設整備費補助に必要な経費五億五千八十四万六千円。

◇救急業務協力推進費補助に必要な経費八千万円。

◇活動火山対策施設整備費補助に必要な経費五千八百九千六万三千円。

◇自治消防協会補助に必要な経費四千百万円。

◇消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費五千三百九十五万一千円。

◇退職消防団員補償に必要な経費二億二千四百八十六万三千円。

◇消防吏員及び消防団員に授与する賞じゅつ金に必要な経費四千万円。

◇無線通信施設の整備及び維持運営に必要な経費七百八十六万五千円。

◇その他一般行政費六億三千九百六十六万八千円。

この中で特に消防団に関連のある事項については次のとおり。

◎日本消防協会補助金

昨年度は前年度とほぼ同額に据え置かれたが、50年度は三百九十二万六千円（10・6%）が計上された。

50年度事業内容は2月25日の代議員会で最終的に確定した。『日本消防』の発行、婦人消防隊に対する制服の授与、火災予防ポスターの配布、消防団員指導者の研修。

◎消防団員等公務災害補償等共済基金補助金

これは消防団員等公務災害補償等基金に対し、退職報償金勘定の事務費を補助するもので、50年度は一千百七十五万四千円（27・9%）増の五千三百九十五万一千円が計上された。

◎消防吏員及び団員に対する賞じゅつ金に要する経費

消防吏員又は団員が災害に際し、身を挺して職務を遂行し、そのために死亡又は不具廃疾となった者のうち特に功績顕著な者に対し、その労苦に報いるために最高一千万円を授与するものとし、昨年度と同額が計上されている。

また、訓練中に死亡又は不具廃疾となった者に対しては、これまで最高50万円を支給していたが、50年度では予算額を昨年度の倍額（700万円）計上し、支給条件の改善をはかるべく詳細を関係方面と検討中である。

◎退職消防団員報償費

多年勤続して退職した消防団員の永年にわたる労苦に報いるため、賞状と合わせて銀杯を授与することとしているが、今年度は数とそ二、六〇〇個減少しているが、金額では二千六百十六万円（13・2%）増の二億二千四百八十六万円余が計上された。

◎50年度消防庁重点施策

50年度の消防行政においては、住民生活の安全の確保を図るため、防災のため都市環境の改善に関する諸施策の促進、防災に関する住民意識の高揚につとめつつ次のような諸施策を重点として推進する。

1、大震火災対策を推進する。

2、石油コンビナート地帯等における防災体制の確立を図る。

3、林野火災、風水害等の大規模災害に備え、防災行政の推進を図る。

4、市町村消防力の強化充実を図る。

5、安全な都市づくりをめざし都市防災対策を推進する。

6、消防職員及び消防団員に対する処遇の改善及び教育訓練の拡充を図る。

7、消防に関する科学技術の研究開発を積極的に進め、その成果の活用を図る。

消防の動き

消防庁

消防職員の勤務条件の改善に関する報告

消防職員勤務条件研究会（座長中西寛氏）は、昭和49年5月に発足以来六回にわたり研究会を開催し、消防職員の勤務条件に関する諸問題について鋭意審議が行われた。その結果、消防職員の勤務条件のうち、主として交替制勤務体制、週休二日制、給与制度等に関し当面措置すべき事項について基本的な方向が得られ、12月20日当研究会の中西座長より消防庁長官に対し消防職員の勤務条件の改善に関する報告がなされた。

その概要は次のとおりである。

1、まえがき

(1)わが国の消防は、戦後に消防組織法が施行され、市町村消防として新しく発足してから、すでに四半世紀を経過した。この間の社会情勢の変化はきわめて著しいものがあり、消防の業務に対しても大きな影響を及ぼしている。消防業務も、高層ビル、地下街、石油コンビナート等に対する防災対策等、ますます複雑多様化するとともに、救急救助業務に対する住民からの要請も著しく増加している。

これからの消防は、このような複雑多様化する社会環境のなかにあって、増大する火災その他災害に起因する危険に対処し、住民生活の安全を確保する責務を果たして住民の期待にこたえていく必要があり、それにふさわしい消防体制の充実を図らなければならない。

(2)消防体制を充実するには、施設、装備等に充実するとともに、消防の職務にふさわしい消防職員を確保する必要がある。

(3)そのためには、消防職員が、その職務に誇りをもち、安心してこれに精励できるように各種の勤務条件について格段の配慮を加えることが必要である。

2、消防職員の勤務条件に対する基本的な考え方

消防職員の勤務条件の改善は、第一義的には、市町村が処理すべき問題ではあるが、国及び都道府県の適切な指導及び財政措置が必要である。したがって、消防庁においても必要に応じ一般的又は個別的な指導が適切に行えるよう指導体制を強化するとともに、消防職員の勤務条件の改善のため必要となる財政措置についても一層の配慮を加える必要がある。また、都道府県においても同様に指導体制を強化する等の必要がある。

3、勤務体制について

(1)大都市等のように出場頻度が高く連続勤務が常態となり、労働過重となるような場合においては「三部制」の採用等の方法により負担軽減を図るべきである。

また、指令センターのようにその勤務が連続的かつ密度が高い場合には三班編成により昼間勤務、夜間勤務及び非番の繰り返しを行う勤務体制等について検討することも必要である。

(2)消防職員は一般職員にみられない特殊な勤務体制にあるので、拘束時間を快適かつ有益に過ごせるように勤務時間の割り振りを検討するとともに、待機、休憩、睡眠のため施設、設備等の改善充実を一層推進す

“総合防災器具専門店”
●自動火災報知機●非常警報設備●求助袋●救命ロープ
●消火器●消火栓器具●消防被服類●消防ホース
●高発泡器●高発泡消火液●流出油処理剤●オイルフェンス
秋田市泉字鮫沼17番の1号
株式会社 相秀商会（あいひで）
TEL(0188) 23—8450 24—4591

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を
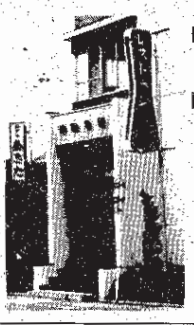
▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,100（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥4,000（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,800（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,300（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり
ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

べきである。

4、週休二日制について

国家公務員について週休二日制が実施されることとなる場合、地方公務員である消防職員についても、それに準じた取り扱いがなされるべきである。また、消防職員について週休二日制が実施される場合は次のような点に留意すべきである。

(1)一般職員と同じ休日増を図る必要がある。

(2)消防の業務は職務上、寸時の停廃も許されないものであるから、国民の安全を守る体制を確保する措置を講ずる必要がある。

(3)週休二日制の実施に当たっては職員の採用、初任教育等について事前に十分な準備をととのえる必要がある。

5、給与制度について

(1)消防職員の給与については、その職務の特殊性が正当に反映され、かつその、職務が消防職員の職務と類似している国又は他の地方公共団体の職員との均衡がとれているものとする必要がある。そのためには原則として、その職務の特殊性が類似している警察職員の給与に準じて取り扱うことが適当である。なお一般行政職の給料表を用いる場合においては、消防職員の給与水準が、当該市町村の一般職員の給与に消防職員の職務の特殊性を加味したものとなるよう所要の措置を講ずる必要がある。

(2)特殊勤務手当、超過勤務手当については、必要かつ十分な額が支給できるよう所要の財政措置を講ずる必要がある。

6、その他

(1)消防職員の働く職場の魅力あるものとするためには、勤務条件の改善を図ることのほか、福利、厚生施設の充実、服制の改善等についても配慮する必要がある。

(2)職務の遂行に伴って生ずる事故に対してはその補償の充実を図るとともに、献身的な業務遂行にあたった消防職員等に対する敢賞表彰の充実についても配慮する必要がある。

安全ダイジェスト

◎都市ガスとLPガスの取り扱い注意と、ガスもれ

1、都市ガス器具の取り扱いで気をつけることは、

▽都市ガスを使用している家庭では、ガス風呂釜など必ず都市ガス専用のものを使用すること。

▽器具とゴム管の接続部分は必ずホースバンドでしっかりとしめつけること。

▽風呂をわかすときは、特に換気をよくして行うこと。

▽器具は定期的によく掃除しておくこと。

▽付属の使用方法書をよく読んでから使用すること。

2、LPガス器具の取り扱いで気をつけることは、

▽LPガスのボンベは屋外の直射日光の当たらないところに置くこと。

▽LPガスのボンベは地震などがあっても倒れないように、くさりや丈夫な針金でしっかり支えておくこと（倒れるとボンベの重みで管が折れガスが物凄い勢いでふき出すことがある）

▽LPガスを使用している家庭ではガスレンジ、瞬間湯沸器、ガス風呂釜などは必ずLPガス専用のものを使用すること。

▽配管に使用するゴム管はできるだけLPガス専用のゴム管を使用すること。

▽器具とゴム管の接続部分は必ずホースバンドでしっかりとしめつけること。

▽風呂をわかす場合は、換気をよくして行うこと。

▽ボンベのところについている調整器は絶対にいじらぬこと。

▽器具は定期的によく掃除しておくこと。

▽付属の使用方法書をよく読んでから使用すること。

3、ガスもれに気がついた場合の処置

▽部屋中にガスがこもっていると思ったら、まず窓をすべて開放すること。

▽外出するときは、病人や幼児や老人だけ残しておかないようにすること。

▽寝る前にバケツ一杯の水を用意するか、使用後の風呂の湯をおとさないでおくこと。

▽寝タバコは絶対にしないこと。

◎アッ!!　感電

電気器具も年々取り扱い方が簡単になってきている。その性能を正しく理解していないと思わぬ事故となります。

▽テレビの内部には一万ボルト以上の高い電圧になっているところがあります。必ず国家検定に合格した消火器にすること。

▽停電のときに備えて懐中電灯を備えておくこと。

▽バケツ一杯の水の備え付けをしておくこと。

◎外出する前や寝る前に気をつける事は、

▽ガスの元せんをしめること。

▽電気のさしこみはコンセントから抜いておくこと。

▽使用後の電気アイロンの始末に特に気をつけること。

▽ストーブを消すこと。

▽タバコの後仕末を見て廻ること。

▽外出するときは、病人や幼児や老人だけ残しておかないようにすること。

▽寝る前にバケツ一杯の水を用意するか、使用後の風呂の湯をおとさないでおくこと。

▽寝タバコは絶対にしないこと。

◎アッ!!　感電

電気器具も年々取り扱い方が簡単になってきている。その性能を正しく理解していないと思わぬ事故となります。

▽テレビの内部には一万ボルト以上の高い電圧になっているところがあります。

▽消火器を備えるときは、必ず国家検定に合格した消火器にすること。

▽停電のときに備えて懐中電灯を備えておくこと。

▽バケツ一杯の水の備え付けをしておくこと。

◎外出する前や寝る前に気をつける事は、

▽ガスの元せんをしめること。

▽電気のさしこみはコンセントから抜いておくこと。

▽使用後の電気アイロンの呼ぶとなんとかしてくれる」という考え方が全国的な傾向になってきている。

火を消すのが消防の仕事であったが、住民はもっと多くを望み、頼れる消防を期待しているといってよい。火消し消防時代は過去のものとなった。

しからば消防の責務と限界をどこに線引きするかが具体的にむずかしいが、住民の要請にどたえるためにいまここで、内部体制、住民生活の安全対策について見直し、頼れる消防づくりの意識改善を図らなければならないと思う。

いづれにせよ、消防職員の能力、組織能力の業務執行体制が問われる年であることは間違いないのである。

消防の責務と限界について

秋田消防署　司令補　嵯峨　義美

千日ビル、大洋ビルの惨事、神戸ポートの火災、大工場の爆発、最近は重油タンクの亀裂流出、巨大タンカーの座礁事故等、災害の大型時代について、教授学者の一様な結論は『機械に頼り過ぎ、過信し、何にか起きたとき処置できない状態にまできていると指摘しています。

どのような現状の中で消防の責務と限界をどこまで求めるべきであろうか。

『社会公共の安全は、その生命、身体、自由及び財産などに対し何人の侵害も加えられないような状態であること。

また、セーフティ・ミニマム＝（国民生活を保障する最低の治安基準）を示そうと関係者は、やっきとなっておりますが簡単に明示されそうにない。

現行法では明確に分けられていないといってよい。

消防の仕事は広範囲になって量的増大、質的変化は十年前の約十倍といわれる。

消防と『安全サービス機関』として評価しつつあることを注意しなければならない。

予防、警防、救助救急と仕事は増える一方で、消防の期待像は住民要請の量的増大においても推察できる。いいかえれば『消防を

消防放談 (83)

放水生

◎一般家庭の初期消火の対策とコツ

冬来りなば春遠からずという詞があるが、三月も末になれば、残雪もあぼたとなり見苦しい姿となり、春光の輝も暖を感じ、土にも親しめる春風駘蕩の候となる。

人の心は日一日と浮き浮きとなってくる。

しかし、消防にとっては、この四、五月がこれ又油断のならない季節に入る。

消防庁では、この季節に駐けて春季全国火災予防運動を二月二十八日から三月十三日まで実施したが、本県では、この期間がいまだ雪の中であり、火災予防運動を実施しても、県民はピンとこないので、消防の一人角力に終る。

そこで本県では、四月六日火災予防運動に入ったのであるが、一般家庭が火災予防に力を入れても一寸の不注意から火災が発生する。そこで一般家庭でも初期消火の対策が必要となってくる。

消防に火事を知らせてもアッという間に消防車は到着しません。少なくとも数分間はかかります。この数分間が初期消火の時間です。

初期消火行動の成否は、火災を大きくするか!!ボヤで消しとめるかの境目なのです。

落ちついて適格な行動をとることが肝要です。

先づ対策としては、一般家庭でも消火用具（水、バケツ、消火器など）を備えておく。

イザというとき使えるように訓練しておく。

風呂の水は、いつも入れておくようにする。

初期消火のポインツは炎にまどわされないこと。

天井に火がつく前ならば消すことができるので、落ちついて消火する。

消火のコツとしては、床面が燃えているとき、水バケツで消火する場合は、まとめてかけるつもりで、燃えている近いところから次第に遠くへかける。

ふすまや壁体など立ちあがり面が燃えているとき、水バケツで消火する場合は、上方から平円をかいてまくようにかける。

石油ストーブを倒してしまったら、あわてずに雑きんなどを使って早く引きおこすこと。油がこぼれて燃えて広がった場合は、毛布やふとんなど幅の広いもので火面をおおい、その上から水をかける。ツマミの作動不良などで異常燃焼してもあわててストーブを持ち出したりしないで、ぬれ雑きんでシンの部分をおおって炎をおさえる。

天ぷらなべに火が入ったら、ガスの元せんを止める。

消火器がなければナベにピッタリ合ったフタをするとよい。燃えているナベを移動させることは、ひっくり返すなど危険だからしない。

◎タバコの原因全国一

全国の火災原因の83%は火気の取り扱いの不注意や不始末によるものであり、発火源としては『タバコ』によるものが相変らず一番多く一五・四%を占め、その比率は逐年増加の傾向にある。

喫煙者の防火に対する認識が強く望まれる。

昨年秋の火災予防運動間に協会で募集した標語二五五点を二月三日審査の結果、第一位に選ばれた

鹿角市毛馬内小学校　五年　斎藤駒之君の作品

『あぶないよ　小さなすいがら　大きな損害』

本当に小さな火でも油断は大敵である。

タバコに対しての注意は

○くわえタバコで歩かない。

○危険なものの近くで吸わない。

○吸いがら入れのある所で吸う。

○灰皿はふちが広く底の深いものなど安全なものを使う。

○灰皿には水を入れる。

○寝タバコはやめる。

○灰皿の吸いがらを捨てるときは、水をかけて消火を確かめる。

○タバコと共にマッチの燃えさしにも気をつける。

○一寸の用事で、その場を離れる時は必ず完全にもみ消すこと。

ことに四月から五月までは空気も乾燥し、火災発生も多く、気象条件の悪いときは大火になりやすい時期である。ことに山野の枯草にタバコの吸い殻の投げ捨てや、たき火のあと始末不完全、子供の弄火等によって林野火災が発生しやすくなる。

◎鬱気になろう。

どうせ一生だ鬱気に楽しく暮らそうと努めるけれども、いやな事があれば陰気で悲しくなることが多いのも人生である。

この陰気をはねかえして鬱気になることを考えよう。

鬱気になる方法はいろいろあり、人の顔形と同じで、それぞれ違う。

先づ笑うことである。苦から笑う門には福来たるという諺があるが、笑えば悲しみが薄らぎ明るい自分がわかる。

毎朝鏡に向って笑顔をつくり、にこにこするよう努力するのも一方法である。

悲しい時こそ無理でも笑い、笑っている写真を飾って、これが本当の自分だと思うのも方法である。

笑えば十年若返るという。また一度の笑いは三度の薬よりよくきくともいわれている。

次に鬱気な服装や化粧をするのも一つの方法である。衣服類は人それぞれの好みもあるが、赤黄の色のものや明るいはでなものを身につける。

また化粧も顔を明るくするように環境を鬱気にして自分も鬱気になるよう努める。環境は人を変える。服装は性格を変え、化粧はその人を現すといわれている。

次になるべく陰気なものを食べない。

陰気なものは体に悪く、これを食べれば病気や陰気になる。

色、臭、味の変った生気を失ったものは食べない。

いろいろと食物が出されたら一番好きなものから食べ、きらいな物はあとにする、残す。

正じからざるものは食べからず、不鮮のものは不潔の血液となる。

病人以外は真に欲するものを食す。

次には、なるべく陰気になる原因を取り除くことである。

陰気な人や陰気な場所には近づかない。

怒り、憂い、悲しみ、おびえを感じたら、すぐ反省し、それを静めるか、静まる所に移動する。

怒りは肝、おびえれば心、憂えれば肺、考えれば胃を害すという。

まず友人を選べ、君子危うきに近よらず、逃げるは勝という事が肝心である。

次は、なるべく陽気になるよう陽気な物を見たり、読んだりして陽気になる。

朱に交われば赤くなるという諺もある。

人生まさか三百年は生きられない。

トーハツ消防ポンプ

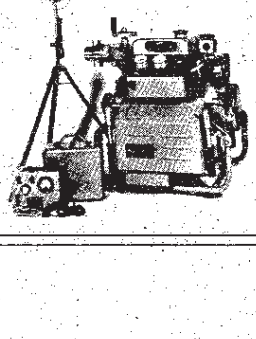

V50BS
38馬力

避難・警報器
防災設備施工
全般

4馬力	空冷式	
10馬力	空冷式	C1級
12馬力	空冷式	C1級
25馬力	水冷式	B3級
30馬力	水冷式	B3級
38馬力	水冷式	B3級
45馬力	水冷式	B2級
55馬力	水冷式	B2級

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オール・テトロン　ジェットホース（消防用・消火栓用）

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店　株式会社　高義商会
TEL湯沢③2588③2932　稲川　②2125
(0184)②2126
日本機械自動車ポンプ
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所　TEL天王53
工藤染物商店　TEL秋田⑥3178
工藤米治商店　TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK　TEL花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話・②代5353

消防の動き

消防庁

◎点検、検査関係告示の制定について

先般の消防法の改正（昭和49年法律第64号）により消防用設備等の点検・検査制度が誕生した。これは、単なる設備設置の義務付けにとどまらず、保守点検により設備の適正な管理を図ることとしたものである。

点検、検査制度の内容については、消防法施行令の改正（昭和49年政令第188号）及び消防法施行規則の改正（昭和49年自治省令第27号）により規定されたところであるが、このたび消防設備点検資格者を定める告示等が次のように制定された。

1、消防設備点検資格者を定める告示（昭和50年4月1日自治省告示第80号）

(1)、消防設備点検資格とは、消防法第17条の3の規定に基づき、消防法施行令第36条第2項に定める防火対象物における消防用等について消防設備士と同様に点検する資格をいい、当該資格は一定の受講資格を有する者が指定講習を修了した場合に付与されることとされた。

(2)、指定講習の受講資格は、消防設備士、電気工事士、管工事施行管理技工等の資格を有する者、一定の学歴及び実務経験を有する者等に認められる。

(3)、消防設備点検資格者は五年ごとに再講習を受けなければならず、当該再講習を受講しなかった場合、当該資格を失うこととされた。

2、消防設備点検資格者講習を定める告示（昭和50年4月1日消防庁告示第1号）

(1)、1、(1)の講習は、別に告示で指定する実施機関が行うものとし、第1種（機械系の消防用設備等）及び第2種（電気系の消防用設備等）の講習実施区分によるものとされた。

(2)、講習は、消防用設備等点検制度、消防法規、建築基準法、火災予防概論、消防用設備等技術基準及び消防用設備等の点検要領の6科目について合計16時間実施するものとし、講習修了後2時間の修了考査を行うこととされた。

(3)、消防設備点検資格者免状の様式が定められた。

3、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示（昭和50年4月1日消防庁告示第2号）

(1)、消防設備士は、その指定区分に応じ、消防法施行規則第33条の3の規定に基づき工事又は整備を行うことができる消防用設備等のほか、一定の消防用設備等について点検を行うことができることとされた。

(2)、第1種消防設備点検資格者は、機械系の消防用設備等について、第2種消防設備点検資格者は電気系の消防用設備等について、それぞれ点検を行うことができることとされた。

4、消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示（昭和50年4月1日消防庁告示第5号）

(1)、消防用設備等の点検は消防用設備等の種類並びに非常電源及び配線の別ごとに、作動点検、外観点検、機能点検又は総合点検により行うこととされた。

(2)、作動点検、外観点検、機能点検又は総合点検の具体的な実施基準は、消防用設備等の種類等ごとに、別に告示することとされた。

(3)、作動点検、外観点検及び機能点検は6月ごとに総合点検は1年ごとに行うものとされた。

(4)、点検結果の報告は、消防用設備等点検結果報告書に消防局設備等の種類等ごとの点検票を添付して行うものとされた。

(5)、点検票の様式は、消防用設備等の種類等ごとに告示で定めることとされた。

5、消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示（昭和50年4月1日消防庁告示第4号）

消防用設備等の届出の際添付する消防用設備等試験結果報告書の様式が消防用設備等の種類及び非常電源の種別ごとに定められた。

6、施行期日

公布の日（昭和50年4月1日）

昭和50年度広報テーマ

◎年間テーマ

○火災による死者をなくそう。

火災による死者数は、年々増加の傾向にあり、毎年多くの尊い人命が失われている。このため、年間を通じ、あらゆる機会をとらえて火災による死者の発生の防止を呼びかける。

○地震に対する正しい知識の普及と対策の推進

地震に対する正しい知識の高揚を図るとともに、大地震時における同時多発火災の発生を防止するため、火気使用設備、器具の点検整備の励行、消火器、消火バケツ等の初期消火器具の設置及び自主防災組織の設置の促進を呼びかける。

○ビル、地下街の防災対策

昭和49年6月1日及び7月1日消防法及び同施行令等の一部が改正され、百貨店、地下街、雑居ビル等多数の者が出入りする建築物については既存のものであっても、スプリンクラー設備等の設置が義務づけることとされた。建築物の関係者にスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置促進を呼びかける。

◎随時実施するもの

◎月別テーマ

四月

○春の行楽期の火災予防

春は行楽等で観光地へ出かける機会が多くなるので宿泊施設を利用するときの心得と、旅館、ホテル等の防火管理について万全を期すよう呼びかける。また、入学式、行楽あるいは農作業などで外出するときには火の元に十分注意するよう呼びかける。

○林野火災を防ごう

三、四、五月は林野火災の多発期であるので、林野火災の実態を周知させるとともに、その予防を呼びかける。

○消火器の正しい使い方

消火器を選ぶときのコツ設置するときの注意及び使い方について解説する。

五月

○子どもを火災から守ろう

○子どもを火災から守ろう

こどもの火災による死亡は、昭和48年中二七二人（一〇歳以下）で、その中には保護者の不在中におきた事故もかなりあり、おとなの注意が強く望まれる。

「こどもの日」及び「児童福祉週間」にちなみ、こどもを火災から守るための安全対策を呼びかける。

○ビル火災と避難

ビル火災における煙の恐ろしさは、いうまでもないが、災害事例をもとにその教訓を考え、避難について対策を呼びかける。

六月

○風水害に備えて

梅雨期にあたり、全国の家庭に風水害に対する心構えを周知徹底させるとともに、地方公共団体の防災組織、防災計画、防災訓練の役割などについて解説する。

七月

○花火による火災を防ごう

夏は花火のシーズンであるが、取り扱い上の不注意から火災などの事故が毎年多くおきているので、この時期に正しい花火の取り扱いについて呼びかける。

八月

○台風に備えて

八、九月の台風シーズンには、毎年各地で大きな被害を、できるだけ少なくするよう各家庭での台風に対する対策を呼びかける。

○ガソリン等の危険物の安全な取り扱い。

日常生活が多様化しており、ガソリン、シンナー等発火性又は引火性の物品が多く出まわっているので、その危険性の性状について説明し、安全な取り扱いについて呼びかける。

九月

○地震発生時の正しい活動要領の普及と震災訓練の実施

九月一日は防災の日であり、大地震が発生した場合の火の始末、初期消火、救急救護、安全避難等について正しい活動要領の周知徹底と震災訓練の実施を呼びかける。

○老人を火災から守ろう

火災による死者のうち、高齢者が占める割合は非常に高い。そこで「敬老の日」及び「老人福祉週間」にちなみ、火災から老人を守るための安全対策について呼びかける。

○団地、マンションの防火対策

耐火建物の団地住宅やマンションに住んでいる人の中には、自分の家から火災はおきないと思っている人もある。しかし、建物内部は木造建物の場合と何ら違うところがなく、むしろ出火した場合は煙が充満し、人命危険の大きいこともある。そこで、これらの住宅での防火と避難の心得について呼びかける。

十月

○たばこによる火災をなくそう。

たばこは、火災原因の第一位。とくに投げ捨てや置き忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。そこで、都市実化運動ともあわせて、たばこの投げ捨て防止、寝たばこなどによる出火防止を呼びかける。

○防火管理の徹底

防火管理についての知識を普及し、その徹底をはかる。

○LPガスの安全な取り扱い。

LPガスを使用する家庭は全国および、都市ガスの使用世帯数を上回っている現状であり、この時期から冬にかけて使用が多くなるので、LPガスを使用する各家庭に対して、その取り扱いについての注意を呼びかける。

十一月

◎秋の全国火災予防運動

火気が多く使用されている時期に向って、秋の全国火災予防運動を展開し、火災予防思想の普及、避難方法の確認などについて呼びかける。

十二月

○年末年始の火災予防

年末年始の多忙期での出火防止と安全避難を呼びかける。

○暖房器具の火災予防

暖房器具からの出火は、そのほとんどが取り扱い上の不注意によるものである。

特に使いはじめの時期には、器具の整備の不充分や取り扱いの不慣れにより、ストーブなどによる火災が急に増えてくる。そこで暖房器具の正しい使い方を呼びかける。

○救急車の正しい利用

急病、交通事故などで救急需要は年々増加している。そこで救急業務の現状の紹介と、その正しい利用について呼びかける。

一月

○文化財の防火

一月二十六日は文化財防火デー、文化庁と協力して文化財に対する防火思想の普及をはかる。

○火あそびによる火災をなくそう。

火あそびは火災原因の三番目に多い。火あそびの多くは、マッチによるものであるが、火あそびをなくす上で最も大切なことは、おとなの注意である。そこで全国の家庭に対して、こどもの火あそびの防止を呼びかける。

二月

○春の全国火災予防運動

春先は火災が多く発生し、気象条件によって大火になりやすい時期である。全国いっせいに火災予防運動を展開し、火災予防思想の普及をはかり、火災による死傷者の発生を防止するよう呼びかける。

三月

○春の全国火災予防運動

二面へつづく

昭和50年度『防火標語』入選作きまる

自治省消防庁と日本損害保険協会では、昭和49年度の防災事業の一環として、火災予防思想の普及を図るため、昭和50年度の『防火標語』の募集を行っていましたが、2月28日に応募をしめきり、厳正な審査の結果、入選作一点及び佳作十点を決定した。

入選作品は昭和50年度の全国統一標語として使用されることになります。

○入選

幸わせを、明日につなぐ火の始末

東京都　安共　稔

○佳作

知っていて忘れています火の恐怖

岐阜県　浅野　精一

買物かごを持つ前にちょっと確認火の始末

東京都　阿部　澄子

火のそばの整理整頓よい防火

東京都　山本せつ子

訓練が、まさかのときのいのち綱

京都府　橋　たか志

防火のきめ手は注意の一手

福岡県　江島　昭雄

火を守る一戸一戸が消防署

徳島県　小松不二雄

安心の心のすきまに火は燃える

東京都　志村　綱代

火を使うその手でしっかり火の始末

愛知県　鷲津　敏久

いまの火をいまあなたがいま始末

千葉県　般津　隆司

外出を三分待って火の点検

北海道　四塚　朝子

短歌

雄物川町消防団

副分団長　佐藤伊一郎

消防功労者表彰式に列して。

◎県庁の正面に

金屏風輝きて

消防功労者表彰式場の幕掲ぐ

◎県警音楽隊の

奏でる音楽に

会館広がり式の開かる

◎知事協会長と

交々授ける賞状に

式場鳴せず万雷の拍手

◎無火災を七年続けし

町の表彰に

内心静かに奮をたるる

◎この栄誉受ける一人に

吾れも在り

なほ励まんと心に誓う

消防被服

名入染物専門

寺田染工場

横手市清川町

電話②〇四一六

中田建設株式会社

取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜

本社　秋田県能代市万町4の20TEL(0185)2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL(0188)24—3241代表
東京、仙台、岩手

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

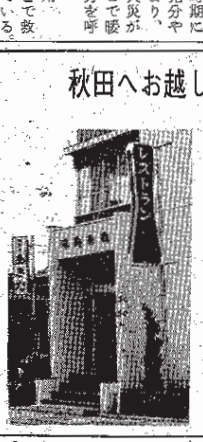

▶一般のお客様
1人室(洗面所、トイレ付)¥2,100(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥4,000(税・サービス料込み)
▶会員の方
1人室(洗面所、トイレ付)¥1,800(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥3,300(税・サービス料込み)
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
(秋田消防会館内)電話32局4111

一面よりつづき

林野火災についても、この運動の重点事項として要綱を定め、林野庁と共同して実施する。

三月

○たき火による火災をなくそう。

たき火は火災原因の二番目に多い。この時期は、たき火により枯草や林野の火災が増える。そこでたき火からの出火防止を呼びかける。

○少年消防クラブ活動

少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、少年消防クラブが健全に発展するよう呼びかける。

消防の礼式に関する私見

大内町消防団
団長 三浦精一

規律訓練と称して通常点検、引き続き行う小隊訓練には、微に入り細にわたり訓練を重ね、その技を競う。これもちろん必要であるけれども、比較的大部隊の儀式等における行動は等閑に附されており、訓練礼式の基準及びその解説に示されているものより、遠いものがあるのではないかと思われてならない。

申すまでもなく、人員、機械器具の多少、または、土地の状況により定められた隊形によりがたいときは適宜その隊形を変更することができると定められている。また、隊形ばかりでなく変更しなければならないことの起ることもあり、実に実施方法の細部については、定めのないものもあり、必ずしも型にぎっしりはまったものでないが、要は基準をのみこんでいて、変更したり、省略したりするのでなければ、あまりにも崩れ過ぎてしまうのではないかと思い、私見を述べて、これに対するご教導を賜りたいというのが私の願いである。

この度は、儀式のうち、観閲式の観閲と分列行進について述べる。

先づ一市町村の消防団でも、消防協会支部でも単位の隊が指揮者(当日の総指揮者をいう。消防訓練礼式の基準では指揮者と表現している)の指揮下に入る要領であるが、これについては、消防訓練礼式の基準に定められていないけれども、指揮の本旨と訓練を受けた消防隊の常道からして、私は次の要領が適当であると思う。

(一)、単位隊の長は、示された位置で、示された隊形を部下に示して『集れ』の号令をかける。(示された距離、間隔をとり、速やかに、特に基準になる隊は、迅速に集合して整列を完了することが肝要である)

(二)、単位隊の長は、大体同時に(合図し合うも可)自己の隊に『気をつけ』の号令をかけ、ついで『指揮者に』または『何長に』『かしら—右(左、中)』の号令をかけて、大体同時に部隊の敬礼を行い、指揮者の答礼が終わったところで『直れ』の号令を下し、ついで各隊長は指揮者に対して、その場で、最右翼隊から順次に次の要領で人員報告をする。

隊長は挙手注目の敬礼をし、指揮者の答礼が終わったところで『何消防団何名』または『何分団何名』と報告し、終わって挙手注目の敬礼をする。この敬礼と時期を合わせて、次の隊長が報告前の敬礼をする。以下この要領で最後の隊に至り、最後の隊長の報告後の敬礼と、これに対する答礼で終わる。

各隊長は、人員報告後の敬礼を行い、これに対する答礼が終わったとき『整列—休め』の号令をかける。

以上の要領で実施することにより、指揮者は、各隊が行う最初の部隊の敬礼を受ける際、一隊毎に挙手注目の答礼を繰り返すことなく、一回の挙手のまま右翼隊から順次左翼隊に体を廻して注目することによって足りる。

次に、人員報告を受ける際の答礼は、最初の隊長の報告前の敬礼に対する答礼と最後の隊長の報告後の敬礼に対する答礼を除いては、前の隊長の報告後の敬礼に対する答礼と後の隊長の報告前の敬礼に対する答礼のための挙手を兼ね、体を廻して注目することによって足りる。

次に、本論に入る

1、観閲式の実施要領

(一)観閲者の臨場

指揮者は、部隊の右端または、左端その他の状態(中央から来られる場合等)で、観閲者が観閲場に臨場したのを認知したときは、直ちに『気をつけ』の号令を下して隊列及び隊員の姿勢を正し、観閲者が定位置(観閲台)についたとき『かしら—中』の号令を下し、指揮者は挙手注目の敬礼を行い、隊員は注目を行う。但し、単位隊長は挙手注目の敬礼を行う。これに対して観閲者は答礼をし、終わったならば指揮者は半ば左向きをし、右足を引きつけたのち、かけ足で左足からおおむね五歩を隔てた位置に至り、観閲者に相対するよう右向き停止の要領により停止し、姿勢を正して挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったならば、人員その他必要事項(多くの場合人員のみ)を報告し、再び挙手注目の敬礼を行って、半ば右向きをし、左足を引きつけたのち、かけ足で左足から発進して観閲者の左方一・五歩を隔てた指揮位置に右向き停止の要領で部隊に面してから『整列—休め』の号令を下し、次に観閲者の左横に面するように右向きをし、左足を引きつけたのち、挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったとき『観閲準備完了』と報告し、挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったならば、左向きをし、右足を引きつけたのち、左足から発進して観閲者を誘導または、随行する。(誘導または、随行いずれでもよいわけであるが、昭和四十四年度第十一期消防大学校団長科では、部隊の先頭まで誘導し、その後は随行するよう教務部長の指導を受けた)

(二)観閲における部隊の敬礼

観閲者が指揮者の誘導または、随行によって部隊の先頭に近づいたとき、最右翼の隊長は『気をつけ』の号令を下し、ついでおおむね七歩に近づいたとき(式場の関係で七歩より近くなる場合もある)『かしら—右』の号令を下し、隊長は挙手注目の敬礼を行い、隊員はこれを目迎目送する。次の隊以下同じ要領で行う。

観閲者がその隊を過ぎたとき『直れ』の号令をかける。前の隊から次の隊に移る際、次の隊長の号令がおくれないよう注意を要する。

(三)観閲者の退場

観閲者が最後の隊の観閲を終了したとき、指揮者はかけ足で部隊の定位置に戻り『気をつけ』の号令を下し、観閲者が定位置(観閲台)についたとき、観閲者が臨場したときと同様『かしら—中』の号令をかけ、指揮者は挙手注目の敬礼を行い、隊員は注目して行う。これに対して観閲者が答礼をし、終わったところで、指揮者は挙手を下ろして姿勢を整え『直れ』の号令を下してもとに復する。

2、分列行進の実施要領

(一)分列行進を行うとき、車両部隊と徒歩部隊と同時に参加させる場合。

徒歩部隊の行進速度と車両部隊の行進速度の調整を図り、常に行進中において正規の距離の維持を容易にするため、徒歩部隊を先に行進させ、その後に車両部隊が続いて行進するのが原則である。

(二)分列行進

指揮者は、分列行進を行う直前に、敬礼の始点と終点に標員を配置するが、その要領は次のとおりにするのが適当である。

指揮者のもとに二名の標員になる隊員を準備して置き『標員位置につけ』と命ずる。二名の隊員は、横隊で、かけ足で観閲者の定位置(観閲台)の正面三〇歩の距離で観閲台に面して、右翼の隊員の『かけ足—止れ』の合図で停止し、観閲者が定位についている場合は、右翼の隊員の『敬礼の合図』で二人同時に観閲者に挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったならば、合図なく挙手注目を直り、右左向きをして六歩(約八歩半)前進して停止し、左右向きをして、それぞれ部隊の行進する方向に面する。

観閲者が定位についていない場合は、観閲台の前で停止したならば、前の要領で定位につく。分列行進まで時間のある場合は、別命なく『整列休め』の姿勢をとり、指揮者の『分列行進開始』の命令で『不動の姿勢』をとる。

指揮者は部隊に『気を—つけ』の号令を下し、ついて『分列行進開始』と命令して、直ちに発進し、敬礼始点に達したとき挙手注目の敬礼を行い、敬礼の終点を過ぎたとき、もとに復して、直ちに部隊を離れ、かけ足で観閲者の右側後方(観閲者からおおむね一・五歩離れることが適当である)に至って分列行進の終了まで同じに位置する。

各部隊は、指揮者または、前方の隊から所定の距離(一〇歩と規定してあるのは敬礼の始点と終点の間で、二隊の行う敬礼が重複しないようにするためである)をとって発進できるようにはるのを待って、隊列に面することなく『分列に前へ—進め』と号令して順次に発進する。後方の隊は、前の隊が発進したならば、直ちに発進位置に進み、発進を準備する。

(三)行進中の敬礼

各隊長は、敬礼の始点に達したとき『かしら—右』の号令を下し、隊長は挙手注目の敬礼を行い、隊員は一斉に観閲者に注目しながら行進する。但し、徒歩部隊のきょう導である右翼分隊長及び車両部隊の運転者は号令があっても注目をしない。

なお、隊の標識がある旗(国旗または、分団旗)を持つ者は旗竿の下端を旗竿止バンドにあてたまま右手を十分前にのばして敬礼を行い、観閲者に注目はしない。

敬礼の終点に達したとき隊長は『直れ』の号令を下し、隊長以下もとに復して示された位置につくまで行進を続ける。

(4)行進終了の部隊

行進が終わった部隊は、逐次前もって指揮者が定めて示してある位置に至って、観閲者退場に対する敬礼の準備をする。

(5)儀式終了の報告

儀式が終了した場合は、指揮者は『標員撤収』と命ずる。これによって標員は右左向きをして、観閲者に面し、右翼の隊員の『敬礼』の合図で二人同時に観閲者に挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったならば、合図なく挙手注目を直り、廻れ右または、右左向きをして、かけ足で部隊の位置に帰り、隊伍に入る。

指揮者は現位置で部隊に『気をつけ』の号令を下し、つづいて、かけ足で観閲者の前方五歩の位置に至って観閲者に面して止り、挙手注目の敬礼をし、観閲者の答礼が終わったところで敬礼を直り『儀式終了』と報告する。この場合、観閲者から命令のあった場合は、それによって行動し、命令のないときは挙手注目の敬礼を行い、観閲者の答礼が終わったならば直ちに廻れ右をして、かけ足で部隊の右翼の指揮者の定位置につき、観閲者退場の部隊の敬礼を行う。

私は以上が消防訓練礼式の基準に定められている観閲式の省略しないところの型であると考えているけれども、あるいは違っている点がないとも限らない。

表現の方法が前後、不統一であったり、適当でない言葉を使っていたりした点もあり、判断に困るようなこともあると思うが、これが呼びかけになり、お互いの研究の結果なり、または指導機関から立派なものが示されることを期待して止まない。

日本消防より

◎旅館業者のみなさんへ

"安心して泊れる旅館にして下さい!!"

火災を出さないことは、もちろんですが、たとえ出火しても小さくおさえ、死傷者を出さないことは『安全な旅館』の条件です。

そこで、つぎのことを実行してください。

(1)万一の火災にそなえ、消防計画をたてて『通報』『消火』『避難誘導』など、従業員の任務をきめ、定期的に訓練をする。

(2)夜間は、従業員の人数もへるので、実際の人数から割り出して実効ある『夜間消防体制』をとって活動できるシステムにする。

(3)いかなることがあっても『避難路、非常口』は必ず確保する。また、各所に必ず懐中電灯をそなえる。

(4)宿泊客に対しては、案内図などにより万一の場合の『非常通路』をよく知らせるようにつとめる。

(5)消防隊との連けい方法をきめておくとともに防火扉、防火シャッターの閉鎖時機についても事前によく検討しておく。

白衣の闘魂 (1)

放水生

消防放談を一時中断して今月から白衣の闘魂を記します。

◎野戦病院の巻

勝って来るぞと勇ましく
誓って国を出たからにゃ
手柄立てずに死りょうか
進軍ラッパ聞く度に
まぶたに浮かぶ旗の波。

今から三十八年前の昭和十二年七月二十七日召集令状を受け、秋田常備消防部一同から激励と歓呼で見送られて入隊した私は、入隊後七ヵ月目の昭和十三年二月二十七日、北支山西省霊石の山岳戦で敵迫撃砲を受けて二名戦死、六名負傷した。負傷者六名中、通信班は五名の受傷で全滅状態となった。中でも私は足腰が立てない。やがて衛生隊に運ばれ、軍医の診断の結果、右臀部右大腿部臀部砲弾破片創という傷名を書いた紙片が胸につけられ、応急手当の上、担架に乗せられて山麓の野戦病院に向かって山岳を下りる。

両側の山岳から機関銃の一斉射撃を受けるたびに衛生隊は担架を投げて、地に伏すこと数回、ようやく野戦病院に収容された。負傷した戦友五名は歩行が出来る。重傷の私を慰めて、いろいろ用を達してくれる。戦友とはありがたいものである。治療といっても数多い傷兵に治療の手が廻らない。繃帯交換が出来る方は良い方で、次々トラックに乗せられ、後方の野戦病院に送られる。私達六名も平遙野戦病院に送られた。

思えば、先にわれらが占領した地域には、次々に野戦病院が開設されていた。

次に、太原野戦病院に後送され、そして石家荘野戦病院は一晩だけ、繃帯交換もなく保定野戦病院に後送された。

ここ保定城は、昭和十二年九月二十二日には包囲され、九月二十三日払暁から総攻撃が開始された。砲兵の猛射、わが赤間部隊の迫撃砲は城内目がけて猛射する。空からは友軍の爆撃、午前九時四十五分歩兵部隊は城壁の一角を占領し、日章旗が揚げられ、保定は陥ちたのである。午後一時城内の掃蕩も完了し入城した。

わが赤間部隊は、保定軍官学校の一隅を宿舎として三日間の警備したことが瞼にうかぶ。

さて、ここ保定野戦病院に駐とん衛生隊は、青森、岩手で編成された部隊で、われら六人も東北出身という事で、非常に手厚い看護を受けた。軍医は岩手県水沢市出身の高橋軍医で、衛生兵室に収容してくれた。

他の五人の戦友は、日ましに元気になって行くが、私は日ましに悪くなって行く。右大腿部が化膿したのである。或る昼さがり両眼がだんだん暗くなり、次第々々に物が見えなくなって気が遠く沈んで行く。死ぬとはこのようなものかと思った。戦友達が急を衛生兵に、衛生兵は軍医に報告した。

軍医の診断は直ちに手術という事になった。手術といっても野戦病院のことである。頭から毛布をすっぽりとかぶせ、衛生兵が五、六人で両手両足、胴体を押え付け、右大腿部内側から破片摘出という手術である。

麻酔薬の注射なんてない。アルコール消毒のメスが肉体に入る『痛い』と叫んでも動く事が出来ない。全身脂汗が滝のように流れる。

軍医曰く『若し切開して破片摘出不能のときは大腿部から切断する』という声が聞こえてくる。ままよ死のうが、破片が取れようが切断されようが、勝手にしゃがれと観念をした。

時間にして一時間位で破片摘出に成功し、切傷の口に消毒ガーゼのタンポをつっこみ、繃帯されてやがて毛布も押えもはなされた。

高橋軍医は『破片もとれた、あとは化膿がおそろしいので、この衛生隊は二週間後に北京に引き揚げるので、その時お前も一緒に北京に後送する。ただし、戦友五人は今晩北京に後送するが、心配するなと励ましてくれて衛生兵室に一人残された。

ここで死んでなるものか。何がなんでも早く治って一線に復帰すると闘魂を燃やした。

三日目に傷口からタンポを抜き、繃帯交換が行われた。これがまた、神経にさわるたびに痛みが頭にしみ込む。十日を過ぎた頃、傷口に肉がもり上って来た。

然し、衛生隊に前進命令がきて出発し、私は北京に列車で後送と決定し衛生隊と別れた。

北京野戦病院には、日赤秋田支部班の従軍看護婦の手厚い看護で、大腿部の切開した切傷も癒った。

婦長さん、私を此処で治して一線に返して下さいと懇願したのであるが、数日後の四月十二日、内地還送の命令で沽塘港に送られ、病院船みずほ丸に収容された。

傷口は全部塞ぎ、ただ腰が立たないのである。治療も無い、ただ寝たきりの重傷患者である。担送患者は船の中央で起居する。夜に入ると点呼である。近づいて来る病院船副官は見おぼえのある顔である。私と同じ町内のK准尉で、たしか日赤秋田支部に勤務していた人である。

点呼も終わり、看護婦に聞いて見たら、この病院船の従軍看護婦は秋田で編成された看護婦であるという。副官はK准尉ですという。それでは町内の放水が来ていると伝言して下さいと頼んだ。船中の点呼も終わった頃、副官は私の病床日誌を見てから、看護婦を伴って来た。どうした。今、君の病床日誌を見たら腰椎部に破片が入っているので腰が立てないのだ、この船は大阪陸軍病院に傷兵を送るのだから、大阪でよく診断してもらい手術を受けなさい。それから大阪に着くまで附き添看護婦をつけるから心置きなくと、心温まる温情あふるる言葉であった。

翌日から秋田美人の看護婦が身体の垢を流してくれる、両足の裏の垢落とし、理髪と心ゆくまで手厚いサービスを受けた。

音に聞く玄海灘の荒波は船体の窓を洗う。また、看護婦は私の所持品の検閲を受けてくれた。

四月十七日異状なく大阪港に着岸、これで病院船みずほ丸に別れて、大阪陸軍病院金岡分院に後送

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂 吉之助
印刷所 能代市大手町7の8
(株) 北羽新報社
電話 ②代5353

昭和50年 春の消防関係生存者叙勲

本県消防関係生存者の叙勲受章者は、次のとおりである。

勲五等瑞宝章
仁賀保地区消防団 団長 伊藤 佐市
湯沢市消防団 副団長 伊藤清次郎
琴丘町消防団 団長 近藤 武喜
藤里町消防団 団長 市川 春治

勲六等旭日章
東由利町消防団 副団長 畠山 富男
本荘市消防団 副団長 鈴木 末光
平鹿町消防団 副団長 高橋文治郎
岩城町消防団 副団長 京極 幸吉
元大館市消防団 副団長 羽柴 誠一

勲六等瑞宝章
増田町消防団 分団長 石山秀之助
男鹿市消防団 分団長 吉田忠太郎
元秋田市消防本部 消防司令長 木場忠一郎

勲七等旭日章
元大曲市消防団 団員 田越 良助
湯沢市消防団 団員 遠藤 吉郎
大曲市消防団 班長 小林 末蔵

勲七等瑞宝章
元雄勝町消防団 団員 井川 萬三

春の火災予防運動を顧みて

春の火災予防運動は四月六日から十二日まで「生活の一部にしよう 火の点検」を合言葉に、全県各地で週間中全県無火災を達成しようと頑張ったが、遂に無火災の達成は残念ながら出来なかった。

建物火災 二件
林野火災 三件
その他 二件

の七件で、損害額推定九三一、〇〇〇円であると県消防防災課で発表している。

秋田市では週間中火災0の記録をつくったが、秋田消防署では歌っコ聞かせて防火の呼びかけを行った。その計画と実施の記録が届いたのでこれを発表する。

◎歌っコ聞かせて防火を呼びかけ　秋田消防署

桜のつぼみもふくらみかけた四月六日から全県一斉に春の火災予防運動が展開された。消防署では「わが家の防火総点検」の指導を最重点に主婦、買物客を対象に一般家庭の予防査察、街頭広報などを実施し、防火の呼びかけをした。

先づ週間に先きだって、三月二十八日秋田消防署民謡同好会（会長金政二郎消防副士長）会員二五名が、老人ホームを民謡慰問を兼ね、防火の呼びかけをした。

得意のノドを披露、その合間に防火を呼びかけ、前宣伝よろしく週間のムードをいやがうえにも高めた。

今後もこの種施設を訪問し、防火の呼びかけを予定している。

民謡「秋田おばこ」

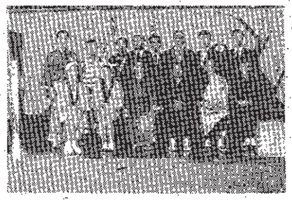
会員の記念写真

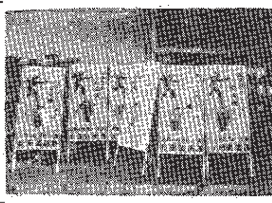
自費自作の立看板

◎立看板の自主掲示

若い予防係員の発案で、自費自作の看板を製作し、消防署、各出張所に掲示した。玄人顔負けと自画自讃よろしく、二五万市民が如何に受け止めたか気になるという。

○絵のヒント

署内見学の幼稚園児、消防車で火事が消えないときは、仮面ライダー・ストロンガーを呼んで消してもらいなさい。

また、市内の中学生から防火標語と激励の手紙をいただいた。

「無責任、たばこの投げ捨て、置き忘れ」
山王中学校一年 鎌田 伸子

を早速立看板に取り入れ、掲示した。

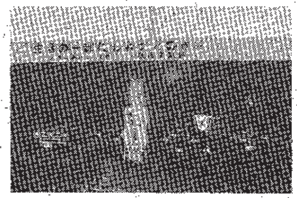
車庫前に横断幕

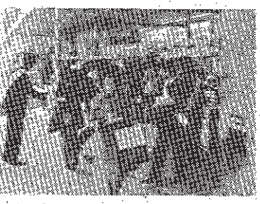
百貨店前の街頭宣伝

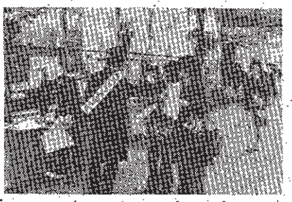
子供にも愛想よい署員

◎街頭広報

わが家の防火総点検の実施をさらに推進するため、市街地のメンストリート六カ所に署員を配置させ、家庭の主婦、買物客を対象に街頭広報を実施し、防火を呼びかけた。

○広報で配ったもの
チラシ 一、〇〇〇枚
風船 三〇〇コ
鉛筆 一、〇〇〇本
防火チェックポイント（ぬりえになるもの） 三、〇〇〇部

◎火災予防運動実施の依頼
各火災予防組合長
各町内会長
各婦人会長 宛

1、火災予防について
(1)毎年火災の原因のトップはタバコの不始末によるものです。タバコの投げ捨て、および寝タバコは厳につつしんで下さい。
(2)これからは子供の火遊びによる火災が多くなる季節です。子供の目につくような場所にマッチ、ライターなどを置かないで下さい。
(3)本運動の統一標語は「生活の一部にしよう火の点検」です。外出、就寝前の火元点検を励行し、確認の習慣を家族みんなが身につけましょう。
(4)老人、子供、病弱者等の就寝場所は避難しやすい階下、出入口等にして下さい。
(5)野焼やたき火は、消防署に届けるとともに、火災予防上安全な場所で行い、消火用水を用意し監視人を置くこと。
(6)燃えやすい物をみだりに放置しておくことは、火災の誘因になるので家屋の周囲は常に整理整とんしておくこと。
(7)各家庭に消火器、消火用水を備え付け、有事の際に対処できるようにしておくこと。

2、万一火災になったらどうするか。
(1)火災は最初の数分で勝負です。火災を早く発見し、早く知らせることと、早く消し、早くにげるタイミングをつかむことが大切です。
(2)火災を知らせる方法
(ア)大声で「火事だ!」と叫んで家族や近所の人に知らせる。
(イ)火災を知ったら「一一九番」でおちついて町名、番地、目標を正しく知らせる。
(ウ)声が出なかったら、手近にある洗面器やなべなどをガンガンたたいて大きな音を出す。
(3)電話によって一一九番のかけ方が違う。
○青電話、黄電話
(ア)受話器をあげて一一九番の専用ダイヤルをまわす。
(イ)前面に緊急通話用の赤ボタン（プラスチックカバー付）がついているものは、カバーを破って赤ボタンを押し、ダイヤルをまわす（いずれも一〇円を入れなくてもよい）
(ウ)専用ダイヤルのない青電話、黄電話は一一九番をまわして通報（一〇〇円、一〇円もどる）
○赤電話、ピンク電話
電話の管理者（店の人）にたのんでカギで切り替えてもらってから一一九番をまわす（一〇円を入れなくともよい）
○加入電話
受話器をあげて、あわてないで一一九番をまわす。

◎わが家の防火チェックポイント

▽台所、風呂場
・ガスコンロなどは、ときどき手入れと点検をしていますか。
・ガスコンロなどのまわりや上に、ふきんなど燃えやすい物がありませんか。
・ガスコンロなどを使用中その場を離れることはありませんか。
・ガスのゴム管が長すぎたり、いたんだりしていませんか。
・ガスのゴム管はホースバンドでとめてありますか。
・マッチはこどもの手の届かないところにおいてありますか。
・マッチの燃えさしを捨てる容器はきめてありますか。
・煙突の壁体貫通部分にはめがね石を入れてありますか。
・風呂の空たきを防ぐため水をときどき確かめていますか。

▽居間
・電気器具は使い終ったら必ずコンセントからぬいてありますか。
・アイロンなどの電気器具は、子供がいたずらしないところにおいてありますか。
・たこ足配線をしていませんか。
・くわえたばこで、ふとんをたたんだりすることは、ありませんか。
・灰皿の吸いがらは必ず水をかけてからすてていますか。
・灰皿は大きめなもので、いつも水が入っていますか。
・ストーブはときどき手入れと点検をしていますか。
・ストーブはカーテンやフスマの近くで使うことはありませんか。
・石油ストーブは火のついたまま持ちはこんだり、給油したりすることはありませんか。
・ストーブの上でせんたく物をかわかしたりすることはありませんか。
・石油ストーブは点火した後、炎の調整をしていますか。
・対震自動消火装置付石油ストーブは、正しく作動するようにセットされていますか。

▽家のまわり
・家のまわりには燃えやすいものがありませんか。
・たき火をするときは、消火用水を準備していますか。
・プロパンガスのボンベは倒れないように鎖で固定してありますか。

▽家庭内の危険物
・石油ストーブなどの燃料油は安全な場所に保管していますか。
・塗料、ベンジン、接着剤など、引火性の物品を火のそばで使うことはありませんか。

▽防火の心得
・家族みんなで火災や地震のとき、どうするか話しあっていますか。
・出かけるときや寝る前に火の元をたしかめていますか。
・自主防火診断をときどきおこなっていますか。
・こどもに火遊びをしないようにしつけていますか。
・消火器や消火用水をそなえていますか。

▽人命安全
・はしごやロープなど避難のための用意をしていますか。
・二つ以上の方向へ避難することができますか。
・おとしよりやこどもを安全なところへ寝かせていますか。
・体の不自由な人やおとしより、こどもだけを残して外出するときの対策はできていますか。
・出入口や廊下に避難のじゃまになるものをおいてありませんか。
・寝たばこをする人はおりませんか。

「消防福祉共済制度」ご加入のおすすめ!!

日本消防協会が団員の福祉共済を目的として実施している「消防福祉共済制度」の運営については昭和50年度から日本消防協会が自営することになっていますが（詳細記事は昭和四十九年十一月号消防秋田に掲載済）本県では上小阿仁村、阿仁町はすでに加入して居り、本年度は能代市、八竜町、大内町、仙南村、藤里町の五市町村が加入することになり、今手続中である。

1、制度の特色として
公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます。
2、わずかな掛金で高額の保障が得られます。
3、一年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます。
4、一年毎に収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします。
5、無診査で加入手続きが簡単です。

詳しい事は秋田県消防協会に問い合わせ下さい。

◎生活の知恵

新緑の候の山野は、いよいよ山菜の季節である。われもわれもと山菜採りの人波である。人が多く山に入り込むと山火事の発生が多くなる。なんとか山火事だけは無くしたいものである。

河辺町のある人は山菜取りに行く時タバコの吸殻入れを腰にさげて山に入るという。山に入る人々は常に火の用心について忘れてはならない。

ところで現代の三十代以下は山菜の料理法を知らない。先般の日曜日町内の若夫婦が自家用車で山菜取りに行き見事な蕨を大量に取ってきた。その蕨をわが家でも頂戴した。愚妻は昔からの処理方を知っているため春になると木灰を準備している。背々とした蕨料理が食卓を賑わす。

ところが折角取ってきた若夫婦はいろいろ研究した結果みょうばんを入れてゆがいた。蕨は黄ばんでにがみはとれない。これは失敗という事でその蕨を持参してその処理方法を愚妻から聞いていた。愚妻はわが家で処理した蕨をわけてやった。

今は文化生活で木灰などこの家庭にもない。灰がなければ重曹を入れて、ゆげばよい。

あの二人はたしか農村出身であるが、山菜の処理法は知らないようだ。

県庁人事　五月一日付

民生部長 富樫 恭康
依願退職
環境保健部 次長 三浦 良市
民生部長へ
雄勝福祉事務所 所長 藤原金之助
秋田福祉事務所 所長 七尾 四郎
民生部福祉課参事へ
大館保健所 次長 渡辺 憲司
北秋田福祉事務所長へ
身障更生指導所 所長 三浦 英紀
山本福祉事務所長へ
婦人相談所 所長 木元 通也
秋田福祉事務所長へ
秋田福祉事務所 次長 相沢 完司
由利福祉事務所長へ

（二面へつづく）

余録　T・H生

ゆっくり早く

「ゆっくり早く」という言葉がある。ズバリ解釈すれば、ゆっくりやったんでは早くなる筈がないのである。一読すれば矛盾を感ずるのだがそれが道理でもありナカナカ妙を得ている。物事は慎重確実にやった方が結果的には大体早いことになっている◆秋田市内の横断歩道数ヵ所に「左右をよくみてゆっくり走れ」と書いてある。最近では横断歩道で信号だけをみて渡るのは危険である。歩行者の列に車が突込んだり、暴走して歩道に侵入して歩行者を死傷させている例もある。安心して歩ける所がだんだん少くなった感じがする。歩道橋は不便だの風紀を害するのと言ってはおられない。暴走車でも歩道橋までは上れない◆数年前青森県の十和田市内で火災現場に出勤する消防車とパトカーが交差点で衝突した事故が発生している。双方ともサイレンを鳴らして走っているからお互に判らない筈である。いうなれば優先通行権の衝突である。たとえ相手が一般車両にしても優先権の押売りは危険なのである。出動の場合でも危険な追越し、交差点の安全などに充分注意して走行することが「ゆっくり早く」である◆本県でも不幸にして消防車が訓練出動中、トラックと衝突し多数の死傷者を出し、また救急車が患者を搬送中他の車と衝突した事故など発生をみていることは残念なことである。早いばかりが芸ではない、急ぐ余りに結局目的の任務を果たすことができないとしたらどうなる◆戦国の武将小早川隆景が戦場において秀吉に火急の連絡ができた折、祐筆（書記）を呼び出し「こと急を要する間に記せ」（用件は急務であるから間違いないようゆっくり書け）と命じたという。何事も重要で急ぐ事ほど「ゆっくり早く」やるようにしたいもの。

（一面よりつづき）

中央児童相談所
所長　柿崎　平
仙北福祉事務所長へ
生活センター
次長　米沢　貞蔵
雄勝福祉事務所長へ
由利福祉事務所
所長　杉江　憲造
中央児童相談所長へ
山本福祉事務所
所長　富永　広
千秋学園長へ
北秋田福祉事務所
所長　伊藤　実
児童会館長へ
消防防災課
主査　小松　二郎

警務課警務調査官
中村　恭蔵
消防防災課長補佐へ
国民健康保険課
主査　宮崎長一郎
老人福祉課主査へ
消防防災課
危険物検査係長
吉田　直弥
消防防災課主査へ
消防防災課
主任　安宅　重治
能代保険所健康管理課
総務係長へ
北秋田福祉事務所
主任　秋山　準一
山本福祉民生課
少年交通係長へ

昭和50年度 代議員会議開催する

昭和50年度代議員会議は6月4日午後1時から消防会館大会議室において開催した。

まず、中出会長あいさつのあと、来賓小畑知事から祝辞をいただき、議事に入る。

まず、議事録署名、委員二名。

森吉町団長、柴田　直松
矢島町団長、小番農夫也

を選出して議事に入る。

▽認定第一号昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算
▽認定第二号昭和四十九年度消防会館特別会計収支決算
▽認定第三号昭和四十九年度特別会計消防会館積立金歳入歳出決算
▽認定第四号昭和四十九年度特別会計福災互助会歳入歳出決算
▽認定第五号昭和四十九年度特別会計福災互助会共済積立金歳入歳出決算

を承認する。

次いで議案審議に入る。

▽議案第一号昭和五十年度一般会計歳入歳出予算
▽議案第二号昭和四十九年度消防会館特別会計収支予算
▽議案第三号昭和四十九年度特別会計消防会館積立金歳入歳出予算
▽議案第四号昭和五十年度消防会館特別会計収支予算
▽議案第五号昭和五十年度特別会計福災互助会歳入歳出予算
▽議案第六号補正予算の委任について
▽議案第七号年度内一時借入れについて

を承認する。

次いで役員改選に入り

会　長　中田　初雄留任
副会長　佐藤　純兵留任
同　　銭谷小太郎留任
同　　佐々木賢一留任
監　事　柏谷　芳郎新任
同　　高杉　正巳新任
同　　照井喜市郎留任

を選出する。

次いで第二八回全県消防大会開催について説明し、午後二時五十分閉会する。

▽議案第二号昭和五十年度支部分担金の徴収額について
▽議案第三号昭和五十年度一般会計歳入歳出予算
▽議案第四号昭和五十年度消防会館特別会計収支予算

審議

▽議案第五号昭和五十年度特別会計福災互助会歳入歳出予算
▽議案第六号補正予算の委任について
▽議案第七号年度内一時借入れについて

を承認する。

次いで役員改選に入り

会　長　中田　初雄留任
副会長　佐藤　純兵留任
同　　銭谷小太郎留任
同　　佐々木賢一留任
監　事　柏谷　芳郎新任
同　　高杉　正巳新任
同　　照井喜市郎留任

を選出する。

次いで第二八回全県消防大会開催について説明し、午後二時五十分閉会する。

▽議案第二号昭和五十年度支部分担金の徴収額について
▽議案第三号昭和五十年度一般会計歳入歳出予算
▽議案第四号昭和五十年度消防会館特別会計収支予算

審議報告

標語

あぶないよ
小さなすいがら
大きなそんがい

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

6月4日の通常代議員会で決議された決算予算等

認定第1号　昭和49年度一般会計歳入歳出決算書

1. 歳入高金　11,213,507円也
1. 歳出高金　11,100,877円也

（収入の部）　差引残高金　112,630円也　次年度へ繰越　（単位　円）

科目 款項	科目 目	予算額	決算額	比較増減
1財産収入				
(1)財産収入	1利子収入	90,000	133,831	43,831
2分担金				
(1)分担金	1分担金	940,000	941,527	1,527
3補助金				
(1)補助金	1補助金	4,150,000	4,150,000	0
4委託金				
(1)委託金	1委託金	1,600,000	1,600,000	0
5事業収入				
(1)事業収入	1新聞広告料	200,000	168,000	△32,000
6繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	3,550,000	3,550,000	0
7繰越金				
(1)繰越金	1繰越金	158,000	158,300	300
8雑収入				
(1)雑収入	1雑収入	36,000	16,849	△19,151
9東北地区消防協議会々費				
(1)協議会々費	1協議会々費	540,000	495,000	△45,000
歳入合計		11,264,000	11,213,507	△50,493

（歳出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	予算額	決算額	比較増減
1協会費		10,447,000	10,348,291	△ 98,709
(1)会議費		9,3,000	736,765	△ 166,235
	1代議員会費	280,000	244,770	△ 35,230
	2理事会費	180,000	204,365	24,365
	3事務連絡会議費	23,000	29,250	6,250
	4旅費	420,000	258,380	△ 161,620
(2)事務費		3,969,000	3,976,770	7,770
	1職員給料	2,130,000	2,130,000	0
	2職員手当	1,238,000	1,238,000	0
	3共済費	231,000	206,028	△ 24,972
	4役職員旅費	280,000	282,852	2,852
	5需用費	60,000	96,350	36,350
	6役務費	30,000	23,540	△ 6,460
(3)事業費		5,575,000	5,664,784	89,784
	1表彰費	330,000	350,440	20,440
	2弔慶見舞費	150,000	133,000	△ 17,000
	3無火災運動推進費	1,600,000	1,717,163	117,163
	4教養講習費	200,000	243,450	43,450
	5全県消防大会費	400,000	458,268	58,268
	6全県操法訓練大会費	500,000	478,730	△ 21,270
	7支部防災訓練大会費	300,000	150,000	△ 150,000
	8調査研究費	70,000	69,613	△ 387
	9東北地区協議会費	1,674,000	1,713,440	39,440
	10全国操法大会補費	351,000	350,680	320
2負担金				
(1)負担金	1負担金	414,000	413,721	△ 279
3交際費				
(1)交際費	1交際費	200,000	200,280	280
4積立金				
(1)積立金	1積立金	100,000	100,000	0
5雑支出				
(1)雑支出	1借入金利子	87,000	9,057	△ 77,943
6予備費				16,000
(1)予備費	1予備費	16,000	0	16,000
歳出合計		11,264,000	11,100,877	△ 163,123

認定第2号　昭和49年度消防会館特別会計収支決算書

1. 収入高金　26,226,227円也
1. 支出高金　25,881,868円也

（収入の部）　差引残高　344,359円也　次年度へ繰越　（単位　円）

科目 款項	科目 目	目論見額	収入済額	比較増減
1事業収入		24,310,000	24,384,680	74,680
(1)貸室収入		2,546,000	2,630,140	84,140
	1事務室貸料	1,586,000	1,670,140	84,140
	2食堂貸料	960,000	960,000	0
(2)貸会議室収入		1,585,000	1,488,640	△ 96,360
	1会議室使用料	1,584,000	1,422,640	△ 161,360
	2同過年度収入	1,000	66,000	65,000

（支出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	目論見額	支出済額	比較増減
1管理費		11,176,000	11,030,011	△ 145,989
(1)光熱費		4,545,000	4,244,680	△ 300,320
	1電気料	1,620,000	1,445,829	△ 174,171
	2ガス料金	12,000	21,073	9,073
	3暖房料	2,415,000	2,420,088	5,088
	4水道料	498,000	357,680	△ 140,320
(2)整備清掃費				
	1整備清掃費	3,047,000	3,046,700	△ 300
(3)通信費				
	1電信電話料	1,878,000	2,023,901	145,901
(4)課税公課				
	1諸税	737,000	736,760	△ 240
(5)保険料				
	1火災保険料	107,000	1,6,920	△ 80
(6)営繕費				
	1営繕費	832,000	831,050	△ 950
(7)雑費				
	1雑費	30,000	40,000	10,000
2事務費		6,084,000	6,031,412	△ 52,588
(1)給与		5,109,000	5,123,201	14,201
	1給料手当	4,620,000	4,620,000	0
	2通勤手当	132,000	126,000	△ 6,000
	3厚生費	109,000	108,000	△ 1,000
	4共済費	248,000	269,201	△ 21,201
(2)旅費				
	1旅費	1,000	0	△ 1,000
(3)通信費				
	1郵便費	24,000	17,000	△ 7,000
(4)消耗品費		420,000	429,091	9,091
	1事業用消耗品費	250,000	312,201	62,201
	2事務用消耗品費	20,000	41,890	21,890
	3印刷費	150,000	75,000	△ 75,000
(5)備品費		360,000	258,120	△ 101,880
	1業務用備品費	350,000	258,120	△ 91,880
	2事務用備品費	10,000	0	△ 10,000
(6)渉外費				
	1交際費	50,000	45,790	△ 4,210
(7)雑費				
	1雑費	120,000	158,210	38,210
3雑支出				
(1)支払利子	1借入金利子	771,000	770,455	△ 545
4繰出金				
(1)繰出金	1繰出金	3,550,000	3,550,000	0
5償還金				
(1)償還金	1償還金	4,500,000	4,500,000	0
6予備費				
(1)予備費	1予備費	59,000	0	△ 59,000
支出合計		26,140,000	25,881,868	△ 258,132

認定第3号　昭和49年度特別会計消防会館積立金歳入歳出決算書

1. 歳入高金　1,200,000円也
1. 歳出高金　500,000円也

（歳入の部）　差引残高金　700,000円也　（単位　円）

科目	金額	説明
繰入金	1,200,000	昭和48年度消防会館特別会計より繰入
計	1,200,000	

（歳出の部）

科目	金額	説明
繰出金	500,000	昭和49年度消防会館大会議室改築費に繰出
計	500,000	

事業種目	事業費	実施時期	摘要
		随時	(9)無火災県民運動の指導
		3月日	(10)無火災市町村に感謝状の贈呈
4教養講習	200,000	随時	1 消防知識の啓発と消防技術の向上のため、支部と共催で講習会を開く。
		〃	2 消防体制強化のため、支部と共催で、特設消防団の訓練を指導する。
5全県消防大会	400,000	8月日	消防士気高揚と消防施策の研究、消防体制の強化、消防技術の練磨向上のため、鹿角市において全県消防大会を開催する。
6全県消防連合訓練大会	500,000	9月日	消防団員の士気高揚と消防規律、消防技術向上のため秋田市において支部代表消防団員の県大会を開催する。
7支部防災総合訓練	250,000	随時	防災体制を強化するため、市町村等の防災計画に基き防災関係機関が一体となって、その地区の住民の協力を求め異状気象下における火災防ぎょ避難救出救助応急復旧及びその他の防災総合訓練の実施を助成する。
8調査研究	50,000	〃	消防体制の充実強化に資するため先進地の視察及びその他の調査研究を行う。
計	3,950,000		

議案第2号　昭和50年度支部分担金の徴収額について

昭和50年度の支部分担金の賦課基準を次のとおりとし、徴収額を別表のとおりとする。

記

1　世帯数割　1世帯当たり2円40銭、ただし市は2円17銭とする。

2　会員数割　1人当たり8円

別表　(単位　円)

区分 / 支部	徴収額	世帯数割 世帯数	世帯数割 金額	会員数割 会員数	会員数割 金額	備考 (前年度徴収額)
鹿角	44,615	15,023	33,391	1,403	11,224	44,466
大館，北秋田	113,595	40,111	91,827	2,721	21,768	113,591
能代市，山本郡	86,238	30,212	68,974	2,158	17,264	85,718
男鹿，南秋	79,447	26,445	61,327	2,265	18,120	78,123
秋田市	166,639	70,067	152,047	1,824	14,592	160,918
河辺	17,932	4,565	10,956	872	6,976	17,720
本荘市由利郡	99,648	30,060	69,800	3,731	29,848	98,375
大曲市，仙北郡	130,093	41,216	96,525	4,196	33,568	129,484
横手市，平鹿郡	99,137	28,720	66,369	4,096	32,768	98,717
湯沢市，雄勝郡	79,842	22,472	51,682	3,520	28,160	79,441
計	917,186	308,891	702,898	26,786	214,288	906,553

議案第3号　昭和50年度消防協会一般会計歳入歳出予算

1　収入高金　8,848,000

1　支出高金　8,848,000

(歳入の部)　差引残なし　(単位　円)

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1財産収入				
(1)財産収入	1利子収入	20,000	90,000	△ 70,000
2分担金				
(1)分担金	1分担金	951,000	940,000	11,000
3補助金				
(1)補助金	1補助金	3,400,000	4,150,000	△ 750,000
4委託金				
(1)委託金	1委託金	1,600,000	1,600,000	0
5事業収入				
(1)事業収入	1新聞広告料	200,000	200,000	0
6繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	2,538,000	3,550,000	△ 1,012,000
7繰越金				
(1)繰越金	1繰越金	112,000	158,000	△ 46,000
8雑収入				
(1)雑収入	1雑収入	27,000	36,000	△ 9,000
9東北地区消防協議会々費				
(1)協議会々費	1協議会々費	0	540,000	△ 540,000
歳入合計		8,848,000	11,264,000	△ 2,416,000

(歳出の部)　(単位　円)

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1協会費		8,182,000	10,447,000	△ 2,265,000
(1)会議費		831,000	903,000	△ 72,000
	1代議員会費	280,000	280,000	0
	2理事会費	180,000	180,000	0
	3事務連絡会議費	23,000	23,000	0
	4旅費	348,000	420,000	△ 72,000
(2)事務費		3,401,000	3,969,000	△ 568,000
	1職員給料	1,800,000	2,130,000	△ 330,000
	2職員手当	1,056,000	1,238,000	△ 182,000
	3共済費	151,000	231,000	△ 80,000
	4役職員旅費	280,000	280,000	0
	5需用費	70,000	60,000	10,000
	6役務費	44,000	30,000	14,000
(3)事業費		3,950,000	5,750,000	△ 1,625,000
	1表彰費	700,000	330,000	370,000
	2弔慰見舞金	250,000	150,000	100,000
	3無火災運動推進費	1,600,000	1,600,000	0
	4教養講習費	200,000	200,000	0
	5全県消防大会費	400,000	400,000	0
	6消防訓練大会費	500,000	500,000	0
	7支部防災訓練費	250,000	300,000	△ 50,000
	8調査研究費	50,000	70,000	△ 20,000
	9東北地区消防連絡協議会費	0	1,674,000	△ 1,674,000
	10全国操法大会	0	351,000	△ 351,000
2負担金				
(1)負担金	1負担金	450,000	414,000	36,000
3交際費				
(1)交際費	1交際費	200,000	200,000	0
4積立金				
(1)積立金	1積立金	1,000	100,000	△ 99,000
5雑支出				
(1)雑支出	1借入金利子	0	87,000	△ 87,000
6予備費				
(1)予備費	1予備費	15,000	16,000	△ 1,000
歳出合計		8,848,000	11,264,000	△ 2,416,000

認定第4号　昭和49年度特別会計罹災互助会歳入歳出決算書

1．歳入高金　8,895,336円也

1．歳出高金　6,563,018円也

差引残高金　2,332,318円也　共済積立金に繰越

(歳入の部)　(単位　円)

科目 款項	科目 目	予算額	決算額	比較増減
1積立金				
(1)積立金	1積立金	7,860,000	7,792,750	△ 67,250
2利子				
(1)利子	1利子	80,000	102,586	22,586
3繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	1,000,000	1,000,000	0
歳入合計		8,940,000	8,895,336	△ 44,664

(歳出の部)　(単位　円)

科目 款項	科目 目	予算現額 当初予算額	予算現額 流用額	予算現額 計	支出済額	不要額
1見舞金						
(1)見舞金	1見舞金	5,500,000		5,500,000	3,578,000	1,922,000
2事務費						
(1)事務費		1,836,800	28,000	1,864,800	1,828,758	36,042
	1給料	660,000	30,000	690,000	690,000	0
	2手当	400,000	17,090	417,090	417,090	0
	3共済費	70,000	△10,661	59,339	58,648	691
	4会議費	107,000		107,000	94,100	12,900
	5旅費	83,800	△36,429	47,371	34,060	13,311
	6需用費	30,000		30,000	21,760	8,240
	7役務費	30,000		30,000	29,100	900
	8備品購入費	0	28,000	28,000	28,000	0
	9諸費	456,000		456,000	456,000	0
3強化費						
(1)強化費	1強化費	1,159,000		1,159,000	1,156,260	2,740
4予備費						
(1)予備費	1予備費	444,200	△28,000	416,200	0	416,200
歳出合計		8,940,000	0	8,940,000	6,563,018	2,376,982

認定第5号　昭和49年度特別会計共済積立金歳入歳出決算書

1．収入高金　43,317,452円也

1．支出高金　1,000,000円也

(歳入の部)　差引残金　42,317,452円也　次年度繰越　(単位　円)

科目	金額	説明
昭和48年度共済積立金繰越金	32,303,127	
繰入金	8,186,095	昭和48年度繰越金 4,686,095円　消防会館建設資金 貸出昭和49年度分償還 2,000,000円　消防会館建設資金 昭和49年度分償還 1,500,000円
利息	2,828,230	安田信託仙台支店39,164　東洋信託仙台支店27,825円　秋田銀行県庁支店 1,335,356円　羽後銀行駅前支店 735,885円　消防会館建設資金貸出残金12,000,000円の利息 690,000円
計	43,317,452	

(歳出の部)

科目	金額	説明
繰出金	1,000,000	昭和49年6月11日鹿角支部外9支部へ事務手数料として
計	1,000,000	

特別会計罹災互助会財産調

1共済積立金	42,317,452円也		
		東洋信託銀行仙台支店信託	7,034,247円
		安田信託銀行仙台支店信託	486,087円
		羽後銀行駅前支店　定期	8,225,343円
		秋田銀行県庁支店　定期	26,571,775円
		計	42,317,452円
2昭和49年度分	2,332,318円也		
		秋田銀行県庁支店　定期	1,570,860円
		同上　普通預金	761,458円
		計	2,332,318円
3現金計	44,649,770円		
4貸出金		消防会館建設資金貸出残金	14,000,000円
		同上	10,500,000円
		計	24,500,000円
5総計	69,149,770円也		

議案第1号　昭和50年度事業計画

事業種目	事業費	実施時期	摘要
1表彰	700,000	1月1日	1 10年勤続表彰
		〃	2 15年勤続表彰
		〃	3 永年勤続功労表彰
		随時	4 現場功労表彰
		7・8月中	5 支部連合訓練大会における成績優良消防団表彰
		3月日	6 日本消防協会長表彰の伝達
		9月日	1 殉職消防職（団）員の慰霊祭
2弔慰祭及び弔慰見舞	250,000	随時	2 消防職(団)員の殉職並びに在職中死亡に対する弔慰
		〃	3 消防職(団)員の公務により傷疾を受け長期療養を受けた者に対する見舞
			4 消防に協力して死亡したものに対する弔慰
3無火災県民運動の推進	1,600,000	毎月15日	1 新聞「消防秋田」の発行（1回3,500部）
		随時	2 防火思想の普及向上と出火防止のため次の事業を行う
		〃	(1)防火映画フイルムの購入貸出し
		〃	(2)防火ポスターの印刷配布
		12月中	(3)防火ポスター及び標語の募集
		随時	(4)支部弁論大会の開催助成
		〃	(5)支部防火座談会の開催助成
		〃	(6)支部防火協議会の開催助成
		〃	(7)無火災地区表彰の助成
		〃	(8)火災予防組合の育成指導

議案第5号　昭和50年度特別会計罹災互助会歳入歳出予算

1．歳入高金　8,895,000円也
1．歳出高金　8,895,000円也

（歳入の部）　差引残なし　（単位　円）

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1積立金				
(1)積立金	1積立金	7,815,000	7,860,000	△ 45,000
2利子				
(1)利子	1利子	80,000	80,000	0
3繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	1,000,000	1,000,000	0
歳入合計		8,895,000	8,940,000	△ 45,000

（歳出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1見舞金				
(1)見舞金	1見舞金	5,500,000	5,500,000	0
2事務費				
(1)事務費		2,165,300	1,836,800	328,500
	1給料	840,000	660,000	180,000
	2手当	579,300	400,000	179,300
	3共済費	80,000	70,000	10,000
	4会議費	90,000	107,000	△ 17,000
	5旅費	60,000	83,800	△ 23,000
	6需用費	30,000	30,000	0
	7役務費	30,000	30,000	0
	8備品購入費	0	0	0
	9諸費	456,000	456,000	0
3強化費				
(1)強化費	1強化費	1,157,000	1,159,000	△ 2,000
4予備費				
(1)予備費	1予備費	72,700	444,200	△ 371,500
歳出合計		8,895,000	8,940,000	△ 45,000

議案第6号　補正予算の委任について

昭和50年度一般会計並びに会館特別会計が年度途中において補正する必要が生じた場合、支部分担金の徴収額を変更しない補正予算の議決を理事会に一任することを承認する。

議案第7号　年度内一時借入れについて

昭和50年度の一般会計並びに消防会館特別会計に支払上必要あるときは、次により年度内一時借入れすることができる。

記

1．借入金額　金5,000,000円也
2．借入先　秋田銀行、羽後銀行、その他
3．借入金の利子　年利7.25%以内
4．償還期限　昭和51年3月31日

議案第8号　役員の改選について

次の役員は、昭和50年3月31日をもって任期が満了となりましたので改選せられたい。

記

会長　1名
副会長　3名
監事　3名

議案第4号　昭和50年度消防会館特別会計収支目論見書

1．収入高金　27,460,000円也
1．支出高金　27,460,000円也

（収入の部）　差引残なし　（単位　円）

科目 款項	科目 目	本年度目論見額	前年度目論見額	比較増減
1事業収入		25,084,000	24,310,000	774,000
(1)貸室収入		2,630,000	2,546,000	84,000
	1貸事務室貸料	1,670,000	1,586,000	84,000
	2食堂賃貸料	960,000	960,000	0
(2)貸会議室収入		1,645,000	1,650,000	△ 5,000
	1会議室使用料	1,644,000	1,584,000	60,000
	2同過年度収入	1,000	66,000	△ 65,000
(3)宿泊施設収入		20,809,000	20,179,000	630,000
	1宿泊料	20,808,000	20,043,000	765,000
	2同過年度収入	1,000	136,000	△ 135,000
2附帯収入		1,632,000	1,585,000	47,000
(1)附帯収入				
	1電気料	204,000	288,000	△ 84,000
	2電話料	1,068,000	1,072,000	△ 4,000
	3共用料	96,000	48,000	48,000
	4駐車料	264,000	177,000	87,000
3繰越金				
(1繰越金)	1繰越金	344,000	5,000	339,000
4利子収入				
(1利子収入)	1利子収入	200,000	60,000	144,000
5雑収入				
(1雑収入)	1雑収入	200,000	180,000	20,000
収入合計		27,460,000	26,140,000	1,320,000

（歳出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	本年度目論見額	前年度目論見額	比較増減
1管理費		11,471,000	12,176,000	△ 705,000
(1)光熱費		4,640,000	4,545,000	95,000
	1電気料	1,500,000	1,620,000	△ 120,000
	2ガス料金	20,000	12,000	8,000
	3暖房費	2,760,000	2,415,000	345,000
	4水道料	360,000	498,000	△ 138,000
(2)整備清掃費				
	1整備清掃費	3,400,000	3,047,000	353,000
(3)通信費				
	1電信電話料	2,040,000	1,878,000	162,000
(4)課税公課				
	1諸税	737,000	737,000	0
(5)保険料				
	1火災保険料	107,000	107,000	0
(6)営繕費				
	1営繕費	517,000	832,000	△ 315,000
(7)雑費				
	1雑費	30,000	30,000	0
2事務費		8,141,000	6,084,000	2,057,000
(1)諸給与		7,335,000	5,109,000	2,226,000
	1給料手当	6,587,000	4,620,000	1,967,000
	2通勤手当	214,000	132,000	82,000
	3厚生費	108,000	109,000	△ 1,000
	4共済費	426,000	248,000	178,000
(2)旅費				
	1旅費	1,000	1,000	0
(3)通信費				
	1郵便費	25,000	24,000	1,000
(4)消耗品費		4,1,000	420,000	△ 10,000
	1業務用消耗品費	320,000	250,000	70,000
	2事務用消耗品費	40,000	20,000	20,000
	3印刷費	50,000	150,000	△ 100,000
(5)備品費		160,000	360,000	△ 200,000
	1業務用備品費	150,000	350,000	△ 200,000
	2事務用備品費	10,000	10,000	0
(6)渉外費				
	1交際接待費	50,000	50,000	0
(7)雑費				
	1雑費	160,000	120,000	40,000
3雑支出				
(1)支払利子	1借入金利子	780,000	771,000	9,000
4繰出金				
(1)繰出金	1繰出金	2,538,000	3,550,000	△ 1,012,000
5償還金				
(1)償還金	1償還金	4,500,000	4,500,000	0
6予備費				
(1)予備費	1予備費	30,000	59,000	△ 29,000
歳出合計		27,460,000	26,140,000	1,320,000

一酸化炭素中毒の処置

急性一酸化炭素中毒にかかった人がいる時、まず第一にすることは、ぎせい者をできるだけ早く一酸化炭素のない所へ、連れ出すことで、これにより中毒の症状をそれ以上悪化させず、体内の一酸化炭素を体外へ出すことができる。

体内の一酸化炭素量がある程度以上になると、患者は自力で外へは出られないし、出ようとあせって体を動かせば、中毒症状を重くするから、気のついた人が連れ出すべきである。

連れ出す人が中毒にかからないように注意することは言うまでもないし、患者に意識があるからといって歩かせたりせず、必ず担架などで運ぶ必要がある。

中毒の症状が軽ければ、この処置だけで症状は軽快するが、重い場合には、体温が下がらないよう毛布などで体を包み、人工呼吸や酸素吸入を行って医師の来るのを待つ。

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

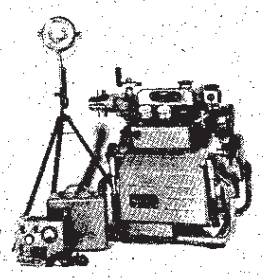

4馬力　空冷式
10馬力　空冷式　C1級
12馬力　空冷式　C1級
25馬力　水冷式　B3級
30馬力　水冷式　B3級
38馬力　水冷式　B3級
45馬力　水冷式　B2級
55馬力　水冷式　B2級

避難・警報器
防災設備施工
全般

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オールテトロン ジェットホース（消防用・消火栓用）

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588③2932　稲川 ②2125
日本機械自動車ポンプ　(01834) ②2126、
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL 秋田⑥3173
工藤米治商店 TEL 大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL 花輪③2074

消防秋田

定価　1部 20円
発行所　秋田市中通4丁目3の23　秋田県消防協会　郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8　㈱北羽新報社　電話②代5353

第一回消防団員海外渡航研修計画

日本消防協会では、日本船舶振興会の絶大なるご理解とご協力により本年度を第一回とし、毎年継続してこれを実施する計画である。

第一回実施計画の概要は次のとおりである。

一、目的

この研修は将来消防団の中堅となるべき幹部、団員を海外に派遣し防災を中心とした特別研修を行うとともに国際社会の政治経済、文化等についてもその視野を広め消防団のみならず、地域社会の中心となる指導者を養成することを目的とする。

二、派遣先及び期間

◎七月十九日(土)二二時三十分東京発TL四三三、北極経由　機中泊

◎七月二十日(日)九時三十分フランクフルト着　特別バス着後市内視察　フランクフルト宿泊

◎七月二十一日(月)フランクフルト　特別バス終日業務視察　フランクフルト宿泊

◎七月二十二日(火)九時五十五分フランクフルト発LH二九〇、十二時四十分ローマ着、特別バス着後業務視察、ローマ宿泊

◎七月二十三日(水)ローマ着、特別バス終日業務視察、市内視察、ローマ宿泊

◎七月二十四日(木)十三時三十分ローマ発AZ四一〇移動、ジュネーブ着、ジュネーブ宿泊

◎七月二十五日(金)ジュネーブ特別バス終日業務視察、ジュネーブ宿泊

◎七月二十六日(土)十五時ジュネーブ発AF六六七移動、十五時五十五分パリ着、パリ宿泊

◎七月二十七日(日)パリ特別バス終日市内視察、パリ宿泊

◎七月二十八日(月)パリ特別バス終日業務視察、パリ宿泊

◎七月二十九日(火)九時四十五分パリ発BE〇〇五、十時四十五分ロンドン着、特別バス着後業務視察、ロンドン宿泊

◎七月三十日(水)ロンドン特別バス終日国際防火展会議視察、ロンドン宿泊

◎七月三十一日(木)十五時二十五分ロンドン発TL四二二北極経由、機中泊

◎八月一日(金)十七時五分東京着

三、研修団の結成

消防団員四十七名(各都道府県一名)及び係員三名をもって消防団員海外渡航研修団を結成する。

四、研修団員の選出

都道府県消防協会長は次の各項により消防団員中より研修員一名を選出し、日本消防協会長に報告する。

㋑思想堅実にして健康であること。
㋺消防団員として永続性のあること。
㋩年齢五十五歳未満であること。
㊁別に示す自己負担が可能であること。

五、経費

総額　四五〇、〇〇〇円(一人当たり)
補助額三六〇、〇〇〇円(一人当たり)
自己負担額九〇、〇〇〇円(一人当たり)

◎ロンドン国際防災展会議概要

○期間昭和五〇年七月二八日(月)～八月一日(金)

○展示会

国際防災展はイギリスが開催する唯一の国際的な消防に関する行事で、消防車、付属器具、防火管理、内蔵防火装置、緊急及び救護活動などをあらゆる角度から究明、展示いたします。

イギリスで国際防災展が開かれてから一〇年がたちました。この一〇年の間に消防とその管理のすべての分野において、世界は大きな発展を遂げてまいりました。そして本年、イギリスは世界の消防界のホスト役をつとめ、かつてないスケールの下に開催都市ロンドンにおいて、消防車、装備、人的活動、資材などの展示会を開催することになりました。この展示会と同時に各国の出席者を集めた国際防災会議を催し、世界中の団体に参加資格が与えられます。この会議はすでに英国自動車製造販売連合に承認され、次の団体の代表者を含む専門委員会の管理と指導の下に開催されます。

英国防火装置製造協議会
消防車製造者協会
英国防火システム協会
消火商業協会
消火用ホース製造者協会
英国消防組織連盟
英国消防協会
一等消防士協会
連邦及び海外消防協会
消防隊組合
消防技師協会
英国防火産業協会
全国消防士協会

○会議

国際防災会議はイギリスにおける防火管理のすべての専門家、産業及び技術組織を擁する英国消防組織連盟により企画、組織されます。会議用書類は、国家的、あるいは国際的レベルの消火、管理、防火及び探知に関する調査と現場経験のあらゆる側面を網羅いたします。専門家委員会が各分野における世界的第一人者を講演者に選びます。

開催期間中、代表団のディスカッションと討論には充分な時間が与えられ、一部の会議及び書類には主要各国語の同時通訳のサービスがつくことになっております。

また、期間中には、代表団に同行なさる奥様方への特別企画をはじめとして、数々の社交行事が予定されております。この会議は左記の団体の代表者から成る委員会が主催いたします。

英国消防組織連盟
英国消防協会
一等消防士協会
連邦及び海外消防協会
消防隊組合
消防技師協会
英国防火産業協会
全国消防士協会

○展示物内容

消防車、回転テーブル式空気式梯子、水力式プラットホーム、多目的車両
特殊器具、ドライパウダー散布器、ポンプ放水器
消火付属装置
泡沫噴射器、ホース及び取り付け器具類、呼吸器具及び付属装置、ドライパウダー装置、消火器、溢光照明器具、防火服、ポンプ
防火管理
火災報知システム、コンピューター防火探知システム、爆発防止システム、ガス探知装置、防火扉及び装置、海上、石油、汚染、放熱及び精練防護装置
内蔵防火装置
二酸化炭素、ドライパウダー、泡沫、ハロゲン及びスプリンクラー装置、火災遅延装置及び資材、防火建材、煙放出器
緊急用具
空港不時着用放水器、救急車、切断、溶接及び救護用具、ダイビング装置、緊急照明及び発電器、避難用具、救急医薬品、昇降装置、人命救助装置、警報システム、情報システム

○主催者のご紹介

展示会の主催及び後援を担当するプリンテックス、エクシビション社はイギリスでも有数な組織団体であり、トムソン・オーガニゼーション社及びミュニシパル、ジャーナル、グループという二つの親会社の出資の下に運営されております。

プリンテックス社は、イギリスにおいて広く実業界、地方自治体、技術及び商業界にわたる三五の展示会の主要な組織運営をその業務としております。

グループ社の持つ大スケールの展示会運営の経験と専門知識は、社の幅広い経済力と対業界、技術雑誌出版界との強い関係と相まって、必ずやこの国際防災展の全世界的促進にお役に立つことと思います。

秋田県からの研修員は河辺町消防団長長谷部金一氏に決定しております。

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

『釣り！雑感』第二回全県消防職員海釣り大会をかえりみて

秋田県消防長会　鈴木正治

「ドタ靴にしようか、皮靴にしようか」三月七日出張用務で三十一年振りに仙台市へ向う朝のことである。

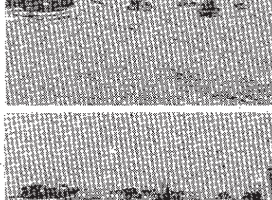
出発

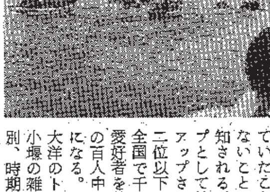
漁場に向う

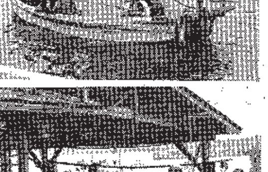
釣り開始

成績発表

平年並みと雪の少ない年ではあったが、それでも道路の所々にわだちが残り、時折り横なぐりに降りつけるみぞれまじりの新雪でウッスラと雪化粧した凍りつくような寒さである。

四時間半列車にゆられて仙台へ着いた。つい先刻まで鉛色のベールがのしかかったような秋田とはうって変って天が抜けたようなコバルト色の空、砂塵が舞い上ってのどかな春を告げている。「皮靴で来てよかった」井の中の蛙はホッとした。地球儀をまわしてみると、渺茫たる太平洋の西島が目に映る。その中央部に南京豆のように横たわる本州、その東北の一局部で奥羽山脈の背柱を境に西と東とではこんなにまで違うものか。気象造形の絶妙さを今更のように驚嘆する。

魚は天然現象、水温には特に敏感で、回遊魚は適温に添って移動し、時期的な魚の到来を待つことになる。また、魚族の分布が日本海側と太平洋側ではガラリと違う。元来北国系統の「ホッケ」の大群が、つい最近まで秋田の沿岸にばん居していたことは今までに例のないことで、異常海象を察知される。健全娯楽のトップとして社会的にクローズアップされている釣りは、二位以下を大きく引き離し全国で千七百万人を超える愛好者を数え、日本総人口の百人中十六人ということになる。その理由は、大は大洋のトローリングから、小堀の雑魚釣りまで千差万別、時期に応じ、立地条件に応じ、経済に応じ、体調に応じて老若男女誰でもが分相応に楽しめることであり、投資に対するる見返りが期待できること等々、その人その人で釣りにひかれると思うが、私は雑念に隔離された空気が美味しいこと、そして「魚は正直で人を裏切らない」ということを付け加えたい。

最近の釣りで同行の機会が多いメンバーの一人に年輩の八百屋さんがいる。「毎朝の仕入れで、高い、安いと取り引きをし、家に帰って今度は客相手の駆け引き、それが毎日合わせる顔が同じだからたまらない」・釣りの道すがら、車中で「皆と四方八方の話を交し「葦の髄から天井のぞき」を挽回して生き甲斐を感じている心境である。と述懐していた。

この度の大会には参加人員七十五人の予測をして今春早々十五そうの船を予約しておいた。秋田市で近年採用される職員の大部分が履歴書の趣味の欄に〝釣り〟を掲げている。全県消防職員約千五百人、地域、勤務の関係を考え合わせ、安全率五パーセントを乗じて七十五人を割り出したのだが、参加申込五十九人にとどまる。参加人員の予測は難しい。それでも第一回大会の四十人を五十パーセント上廻り隆々盛況のきざしが見えることはご同慶にたえないところである。

「孝行したい時親はなし」余裕がつくのを待ちきれずかけがえのない四人の親のうちの一人八十五歳になる家内の父親を山形から呼び寄せ、朝な夕な好きな酒を薬代りに馳走して、のんびりくつろいでもらい、孝行のまねごとをしているところである。

また、「意義ある人生とは……」について考えてみた。その一つ、年老いてから好きな釣りでもと思っても身体がついていかない。お互融通し合い、忙中閑を作り出す努力をしながら、釣りに限らず、趣味を生かし合う工夫をしたいものである。中には「仕事が趣味」という人がいる。仕事をしながら趣味を生かせる人は男冥利これに過ぎるものがないと思う。

戦後つかれきった国勢を建て直すため、がむしゃらに推し進められた経済成長の遺産としてもたらされた公害、そして清浄な水、緑豊かな未開発国の域に達しようと鋭智をかたむけている我が国の現状、自然の中に生きる釣り人こそ自然を最も愛する人でなければならない。せめて生物は、生産→消費の歯車をいつまでも正常に持続して無限の資源にしたいものである。自然に対する生殺与奪は、人間のみに与えられた特権だからである。

さて、第二回全県消防職員海釣り大会は、五月二十五日、恵まれた好天のもと昨年に引き続き、ハタハタの町男鹿市北浦で賑々しく開幕された。

参加者は遠路仙台市から三人の友情参加をむかえて大会をひときわ盛り上げていただいたほか、県消防学校一人、秋田八人、大館二人、大曲八人、男鹿六人、鹿角七人、仁賀保三人、湖東十七人、矢島三人、事務局一人、計五十九人の釣り愛好者である。受付、開会式を滞りなく終え、定刻十二時、事務局の警笛を合図に十二そうの船は一斉に北浦港を後にする。役員船「

（二面へつづく）

余滴

T・H生

火事を背追って

◆人のめぐり合わせや「つき」というものはふしぎなもの、今は警察を退職してかなり高齢だが、なおカクシャクたるT氏が若い現職の頃、当時の消防行政は警察の所管になっていた。T氏が五城目署長になって意気揚々と赴任して間もなく管内の一日市町（現八郎潟町）に大火が発生し、集落地域の殆んどが灰じんに帰した。これが火事のつき始めになったらしい◆数年後こんどは能代地区署長に栄転したが、火が発生し一千四百余戸が焼失、全国マレなる大火災となり警察庁舎も類焼、米代川南側一帯が焦土となった。しかし、さすが木材都市だけにその復興は急テンポに進み、やがて警察庁舎も竣工した頃T氏は大館地区署長に栄転した◆二度あることは三度とかで、こんどは大館市内目抜き通りを全焼する大火が発生して警察署も類焼、火の廻りが早かったため、重要書類の一部と当時の新鋭無線機を辛うじて搬出した外はキレイに焼けてしまった。さすが気丈なT署長も焼跡に立って呆然、応援にかけつけた隣接署長に「イヤア俺はついていないナア」と長嘆息、隣接署長「イヤそれはギャクだ、つき過ぎている」、三回も大火災を処理し二度も警察署を焼くに至ったT氏を以来「火事を背追って歩いてる」といわれたものである◆この大館大火の頃の県警本部長は先年警視総監になって勇退された豪腹なH本部長、大館市大火の速報が入ると直ちに関係部課長を本部に招集し、現地に出行して対策本部を設けることにした。当時の警察車両は未だ貧弱でジープ型パトカーが若干ある程度、結局秋田駅発午前六時近い一番列車で出発することにした◆H本部長「大火で現地は混乱している罹災者や応援警察官の給食も困難だと思うから、差し当たり秋田市内から食パン千五百個程調達しろ」ということで早朝無理とは思いながら、早速数軒のパン工場に電話して各販売店に配達する筈のパンを辛うじて押えることができた。しかし、時間が秋田駅に運搬させても一番列車に間に合いそうはない。「本部長、パンは次の列車で送ります」「イヤ、イカン、一番列車に積め、食パンは救援食糧であるゾ。パンが着くまで発車を待ってもらえ」また、早速駅に連絡すると間もなく発車を待つという回答が来た。列車は二十分程おくれ客車に食パンを詰めた大きな木箱三十個ならべて発車した。同乗の部課長顔を見合わせて「T署長はやっぱりついている、神官でも呼んで一回お払いして貰った方がええ」「ウン今日俺が言ってやろ」◆

（一面よりつづき）
とら丸」は安田、谷地部落付近の岩礁～砂地と変化のある「シンジョー」「カレー」両天秤の場をねらう。
帰路、建て網ギリギリ、魚の寄り場を転々とシンジョーの拾い釣りをして定刻十六時帰港する。
私の計測した当日の水温水面下一㍍前後で十四・二度、平年より一～二度低い。
北西の風が昼頃から東に変り、いずれも三～四㍍位、所々に青空をのぞかせる曇り勝ちの天候、水は澄み、適度の下り潮へ（風も斜めに受けるが、さほど苦にならない）で条件は悪くないが、全般的に不漁に終わる。
船の都合に合わせ、五月二十五日に決めたのだが、シンジョーは終わりに近く、カレーには若干間がある谷間の時期、ひそかに僥幸を期待したが、過去の実績をくつがえすことができなかったわけである。
遅延船一そうもなく、直ちに計量、記録、役員特に各種釣り大会で要領をマスターしている男鹿市の全面協力により、作業は順調に進む。そして、栄ある表彰式、露天の乾盃では、漁、不漁は別問題、それぞれお互いの健闘を讃え合い、各方面からの暖かいご芳志に報いるべく、明日からの精進を誓い合い、再会を約して和気あいあいのうちに有意義な一日を楽しく過ごしたのである。
最後に今大会に理解あるご協力を寄せられ、錦上花を添えてくださった秋田市長、男鹿市長、全国消防長会東北支部長、秋田県消防学校長、秋田市消防長、大曲仙北消防長、男鹿地区消防長、遠藤被服工業社長、北浦漁協組合長、武田釣具店主（男鹿市消防団北浦分団長）の皆々様に紙面を拝借して深甚なる感謝と敬意を表じます。

◎当日の成績
優勝 大曲 西村 茂 三・五六㌔
準優勝 仙台 赤坂隆夫 三・三二㌔
第三位 大曲 小原 繁 三・二二㌔
第四位 大館 工藤正巳 三・〇二㌔
第五位 仁賀保 斎藤藤一 二・八四㌔

◎大物賞
優勝 湖東 小武海重喜 シンジョー 〇・七五㌔
準優勝 大館 工藤正巳 シンジョー 〇・七四㌔
外道賞 秋田 小野照男 蛸 八・五㌔
船頭賞（グループ賞と同）
優勝 太陽丸
準優勝 勝栄丸

◇

「一文の得にもならないことに、一部の人には白眼視され、骨身をけずって何になる」声なき声が聞えてくる。
手を汚したくないが、うまいものを喰いたい人の多いこの世の中に、愚か者が一人くらいおってもよいではないか、消防人が、より健康な社会人となるための一粒の糧となり、人の喜びを喜ぶことができれば、それで満足である。
「歴史は後世の歴史家が作るものである」

白衣の闘魂 (2)

放水生

◎大阪陸軍病院金岡分院
この事変で全国各地の陸軍病院が増築や分院が建設され、また、温泉地に療養所が建てられ戦傷病者が収容されて治療と機能障害排除と精神修養の殿堂とされていた。しかし、どこの病院も分院も療養所も軍隊生活の延長である。
起床、点呼、食事、治療、昼食、治療、夕食、点呼、消灯と一日の日課と時刻は定められている。担送患者には付き添看護婦がつく。
この金岡分院に転送されて治療もなく、毎日体温、脈博の記録と週一回の軍医の診断という日課である。
戦勝はなやかな時代で傷病兵へ慰問客は毎日朝から午後三時まで絶える事がない。団体あり個人あり女学生ありである。
ただ担送患者の私は寝たきりである。用便も食事その他一切看護婦の手を借りなければならない。
この慰問客の多い中での用便は、まことに辛い思いをした。
毎週一回秋田県人会大阪在住の婦人会が訪れてくれた。その先生は今は亡き和崎はる子先生であった。
私を慰問してから娯楽室に県出身者が集合して慰問を受けていた。
私の室は患者二十五名の大室で担送患者は私一人だけ他は全部独歩患者である。入浴も出来ずすべては看護婦の世話である。全く情けないやら、悲しいやらの毎日である。なんとか一人で用便出来ればと消灯後一人寝台から下りて、寝台に両手でつかまって、くの字型に体を曲げ、蟹のように一歩二歩と横這いで寝台を一周する訓練を毎晩続けた。
訓練というものは恐しいもので、十日位やった頃、今度は看護婦から松葉杖を借り、松葉杖の中段のところを握り、くの字型で一歩二歩と前進のけいこをした。
約一週間位で便所前まで行けるようになったが、さて、便所の入口から下る段と便所に上る段が、これが上り下りが出来ない。いろいろやって見たが出来ないその翌日、もしやと思って横になって下りて見た。出来た、さて上り段も横になって成功し、便所に入ったが、さて、屈する事が不可能である。いろいろ努力したが出来ない。ここまできて用がたっせられない無念さ。偶然に松葉杖を斜めに立てかけた。それにつかまって次第々々に屈んだ。成功した。本当にこの時程嬉しい事がなかった。それから用便はどうにかして出来るようになった。
今度は病院の廊下を歩く練習をした。一歳児がヨチヨチ歩きするような姿で、慰問客や戦友達は危いと駈け寄ってくるが、幼児と同じで非常に面白く、夜明けが待ち遠しい。明るくなると寝台をとび出し、日暮れまで続いた。
この訓練の賜で姿勢は兎角悪いが一人歩きが出来た事を内心喜んだ。入院一カ月余のある日、レントゲン室に車で運ばれ腰推と臀部の破片の位置を撮影した。負傷後初めてのレントゲン撮影である。
それから二日後、婦長が枕元に来て明日秋田に転送するが、レントゲンの撮影結果は腰推の破片のため、徒歩が出来ない。また、臀部の破片が移動すれば左足がビッコを曳く。そこでこの破片は秋田陸病では手術が出来ない。日赤病院か、東京第一陸病で手術してもらいなさいと知らされ、翌日いよいよ秋田の陸病に転送の日、婦長や看護婦に見送られ、担架の人となり病院車に移された。
途中中段の窓から大阪市を見物した。衛生兵のアナウンスの声は、ここは道屯堀、ここは大阪城と知らせる。大阪駅で特製の病院車、これは窓の両側は畳敷きで中は廊下となっていて上野駅までこの列車で送られ、上野から秋田まで普通車両である。付き添いの衛生兵の厄介になる。
秋田に輸送された傷兵三十名、その中に担送患者二名である。
秋田駅に到着、秋田陸病から担架一基しか到着していない。二人のうち一人は腹部の傷のため衛生兵の背に負われる事が出来ないので担架で私は衛生兵の背に負われホームを出た。駅前広場には常備消防部員と母や弟妹達が出迎えてくれた。
出征時に堅い決意で勇躍征途についたのが、今こんな姿で秋田の土を踏むとは全く申し訳けないやら、情ないやらで、胸が一杯になる。
バスに乗車して陸軍病院に到着、一同整列、私は横になったまま院長に申告の後それぞれの病室に分散した。

◎秋田陸軍病院
私の入った室は三号室である。今までは慰問客は各病室に自由に入って慰問していたという。
金岡分院で慰問の和崎さんはこういっていた。
〝秋田陸病への慰問団はおそらく、全国一でしょう〟という。
ところが慰問客の惰にほだされて、事故を起した傷兵がいて、病院では各室自由出入りを禁止し、面会場を娯楽室に設け、ここで面会することになったという。ただし、この三号室は模範の病室として特に慰問団には解放するという事であった。
なる程三号室二十五人室であって、みな後備兵役で元気で担送患者は私だけである。
朝は皆で病室を縄で磨き古びた病院が、さん然として、黒びかりに輝やいている。三号室の白衣の闘魂は見上げたものである。
それに傷兵の機能障害排除の体操の指導者を出している。全く規律正しく模範の室であり、入室傷兵一同は、この模範を永続させようと誓いあったのである。
ある夜、衛生兵が私を手押車に乗せ、入浴場に連れて行き入浴させてくれた。
入浴を度び重ねているうち、杖をついて歩行出来るようになった。だんだんくの字の姿勢ものびてきた。
軍医の診断で、入浴すれば良くなると考えるし、今治療もないし、飯坂温泉仙台分院に転送するということになった。

◎仙台陸軍病院飯坂分院
この分院に一週間いて入浴と電気治療を行い、その結果、歩行に支障のない傷兵は二㌔離れた、たちばな屋旅館、次が分院下の赤川旅館と泉州閣旅館に分散、宿下りをする。
毎日午前八時分院集合、体操、電気治療、診断で日課が終わり宿に帰るのである。
私は泉州閣旅館に宿下りをした。この泉州閣旅館で高義商会の社長高橋義四郎氏との出合いとなった。
美男の高義氏は泉州閣の寮長をつとめていた。数多女中の中では美人といわれた信子が熱をあげて、当時陸軍軍曹の美男高橋氏を追い廻していたのも遠い昔の追憶である。今も高義氏と逢えば昔話に花が咲く。
一ヵ月は夢の如く過ぎ、温泉の効能と電気療法の効果で、二㌔位は杖をたよりに散歩が出来るようになった。
この泉州閣の女主人は瓜核顔の三十六、七歳位の美人で、とても傷兵をいたわってくれた。
ある日、傷兵五人と昼休みの一刻に皿廻しの競技練習をやっていたら、これを見た女主人は、われら五人を二階の自室に招き、皿廻大会を行っていろいろご馳走してくれた一駒もあった。
楽しかった日も終わり、それから一週間位たった夜、三九度の高熱が出てきた。女中頭の「お銀さん」曰く「風邪だろう」と内緒で卵酒をもって来てくれたが、さっぱり効果がない。翌日は日曜日で慰問招待で皆外出し、私は一人床に伏していた。
お銀さんが土瓶と茶のみ茶腕をもって来た。
「これは熱さましの妙薬であるから一杯飲めばすぐ熱が下る」といって土瓶から注ぎ出した。色は番茶と同じである。
溺れる者わらをもつかむの詞のとおり
一口ゴックンと飲んだ。泥臭いことおびただしい。まもなくお銀さんは室を出ていったので、そっと土瓶の蓋をとって見た。
タマクラみみずを煎じた汁で、みみずが入っていたさて、それから三時間位時間が経ったとき熱が下痢となって下る。
しかし、この下痢は止まらない。お銀さんは心配じた。皆妾が悪かったと謝る。私は厚意を謝し、この件は内緒にしておくといって、夜半に不時診断を受けた。
軍医が室に来た。不思議だという。戦地でマラリヤか伝染病にかからなかったかといろいろ聞くのである。最終診断は疑似赤痢らしいと診断したらしい。
女主人が呼び出され、別館の一室を開放してくれと話をしていた。
別館の玄関前の六畳に一人隔離された。女中頭のお銀さんが私責任をもって看病すると軍医に申し出て、日中の付き添えが許可され、夜は衛生兵と交代という事に決定したのである。
ようやく歩行が出来た喜びも束の間である。
軍医は女主人に食事は好きな物を食べさせよ、という。軍隊でなんでも好きな物を食べさせると申し渡されるときは、人生最後の時である。
その頃、聯隊区から傷痍軍人療養所を慰問を兼ねて視察に副官と随員が別館に宿泊する予定であったらしい。私が別館の玄関前の障子をあけていた。
当時私の髭は今より大きかった故と他の傷兵は本館に収容されているし、別館は私一人という状況で、副官は私を将校と見誤ったらしい。私は敬礼した。副官は『貴官はどこの部隊ですか』という。『はい赤間部隊です』『それはどうもご苦労様でした。どうか静養を第一にして一日も早く全治して下さい』といったが、休憩一時間位で立ち去った。
あとでお銀さんに聞いたら傷兵のいる処では一寸困るから、他の旅館に移るといって立ち去ったというエピソードもあった。
この室の東側に窓があり窓下は隣りの千人風呂の大浴場が眼下に見える。そして玄関横の高台には小さな祠があり、これに湯上りの芸妓連が参拝して帰りぎわに兵隊さんご苦労さんですどうぞ一日も早く元気になって下さい。と慰問して行く。たまには果物類を置いて行く妓もいた。
陽のあたる窓辺に寄り坐っていると、高義寮長が来て明日秋田に帰り、それから東京第三陸軍病院に行くことになったと別れに来た。
この室はなんとまた見晴らしのよい事という。なる程眼下の大浴場には老若女性の裸体が見える。私は機能障害のため、ピンとこないが、元気な青年にとっては美事なことであろう。やがて秋田陸病に帰ってからの高義氏の活躍は稿を改めて書くことにする。
この病気になって一ヵ月は経った。どうにかまた、元通りに近い元気になった機会に秋田陸病に転送という事になり、衛生兵が付き添い秋田陸病に帰ったのである。
いままでは旅館のやわらかい寝具であったが、今夜から病院の藁布団である。仰向けに寝たら背中が非常に痛む。翌日診断の結果、背中は化膿していると切開され、膿を出し消毒ガーゼが入れられ、繃帯され今晩東京第一陸軍病院に転送という事になり、付き添えば衛生准尉であった。
夜行列車の中で准尉曰く「この腰推の破片と臀部の破片は東京でも取らないだろう。お前も東京まで行けばあきらめもつくだろうから、切開した今日急に転送となった」と知らせてくれた。一年に一度づつこのような重体となるとは全く情けない。
さて、閑話
歳月は流れて奇跡的にも助った私は、昭和三十七年東北七県消防署長会議が飯坂温泉で開かれた機会に昔なつかしい泉州閣を訪れようと、宿舎ますや旅館の老女中に聞いたら、赤川屋はいまも経営しているが、泉州閣の女主人の「いま子」さんは好きな男と駈け落ちして今東京で暮らしているそうで、借財整理のため、旅館は人手に渡って、今は廃業していると聞かされ、人生の末路はわからないものと感じた。

◇ラビットポンプ ◇桜ゴム引ホース
◇森 田ポンプ ◇桜ソフト吸管
◇消防服装一式 ◇消火器各種
◇給排水，衛生，冷暖房設備工事
能代市栄町12の3
株式会社 協立製作所
〒016 TEL能代(2)6361－3番

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を
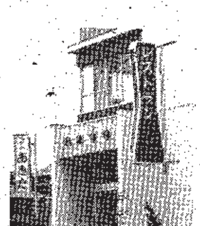
▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,100（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付） ￥4,000（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥1,800（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付） ￥3,300（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり
ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂 吉之助
印刷所 能代市大手町7の8
㈱ 北羽新報社
電話 ②㈹5353

消防の動き

消防庁

◎消防力の基準一部改正

5月31日消防庁告示第九号で「消防力の基準」の一部改正が行われた。

今回の改正は、昭和36年に制定された「消防力基準」が46年に一部改正されたものの、その後の社会、経済情勢の変化、消防技術の向上、消防用資機材の開発等、消防をめぐる諸情勢の変化に対応して近代的消防力の充実強化を図るために行われたものである。

主な改正内容は次の通り。

①今回の消防力の基準は、市町村の消防力の総合的基準とするため、新たに救急業務についても、施設及び人員の基準を設けたほか、人命救助についても規定し消防力基準の対象範囲拡大を図った。

②これまで防火性能の高い建築物の数は当該市街地、又は密集地の建築物総数に対する割合によって差異が設けられていたが、バラック造の減少、防火性能の高い建築物の増加実態に即応し、構造率区分を廃止して関連規定整理を行った。

③動力消防ポンプ数の算定上、構造率で差異を設けることを廃止したが、耐火建物で構成されたビル街等延焼危険の低い地域やバラック造建築物が多いが、建築物の密集度が高い場合等のように延焼危険が高い地域では動力ポンプ数を、それぞれの地域の実情に応じ、減少又は増加した数を配置基準とした。

④署所に配置すべき消防ポンプ自動車の数は、最寄りの1署所から配置された、すべてのポンプ自動車が、その他近隣の署所からは2分の1の消防ポンプ自動車が出動するものとして算定するとされていたが、通信体制の充実、消防活動の実態等が加味され、近隣署所に配置された消防ポンプ自動車の全部が出動することとした。ただし、消防団の管理する消防ポンプ自動車の数の変更はしないこととした。

⑤人口30万を越える市街地で、消防署の管轄区域が他の消防署の管轄区域に囲まれる場合に減ずることのできる消防ポンプ自動車の数について、前記④の改正に対応して、減ずることのできる消防ポンプ自動車の数の適正化を図ったこと。なお減ずることのできる消防ポンプ自動車は署所の管理する分に限定した。

⑥三輪ポンプ自動車の所有者が極めて少ない実態のため、消防力の基準上から三輪ポンプ自動車に関する規定を削除し、関連規定整備を行った。

⑦ホテル、旅館、その他の宿泊施設数が著しく大きい場合、人口を補正するため用いる算式を最近の資料により改めた。

⑧㋑当該市町村の区域内に高さ、おおむね15㍍以上の建築物が10棟以上ある場合、㋺百貨店、ホテル、旅館、劇場、映画館、病院等不特定多数の者が集まる建築物で、高さ、おおむね15㍍以上のものが5棟以上ある場合についても、市町村の実情に応じ、はしご自動車又は屈折はしご自動車1台を配置するものとした。

⑨消防艇の配置に関し、陸上から消防ポンプ自動車によって火災を鎮圧できる市街地については、当該市街地に接する水路の延長分を消防艇の数の算出基礎となる水路延長に算入しない。

⑩従来救急業務実施基準で人口10万人ごとに救急自動車1台を配置するものとされていたが、今回の改正で消防力の基準に含めることとし、救急隊の配置の実態、最近における救急出動件数の増加等に鑑み、救急自動車の配置基準は人口おおむね5万ごとに1台とし、人口15万をこえる場合は、おおむね7万を増すごとに1台を加算した台数とした。ただし、市町村は、地域の実情、過去数年間における事故件数、救急出動件数その他の事情を勘案して配置する救急自動車の台数増減ができることとした。このほか稼動中の救急自動車が故障した場合等における代替車として、おおむね6台ごとに1台の割合で救急自動車を配置する。

⑪都道府県は、石油コンビナート火災、林野火災等の広域的災害又は災害拡大を防止するため、防災上必要な資機材、施設を地域の実情に応じて備蓄整備するとともに、市町村の求めに応じて貸与し又は使用させる等により、市町村消防力の補充に努めることについて基準上明示した。

⑫市街地及び密集地に人口段階により配置される動力ポンプの口数等については市町村が地域の実情に応じ弾力的に運用できるよう表現を改めた。

⑬消防ポンプ自動車の操作員については、携帯無線等の普及、ホースカーその他消防機器装置の性能向上その他事情を考慮し、動力ポンプ自動車5人、手引動力ポンプ5人及び小型動力ポンプ4人と改めた。

⑭はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車及び救急車についての操作員の数については、これらの車両が最近非常に普及し、かつ操法も定着しつつあることや、これら車両の有効活用を推進するため、新たに操作員の数を基準上定めることとし、はしご自動車、屈折はしご自動車及び化学消防車は5人、救急車は3人とした。

⑮高層建築物火災、交通事故、労働災害、水難事故、危険物災害等人命救助を必要とする災害事故等多発地域では、消防本部又は署所に実情に応じ、必要と認められる救助のための要員を配置するものとした。

⑯消防ポンプ自動車等の車両を操作するために必要な人員数の算定については、兼務、乗換等の実態、効率的な人員の配置等を考慮し消防ポンプ自動車等を「有効」に操作するために必要な人員を基礎とした。また消防本部及び署所における警防要員の総数の算定にあたっては勤務体制のほか、年次休暇の日数及び教育訓練のための要員の数等を勘案して決定することとした。なお救急及び救助のための要員が新たに消防力の基準に組み入れられたことに対応して、所要規定の整備を図った。

⑰消防団における警防要員の総数は、通常の火災の鎮圧等のほか風水害、地震等の自然災害発生時における消防団の活動にも対応できるよう、必要に応じ増加することができることにした。

⑱火災予防に従事する消防吏員については、最近における危険物、防火対象物の増加及び予防査察業務の重要性の増大等に対処し、円滑な予防業務の実施を確保する観点から、庶務等の要員と切り離し単独に算定するとともに算定式を改め、その増強を図ることとした。庶務等の要員については、消防力の基準には含めないこととしたが、これについては実態に即応し、所要人員を確保するよう努められたい。

⑲消防団の本部及び分団に配置する警防団以外の団員数については、地域の実態や消防団の内部組織の実情に応じ、弾力的に配置できることとした。

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

第二十七回 全国消防長会総会

コンビナート等防火対策の確立を国に財政、法制面の積極的施策を要望。

五月二十一日～二十三日の二日間にわたって、第二十七回全国消防長会総会が大阪商工会議所国際会議ホールにおいて、全国各地から集った七〇〇名の消防関係者の出席のもとに盛況裡に開催された。

会議は、大阪市消防局大隅総務課長の司会で進行され、開催地である大阪市の大島靖市長の挨拶や、山崎全消会長の挨拶などが行われたのち、定例の四十九年度永年勤続功労者の表彰が行われ、つづいて来賓として出席された佐々木消防庁長官や、町村会長の祝辞があった後、議長に大阪市消防局長氏原岩雄氏が推挙され、氏原議長の進行で会務報告および役員の改選が行われた。

会長には山崎東京消防庁消防総監が再任され、副会長に新しく仙台市、福岡市、京都市の各消防局長が選任され、川崎市と大阪市の両消防局長が留任された。

引き続き昼食休けいのあと、各号議案について議案審議に入った。この総会では特に石油コンビナート地帯の防災体制強化充実に伴う必要財源確保及び防災対策などの議案が注目されて、活発な意見交換がなされた。

最後に次回の総会開催地が横浜市に決定され、次の決議文を掲げて二日間にわたる第二十七回全国消防長会総会は幕を閉じた。

決　議

地域社会の変ぼうにともない、現下の災害は複雑多様化しており火災救急事故はもちろん、コンビナート地帯における爆発、火災、流出事故の続発、さらに直下型地震の発生危険等国民生活は著しく脅威にさらされ、まことに憂慮にたえないところである。

このときにあたり、国においては消防力の強化のため「消防力の基準」を改正しつつあるが、われわれ消防長は、われわれに課せられた使命の重大さを再認識し、その基準をもとに強力な消防体制の確立と消防力の充実を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に万全を期するものである。

この実現のため、国においては財政、法制面の積極的な施策を講ずべきであり、また、企業においても自主防災の強力な推進を図る必要がある。

ここに、われわれ全国消防長は、その総意をもってとくに左記事項について推進することを決議する。

記

一、コンビナート等防災対策の確立
一、震災対策の確立
一、救急体制の整備確立
一、組合消防の整備充実
一、消防職員の処遇改善
一、消防財政の強化拡充

第27回全国消防長会総会

議　案

1 昭和50年度事業計画ならびに歳入歳出予算（案）

2 昭和51年度会費割当算出基準（案）

以上事務局

3 消防費にかかる地方交付税の増額について
東北支部（鶴岡地区）

▽関連議案
○地方交付税の消防費単位算定の改正について
関東支部

4 石油コンビナート地帯の防災体制強化充実に必要な財源確保について
（津久井郡広域行政）
東近畿支部（高岡市）

▽関連議案
○石油コンビナート地帯の防災対策について
東北支部（いわき市）
○屋外タンク貯蔵所の安全性の確保について
東北支部（酒田地区）
○石油基地等危険物大量貯蔵所施設における休日及び夜間の保安体制ならびに屋外タンクの色別表示の義務づけについて
四国支部（高知市）

5 危険物関係安全基準の強化について
九州支部（川内市）

6 危険物取扱者免状の交付者に対する講習の義務化について
四国支部（高知市）

7 救急医療体制の充実について
九州支部（名瀬市）

8 高速自動車道救急業務の実施上の問題点について
関東支部（大月市）

9 初任教養等について
関東支部（静岡市）

10 消防職員に係る給与改定財源の確保について
四国支部（宇摩地区）

11 救助体制確立に伴う財政措置について
中国支部（広島市）

12 消防機関の風水害時における防災活動の責任範囲の明確化と財政措置及び技術面の強化について
東海支部（桑名市）

13 第28回総会の開催地等について

14 その他
(1) 事業推進委員会設置要綱の一部改正について
(2) その他

以上事務局

理事会議開催する

7月15日午前10時30分から消防会館で次の案件について理事会議を開催した。

会長あいさつの後ち

1 第28回全県消防大会の役割及び提出議題の調整

2 殉職消防職団員慰霊祭の執行
これは9月10日午前10時千秋公園本丸で行う

3 第12回全県消防訓練大会実施
これは9月10日正午から秋田市営ラグビー場で自動車ポンプと可搬式操法を実施

4 消防協会羅災互助会規約の一部改正
規約及び規程の中に積立金の字句を掛金に改める

5 その他
(1) 協会功労章の制定
(2) 寄附行為の運用
(3) 日消の消防団員福祉共済制度の現況
(4) 8月22日秋田市石油コンビナート防災訓練
(5) 9月3日能代市で秋田県総合防災訓練

閉会 午後12時20分

◎火災予防心得10ヵ条

1、早く発見（大声で火事振れをする）、早く通報

2、外出するときや夜寝るときは、火を使用した場所を点検し安全かどうかを確かめましょう。

3、火を使用する場所には「防火用バケツ」をいつも用意しておきましょう。

4、タバコの投げ捨てと、寝タバコはやめましょう。

5、毎月10日は「防火の日」です。この日は火を使用する器具などをよく調べ安全であるかを確かめましょう。

6、マッチなどは子どもの見えないところにおきましょう。

7、火を使用する器具などは説明書をよく読み正しく使いましょう。

8、子供、病人には留守をさせないようにこころがけましょう。

9、空気が乾燥したとき、または強い風が吹くときは火の扱いにはとくに気をつけましょう。

10、家族みんなで「火の用心」について話し合いましょう。

消防学校だより

広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員の急増したのに対し、県消防学校では収容能力等の関係で、その入校需要に応じきれない状況から、その対策として、教育期間を短縮し、実施回数を増加して、消防本部からの要望に応えてきたところであるが、昭和五十年度においても前年度に引き続き教習科を三回実施することを決め、初任消防職員の養成に努めることとしている。

◎第24期教習科修了する

その第一回目の第24期教習科学生三〇名は四月二日入校し、三カ月間にわたるきびしい消防教育訓練を受けられ、七月二十一日教習科の課程を無事修了された。

終了式には三浦民生部長、安田消防防災課長を始め、各消防長さん等多数のご臨席を得て挙行され、疋田校長から修了証書の交付と共に、めぐまれた学校教養を決して忘れることなく、ますます研鑽を積まれ、消防の使命達成に努力してほしいと訓示を受け、さらに三浦民生部長、保坂消防協会長、中山消防長会会長から、それぞれ激励の言葉と祝福され、それぞれ所属する消防署に帰った。

終了された諸氏に対する今後の活躍が大いに期待される。

第24期教習科修了者

○鹿角市消防署
消防士 沢田 正
〃 奈良貴美雄

○能代地区消防署
消防士 藤田 勝治
〃 大山久仁彦

○男鹿地区消防署
消防士 江畑 卓
〃 海老沢勝則
〃 荒関 宏

○湖東地区消防署
消防士 菅原 良巳
〃 菅原 和久

○五城目町消防署

（三面へつづく）

中田建設株式会社

取締役社長 山崎 寛
専務取締役 中田 栄喜

本社 秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所 秋田市山王新町1の1 TEL (0188) 24―3241代表
東京、仙台、岩手

（一面よりつづき）

消防士　佐藤与志美

○秋田消防署
消防士　石山　吉彦

○仁賀保地区消防署
消防士　阿曽　時秀
〃　小川　香
〃　佐藤　雄一
〃　伊藤　伸司

○矢島地区消防署
消防士　石垣　正富
〃　徳山　和三
〃　正木　修一

○大曲仙北地区消防署
消防士　渡辺　信博
〃　富木　勇

○横手平鹿地区消防署
消防士　杉村　稔
〃　加賀谷長吉
〃　藤原　秀雄
〃　上田　信夫
〃　高階　信宏
消防士　佐藤　勝美

○湯沢雄勝地区消防署
消防士　三春　広義
〃　高橋　周一
〃　佐藤　辰夫

以上二九名

◎第25期教習科始まる!!

県消防学校では、本年度第二回目の第25期教習科の入校式を七月二日安田消防防災課長ほか来賓の臨席を得て挙行された。

入校生は、全県十五の消防署から消防職員三五名で年齢は最高四十四歳、最低十八歳、平均二十五歳（前期二十二歳）であり、消防職員の責務を自覚し、先輩諸氏に負けないよう三カ月間にわたる教習科課程の研修に精を出している。

白衣の闘魂（3）

放水生

◎東京第一陸軍病院(1)

上野着は朝である。東一の病院車に乗せられ、東京第一陸軍病院第一病棟に収容された。

この第一病棟は全国の脊髄損傷患者が入院する病棟である。入院傷兵八〇名、そのうち歩行可能者二五名、あとは寝た切りで家族の付き添いが付いている。

上半身は普通であるが、下半身はやせ衰い、腕や脛は細くなり骨に皮がついているという真にあわれな状態である。

やがて第一病棟科長の診断である。この腰推の破片と臀部の破片は取らない方が良い。手術をして取れば現在より機能障害が出るという。しかし、現在背中を切開しているから当分入院して治療をしたまえ、何処から来たという。〃秋田から来ました〃〃遠い所から来たナー〃という。ただ結果を見ようということで治療したが、背中の骨が腐っているから切断の手術が行われ、タンポをつっ込み個室に移され付き添い看護婦が付けられた。

この切り傷が塞がれば良いが、もし小さな穴があいた場合は背髄から破片摘出手術をしなければならないと科長軍医の話である。

この破片で腰推神経が麻痺しているため、生殖機能は当分見込みがないという診断である。去勢された馬と同じである。

この一病棟には陸軍看護婦と従軍看護婦の二組が勤務している。話に聞くと陸軍看護婦は給料月額三七円という。一方従軍看護婦は宿舎、食事付きの外、給料は月額八〇円と聞いた。

病床の付き添い看護婦は陸軍看護婦である。いずれにしても患者に対しては心行くまで手厚い看護である。が、一番困ったことは建物が耐火構造のこの病棟には南京虫のいることである。手術を受けて身動き出来ないのに、夜は集団攻撃を受けて悩まされることである。

患者が元気な時は看護婦にいやみをいう。看護婦と女である。そのあだ討ちが、患者が手術を行ったときて面に返ってくるからたまらない。手術を受ければ用便から食事、洗顔すべてをわずらわすことになるから、この点は今後も注意すべきと心にきめた。昔の詞に「女人と小人は養い難し」とある。

一回目の手術を受けて一週間を過ぎ、担送患者から開放されて大室に移される。歩行者組二五名の仲間入りをして傷の治療を受けていた。日にまし退屈が続く、健康保持と機能障害排除のため、なるべく運動を行う。

先づ三度の食事運搬の手伝いをした。運搬する若き女性二人から非常に感謝された。また、大室の患者は二週に一回新宿の映画館に招待されて外出する。その度に白衣の交換である。被服庫は地下室にある。引卒する看護婦が被服庫に手伝いを命ずる。二人で運搬車を押して倉庫に入り、大中小と区別して運ぶのである看護婦は軍医から私の機能障害を知らされているので安心しているようだ。

今考えて見ると、大腿部や股間をチラチラさせる動作は、女性の心理作用か？ はたまた機能障害回復の治療の一端か？。

ある日、従軍看護婦が室の電灯を掃除するため、脚立をもって来て、私に脚を押えてくれという。押えて何気なく見上げれば、真白き富士ならぬズロースに、はっきりしわが見える。女の文に力あり、その下に力を入れれば文字で書けば努力ということになる一駒もあった。

この病棟は重傷患者の病棟であるため、慰問者が慰問に来ましたと受付に申し出ると第一病棟に案内するのである。個室は身の動かすことの出来ない重傷患者で、家族付き添うているので、一通り慰問して大室で慰問するのである。これが毎日楽しい一刻である。

第一病棟の婦長さんは従軍看護婦で、新潟県から召集になった独身の美人であるが、なかなか紀律厳格である。週一回各室を巡視する。大室の老兵達は各自の棚上に慰問客から贈られた女優のブロマイドを飾っている。ある日、婦長が巡視に来て、私に〃これはなんですか、ここは軍隊の延長でありますぞ〃と、そのブロマイドを没収して行く。

婦長が去ったあと、他の患者の棚を見れば、そのままで私の分のブロマイドだけ没収している。あの婦長自分より美人のブロマイドだけ没収して行くような気がしてならない。しかし、婦長は紀律厳正の反面、非常に情の深い婦長である。私の母が秋田から見舞に来て東京に三日滞在して帰って行った。ある日、事務室に印鑑持参で来いという呼出しである。また何か注意かと思って行ったら、先づ椅子にかけなさいという。〃貴方のお母さん秋田から見舞に来たでしょう、何日東京に滞在しました〃

「三日です」

婦長「病院の規程によりましてお母さんの秋田からの往復の旅費と宿泊料の請求して下さい。書類は出来ているから捺印しなさい」という。

そして規程による特別支給をしてくれた面もあった。それから間もなく野戦病院転勤命令が来たと知らされ大室の患者が代表してお別れの会を開いて別れた。

婦長転出後、婦長代理になった看護婦も新潟県出身で、これもまた美人の独身である。私に、今日の昼食妾の分と交換しましょうという。われらの食事は軍隊と同じく麦飯である。従軍看護婦の食事は、その都度宿舎から届く真白い飯である。

貴方は食事当番の手伝いやその他看護婦の雑用を手伝って下さるので、ありがたく思っていますという。私は自分の健康と機能障害克服のため手伝いをしているのでありますと弁解をした。それから従軍看護婦達は週一回交互に食事の交換をしてくれた。

ある日、学習院幼等科の生徒が慰問に来た。その中に伏見宮の若様がいるので今皆さんの前に一人づつ立たせて慰問させますから、いろいろお話をしてやって下さいという達しである。

私の前に立ったのは河野をいう坊チャンである。慰問品を差し出して、兵隊さんご苦労様でしたという。

◎東京第一陸軍病院(2)

後日礼状を差し出したところ、数日後、河野愛子という名で達筆なる筆書きの手紙が配達された。河野愛子という女性は知らないし、手紙の表書きは私の宛名であるし、半信半疑で封を切って見ると、先般家の子供が慰問に参上の節いろいろご教導を賜った礼状と今週土曜日午後から参上するという内容である。

土曜日午後一時河野夫人は、お嬢さんと坊チャンと女中を連れて面会に来た。三十六、七歳の美人な若奥様である。大きな皿に生鮨を乗せて持参して来た。早速室の戦友達の参集を願い半日を愉快に過した。

河野夫人曰く「妾土曜日以外は子供に家庭教師が来るので外出されないので、これから毎週土曜日に面会に参りますといって、自家用車で帰っていった。室の戦友達はうらやむことおびただしい。

この河野夫人のご主人は日活の重役さんであるという。一度外出許可を得て、日活撮影所を見学という話も出たが、丁度その頃松竹大船撮影所で軍事映画撮影の一駒に傷痍軍人の姿が必要ということで、私達が撮影所に行ったので日活行きは実現しなかった。

それから河野夫人の慰問は毎週土曜日、晴れようが雨が降ろうが三カ月も続いた。ある日、夫人単独で慰問に来て、屋上に散歩に行きましょうと誘う。屋上に至れば富士の霊峰がよく見える好天気である。屋上のベンチに腰をおろした。

夫人曰く「妾の家の運転手は青森生まれで、非常にまじめな人でしたが応召して半歳で名誉の戦死をしました。実は最初連れてきた女中と結婚させようと予定しておりましたが全く残念です。妾、貴方と三カ月毎週一度お逢いして東北の人は本当に正直で信用出来ると思います。貴方を独身と見ております。どうか結婚してやってくれませんかと。「アット驚くタメゴロー」である。

私は「奥さん、私は独身でありません。妾がおります。このお話はなかったことにして下さい。それに私は腰推と臀部に破片が入っていて神経が麻痺して機能障害のため今後全治するか今の所不明です」と断ったので、その日はこれで別れたが、それから以後、河野家の面会は跡絶えた。この慰問は結婚相手を探すのが目的であったらしい。

さて、東京第一病院に入院して六カ月は経過した。背中にポツンと針が入るような小さな穴があいて、膿が常時流れてならない。結局再手術をして破片摘出ということに決定した。

再手術は科長軍医立会いの下に担当軍医、見習医官の手で行われ、破片は摘出され、背中に大きな傷口に消毒ガーゼをつめ込み、繃帯をされ病室に運ばれ、担送患者の赤札がつけられた。

夜半に用便に松葉杖を使って便所まで歩いた。明くれば日曜日である。今日は新宿に映画招待である。

私は看護婦に歩行が出来る自信があるから今日の映画に連れていって下さいと頼んだ。しかし、看護婦は貴方は担送患者だから外出は出来ないという。再三再四の頼みに看護婦も納得した。同室十五名が私を中央に看護婦が私に付き添い徒歩で新宿に向った。

映画館に入り椅子に腰をおろした頃から傷口が痛み出してきた。映画どころのさわぎではない。額からは冷い汗が出てくる。自分で無理に願って出た以上、痛いとは口から出せない。歯を喰いしばって、ここは精神力と闘魂を燃やしてこらえた。やがて映画も終わり帰りは電車である。病院に帰り夕食もとらずベットの中に入り、歯をくいしばって痛さをこらえた。

翌月曜日、軍医が出勤と同時に看護婦は昨日のことを報告した。軍医は手術の結果必ず機能障害が出るものと推定して大事をとっていたが、新宿まで徒歩で行ったと聞くや看護婦を伴って私のベットに来て、一応診断した結果、大丈夫只今から独歩患者にするから、どんどん歩けという。この傷は二ヵ月で完全に治った。

ある日、科長軍医に呼び出され、近く秋田に転送するが、お前の職業は消防と、いう激務であり、加えて水を冠る職業であり、職業を替えて養生しなければならない。もし、今まで通り消防に勤務して仕事をすれば十年の寿命しか保証は出来ないから、必ず転職するようすすめる。また、麻痺した神経機能障害は月日が経過すれば徐々に治るから、その点心配せず気長に養生するようにと申し渡された。

東京第一陸軍病院に八カ月入院し、腰部の破片摘出後は走ることが出来るようになった。やがて秋田陸軍病院に転送となった。

◎東根温泉療養所

一等病院から三等病院に転送され、入った病室は、またも三号室、ここは昔からの模範の室で、慰問客は普通りここの室だけ自由に出入りすることが出来る。治療もなく、ただ毎朝体操の指導や掃除、食事運搬で日を過すこと二週間、やがて山形陸病東根温泉療養所へ転送となった。体操の舞踊レコードを購入して東根温泉に向った。

ここ東根温泉は田圃の真中に石油試掘中噴湯して出来た温泉である。東根分院に軍医を訪れ申告後、衛生兵から宿舎を知らされて旅館三軒に、それぞれ別れた。私達三名は亀谷旅館に入った。二階二号室定員四名である。秋田県から二名が入っている。私と能美軍曹と二人はこの室に入った。入浴後、旅館からポータブルを借りて中庭で私と能美氏と二人で兵隊音頭その他の体操や舞踊を行った。亀谷旅館にいる傷兵と女中達が全員が入って講習会を開いて練習に入った。

翌日軍医を訪れ、この体操を許可してもらった。これは機能障害克服には結構であると、おほめの言葉である。

さて、夕食後亀谷旅館の前庭は超満員となる。この音頭による体操は東根温泉街に流行した。旅館の女中連が毎夜白衣に混って時ならぬ賑わいを呈した。傷兵は三軒の宿舎は自由だが、そこ以外は一歩も出られない禁止区域である。そのうち亀谷旅館に秋田から患者の将校三名が入室し、別館の一室に入った。

毎晩の舞踊で汗を流して入浴する。ある夕食の時、わが二号室と将校室と会食することになり、お膳に銚子一本づつ付けられた。これが毎週土曜日将校室で行うと決めて療養に専念した。

宿の女中に気のきいたのがいて、われら入浴中に床を延べる。点呼も終わり、やがて消灯というので床の中に入ったら一本入っている。紙切れに鉛筆の走り書き、〃毎夜舞踊のご指導ありがとう。僅かの心尽し、元気でお休み下さい〃消灯して四人が頭をつきつけ、茶碗に冷酒をつぎあって処理した。このようなことが幾度もあったと記憶している。

私はみちがえる程元気になり、足駄がけで二㌔の歩行も困難でなくなった。

この旅館の女中頭はT子といって三十を越えた芸妓あがりといっていた。次が二十六歳のB子、二十歳のC子、十八歳のH子の四人である。ことにB子は山形の農家育ちの丈夫な女性である。私は機能障害克服のため彼女と座り角力一番勝負を行うが、いつも彼女の一撃でもろくも飛される。

月日の立つのも早いもの、たのしかった三ヵ月の療養生活が過ぎ、今度は元気一杯で秋田陸軍病院に転送になった。

さて、閑話。

昭和十五年一月二十日義弟が山形聯隊に入隊のため見送りながら山形市まで行った帰り途、東根温泉に下車し、夕暮れ迫る雪の中を踏みしめながら亀谷旅館を訪れた。療養兵士の姿はなく、旅館は廃業して、昔なつかしい女中達は暇を取っておらなかった。

ただB子だけは近くのあづまや旅館で女中をしているからと知らされて訪れ、B子と逢った。明朝一番列車で帰るので朝食はいらないから、夕食に五、六本つけてくれと頼み浴場に行く。

やがて夕食の準備も出来たので、久し振りにB子の酌で、いろいろ過ぎし日を偲び語りあって別れたが、その後東根温泉を訪ねる機会もなく、三十五年の歳月が流れた。

雨量の知識

◎雨の量はミリで表されます。一ミリの雨というのは、一平方メートルあたり一リットルの雨水で、畳二畳の面積に一・八リットルびん二本分の雨が降ったのに相当します。

◎雨量二〇〇ミリというと、畳二畳のところに、ドラムかん一本半分の水をぶちまけたと同じ量になります。

◎総雨量というのは、一定期間に降り続いた雨の総量である。

◎日雨量というのは、一日どれだけ降ったかを見る量である。

◎一時間雨量というのは、一時間の雨量のことで、集中豪雨の強さを測るのに、かかせないものです。ガケくずれ、中小河川のはんらんなどは、この短い時間に集中して降る雨が原因となっています。

◎一時間の雨量五〜一〇ミリ。
雨の音がよく聞え、たちまち水たまりができる。

◎一時間の雨量一〇〜二〇ミリ。
地面一面に水たまりができ、雨音で話し声がよく聞えない。長雨のとき警戒が必要。

◎一時間の雨量二〇〜三〇ミリ。
土砂ぶりで下水がたちまちあふれ、小河川は、はんらんし、ガケくずれの危険がある。

◎一時間の雨量三〇ミリ以上
バケツをひっくり返したような表現がピッタリの激しい雨、危険地帯では避難体制に入らなければならない。

秋田県能代市下悪戸一二〇番地
幸坂建設株式会社
取締役社長　幸　坂　勝　雄
電話２－３１７１
秋田県能代市字若田２番地の１
幸坂生コン株式会社
取締役社長　後　藤　隆
電話　鶴形局７又は11

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

第28回全県消防大会

とき　昭和50年8月4日
ところ　鹿角市

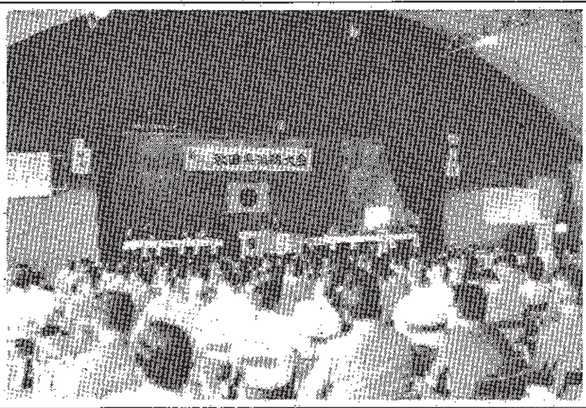

午後一時四七五名の消防幹部、来賓着席する。

保坂事務局長　ご起立を願います。「修礼」なおれ。ただ今から第28回全県消防大会を開催いたします。

殉職消防職団員に対し、黙とうを行います。「黙とう初め」終わります。

続いて国歌斉唱一回

天皇陛下のお言葉奉読

中田会長　天皇陛下のお言葉奉読する。

保坂事務局長　会長あいさつ、ご着席願います。

中田会長「本日ここに第28回全県消防大会を開催するに当たり、公私ご多用中にもかかわらず、知事代理民生部長をはじめ、平素消防に対し格別のご指導、ご援助を賜っております多数の来賓をお迎えし、錦上花を添えていただきましたことは、このうえもない光栄であり、深く感謝いたします。また、鹿角支部の幹部の方々の心からなるご配慮に対し、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで、この大会も昭和23年以来本会の事業として毎年開催し、当面せる消防上の諸問題に関し忌憚のない意見を交換し、消防の発展飛躍の途を求めておりますことは、まことに意義深いものと存じております。

消防の事務の重要でありますことは、今更申しあげるまでもなく、消防業務全般に意見を用い、使命達成のためご労苦を重ねておられることに対しましては、心から敬意を表するものであります。

近年都市の過密化をはじめ、危険物施設の増加およびその需要量の増大等社会環境の変化により、災害の様相も一変し、全国的にその損害も増加の傾向をたどっております。

本県における昨年一年間の火災発生状況を見るに、林野火災を含めて五三三件で、前年に較べ一六四件という大巾な減少を示し、それに大火の発生もなく、近年にない立派な成果を収めておりますが、これはひとえに皆様が予防消防を重視し、防火思想の普及、査察の徹広等一致協力して火災の未然防止に努力を払われた結果であり、さらには初期消火が迅速適切に行われ拡大防止に努められた賜であり、まことに喜びに堪えません。

最近消防の常備化、広域化により、消防体制は充実強化され非常に力強い限りでありますが、反面消防団員の数が年々減少されつつあることは、まことに憂慮すべきことであります。ご承知のように消防団の受け持つ分野は単に火災のみではなく、風水害、地震等の災害における住民の救護、避難者の捜索など、その果たす役割は広く、かつ重要であります。今後県および各市町村の協力を得て団員の確保に努力して参りたいと存じております。消防が社会公共を保持し、福祉の増進に資するには、先づ災害を未然に防止することであり、その責務は極めて重要であります。消防協会としては、これからも皆様とともに本県消防の実績をふまえ、時代の進展に対処して使命達成のため、更に一層の努力を払うとともに財源の確保、処遇の改善等についても、関係方面に強く要請し、その実現を期したいと存じております。

本日はこれから各支部から提出されております消防上の諸問題について、ご検討をお願いするのでありますが、本大会を意義あらしめるよう皆様のご協力を切にお願いし、ごあいさつといたします。

保坂事務局長　開催地消防団長あいさつ。

大里団長　本日来賓各位のご臨席をいただき、県下消防団の幹部の皆様を迎え、この会場におきまして第28回全県消防大会を開催することは、この上もない光栄と存じます。鹿角市といたしまして心から歓迎を申し上げます。

鹿角市は県内においては最も消防団員数の少ない市でありまして、県内でも非常に良い面と悪い面のあるところであります。

先づ良い面といたしましては、全国消防ポンプ操法大会が現在まで四回実施しておりますが、県代表として三回出場している地域であります。

その反面悪い面では、昨年の十一月十日秋の火災予防運動週間の第一日目に交通事故により団員三名の死者を出したことであります。その節は皆様方に大へん心配をかけたのみならず、いろいろご配慮を賜りましたことにつきましては、この席より厚くお礼申し上げます。しかし、消防の発展には、きびしい訓練が要求されますが、現下の社会の発展は著しいものがあり、火災その他の災害発生は複雑多岐にわたる様相を呈しております。その中にありまして消防団員は困苦を克服して、地域住民の日夜安定のため、活動を続けているわけであります。われわれ消防は一日も早く近代化消防の達成を念願している次第であります。

本日はこれから当面する消防の問題を検討されまして、躍進する秋田県消防の指針といたしまして大きい結果を念願するものであります。

大会を引き受けましたが、準備万端不行届きの点は多くあると思いますが、何卒当支部の意のあるところをおくみとり下さいまして、ご寛容の程をお願いしましてごあいさつといたします。

保坂事務局長　議長団の推せんでありますが、恒例によりまして開催地支部から推せんするにご異議ございませんか。

一同異議なし。

保坂事務局長　それでは議長に大里十和田団長、副議長に山崎小坂団長、成田八幡平団長にお願いいたします。

◎議長団登壇

大里議長　議長の大里、副議長山崎と成田でございます。議事に不慣れでありますので、皆様のご協力によりまして議事を運びたいと思います。よろしくお願いします。

それでは前年度大会における決議事項の処理報告を事務局長から報告願います。

保坂事務局長　昨年八月二日横手市において開催した第27回消防大会において採択された議題は九件でございました、その結果は報告書の中に詳細に記してありますので、簡単にその状況と結果を報告いたします。

陳情の状況

1、政府機関並びに国会関係に対する陳情

決議事項のうち、政府の行政措置を要するものと、国会において議せられる事項については、前年度本県において開催された東北地区消防大会の決議の処理と合わせて理事会において陳情団を編成し、昨年十月三十一日及び十一月一日の両日に亘り自治省、消防庁など関係省庁に、国会関係は衆参両院議長、同地方行政委員長、全国消防議員連盟会長、本県選出国会議員その他日本消防協会、全国知事会長、同市長会長を歴訪し、陳情書を示交し、その主旨を説明して実現方を強く要望いたしました。

2、地方機関（県市町村等）に対する陳情

県知事、関係部課長及び県市長会長、同町村会長、同議長会長等に対しては、協会長、理事、事務局長等がそれぞれ歴訪し、陳情の主旨を説明して実施について要望いたしております。

陳情の結果

1、決議事項第一、消防施設基準額について（大館北秋田支部提出）要望の主旨は、国が行う消防施設の補助基準額は、現在の物価からみて極めて低いため、補助を受けた市町村の差額負担が大きいので、この引き上げを要望するものであります。このことについては、他の府県からも以前より陳情があり、消防庁においても検討中でありましたが、昭和五十年度から基準額の大巾な引き上げが実施されました。例えば消防自動車ポンプ、小型動力ポンプなど各五十％、小型ポンプ積載車四八％、防火水そう三一％など、前年度に比し、それぞれ増額され、今後においても他物価との均衡について考慮するとの意向である。なお、県の補助基準額についても、これまで国に準じておりましたが、本年度から五〇％余を増額しております。

2、決議事項第二、かやぶき屋根の改良に対する貸付制度の新設について（大館北秋田支部提出）要望の主旨は、火災発生した場合、延焼の危険の多いかやぶき屋根の解消促進するため、その改造資金貸付制度を県単事業として新設を要望するものであります。

県では、屋根の不燃化促進のため、昭和三六、三七年に国民年金特別還元融資をうけて事業を行う市町村に対し、利子補給（利率六・五％のうち一％）を実施したが、昭和三八年度から住宅金融公庫法が改正され住宅改良事業として、かやぶき屋根の改造費に対する融資が行われることになり、これに移行することにしたものである。従って特に県単事業として新設する必要もないので、この融資制度の活用を願いたいとのことであります。

3、決議事項第三、国が行う補助対象となる消防施設の補助率の引き上げについて（能代市山本郡支部提出）要望の主旨は、決議第一の消防施設基準額の増額と関連事項で、国の現行補助率⅓では物価高騰により差額負担が大きいので、これを½に引き上げを要求するものであります。

消防庁に対する国庫補助率の引き上げについては、従来から要望して来たところであるが、最近の国内経済の動向からみて、先づ基準額の引き上げに努力され、本年度は相当大巾な増額実施されたのであります。補助率の引き上げについては、既に過疎地域（補助率⅔）において実施され、さらに人口急増地域（½に引き上げ）石油コンビナート地域（同）など、逐次引き上げを実施する方針である。補助金は奨励的性格なものでもあるので、直ちに全面的な引き上げは困難であるが、要望の主旨は充分考慮して参りたいとのことであります。

4、決議事項第四、非常備消防単位費用における団員数の積算基礎について（能代市山本郡支部提出）要望の主旨は、現行地方交付税の消防費単位費用の積算基礎として、人口一〇万人の標準都市を基準にしているが、これによると地方都市の団員数が実情より下回るので、実数による積算をするよう要望するものであります。

単位費用算出基礎となる団員数については、昭和四五年度から一六〇名の増員がなされたが、その後は改訂されていない。本年五月消防力の基準が改正になったことに伴い、国では目下市町村の消防力の実態調査を実施しており、この結果に基づいて検討されることとなるが、各市町村の交付税額（消防基準財政需要額）より消防費が少ない市町村が全国的に相当数あることが国の調査により明らかにされている。

従ってこれらの事情等を充分検討の上、考慮したいとのことであります。

5、決議事項第五、消防施設整備費国庫補助金について（湯沢雄勝支部提出）要望の主旨は、現在消防ポンプの新規購入の場合は国の補助を得られるが、年数の長い老朽車の更新については、補助の対象となっていないので、新規購入と同様に補助を得るように要望するものであります。

国の財政措置には、市町村に対する交付税、補助金、地方債の三つがある。現在の消防施設の保有状況は消防力の基準からみると相当不足している。従って不足な施設整備を促進するため補助制度を活用している状況である。更新については交付税により措置されており、更新に対して補助金を交付すれば交付税の算出基礎の改訂等も必要となり、今後慎重に検討したいとのことであります。

6、決議事項第六、消防施設整備の補助基準額の増額について（横手平鹿支部提出）決議事項第一と同じにつき省略

7、決議事項第七、秋田県消防協会長の優良団員の表彰について（大曲仙北支部提出）要望の主旨は、優良団員にして知事の有功章を受賞してから相当永い間、精勤しても日本消防協会の表彰をうけないで退団する団員が多いので、県協会において日消表彰に準ずる表彰制度を実施されたいとの要望であります。

県協会表彰規定では、これまで定例表彰として十年及び十五年勤続表彰だけでありますが、昨年十月表彰規定の一部改正を行い、消防業務に永年精励し、功労顕著なものに対し協会功労章を授与することについて本年度から実施することにいたしております。

8、決議事項第八、消防団員に保安帽支給について（男鹿南秋支部提出）消防団員の災害現場出動時の危害防止など安全管理上、市町村の全団員に対し安全帽を支給することを義務づけるよう要望するものであります。

消防団員の装備については地方交付税により措置され、既に一部市町村においては全団員に支給されているが、これを全国一斉に安全帽を着装させるために法的義務づけするについては問題もあるので、国および県においては団員の危害防止の上から市町村に対する行政指導により、逐次実施するようにいたしたいとのことであります。

9、決議事項第九、消防団員服制準則の一部改正について（秋田市支部提出）要望の主旨は、現在普及されているアルミックス防火衣は常備、非常備同一のものを着用するので、消防職員、団員の識別が困難であり、団員の着用する防火衣の階級が容易に判明できるよう準則の一部改正を要望するものであります。

消防団員の階級章、特に団長、副団長の場合、他との識別困難な点などがあり、消防庁及び日本消防協会において検討中であるが、アルミックス防火衣については、秋田県提出が初めてのケースであり、全国的な状況を把握の上、措置したい。なお、その間の暫定的なことは、市町村の実情により適宜の措置をされたいとのことであります。

大里議長　ただ今の前年度大会における決議事項の処理報告にご質問ありませんか。

一同異議なし。

大里議長　異議ないようでありますのでこの件はご了承得たものとして決定いたします。次に議題に入る前に宣言、決議の起草委員は各支部から選出されていますので起草委員を申し上げるにご異議ございませんか。

一同異議なし。

大里議長　鹿角支部高杉団長、大館北秋田支部田中団長、能代市山本郡支部鈴木副団長、秋田市支部森川副団長、男鹿南秋支部石沢団長、河辺支部佐藤団長、本荘市由利郡支部三浦団長、大曲市仙北郡支部西島羽団長、横手市平鹿郡支部安藤団長、湯沢市雄勝郡支部藤原団長以上の方々は別室でご審議願います。

次に議題に入ります。

財政関係

①地方交付税算定基準による消防団員数の引き上げについて、能代市山本郡支部提出、提案者の説明を求めます。

鈴木副団長　現在の地方交付税単位費用積算基礎を見まするに、消防団員数は、標準都市、即ち人口十万人都市で五六三人となっております。これを例えば私ども能代市にあてはめてみますと、人口六万人ですので団員数は三三七人となるのであります。能代市消防団員定数は六四〇人となっておりますが、交付税上は約半数の人員よりみられておらない訳であります。

昭和五十年の交付税上、国では消防団員の処遇改善として、報酬三〇％引き上、需要費の増額、退職報償金等の改善など若干の改善措置がみられたとは申せ、肝心の積算基礎の団員数が低く、消防団運営の財源確保としては、道いまだ遠し、といわざるを得ないのでございます。よって地方交付税単位費用積算基礎の消防団員数の引き上げを提案するものであります。

大里議長　本案に対する質疑を行います。

異議なし。

大里議長　ご異議ないようでありますので採択いたします。次は、

②消防自動車にかかわる自動車重量税の免除について、能代市山本郡支部提出、提案者の説明を求めます。

清水団長　消防自動車は、他車種とその使用目的が異なり、その性質上からみてこれら自動車重量税法第五条、非課税自動車として一

項を加えてもらいたい。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますので本案は採択いたします。次は、
③消防施設整備費補助金について、本荘市由利郡支部提出、提案者の説明を求めます。
三浦団長　国が行う補助の対象となる消防施設の基準額は、昭和四八年度以降増額されているが、なお、実際の価格より低いために、その差額は市町村の負担となっているのが現状であるので、基準額を現状に見合うよう増額するとともに、補助枠を拡大し、更に補助率を現行の⅓から½に引きあげるよう強く要望する。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますので、本案は採択といたします。
　次は、教養関係
①消防団員教養図書の作成配布について、秋田市支部提出、提案者の説明を求めます。
伊藤副団長　最近の消防情勢は著しく変化し、特に生活の近代化に伴い、火災その他の災害はますます複雑化の様相を深めております。このような状況に対処し、社会の安全をめざして、地域住民の期待にこたえるには、なによりも消防団員の教養訓練による質的向上を強力に推進しなければなりません。国、県においては団員の教養を行い、技術、資質の向上につとめているところであるが、消防学校における教養訓練はもとより、その他消防機関で行う教養訓練にも参加する機会に恵まれない消防団員が相当数いるのが現状で、専ら団員個々の自己研修が重視されております。この点から消防団員の消防教養を目指すところは、団員の自発的研修の気風を育てることにあるが、中小都市の消防機関においては、こうした資料の作成は困難であるから、国、または、日本消防協会において、全国統一した消防団員向きの教養図書を作成して配布されるよう要望する。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますので本案は採択いたします。次は、
②初任消防団員の研修について、大館北秋田支部提出、提案者の説明を求めます。
村上団長　現在消防学校で実施されている初任消防団員の研修は、団員の技術、規律向上のうえに非常に重要な役割を果たしている。
　しかし、現行の研修は、教養期間、所要経費等の問題があり、受講する消防団員が非常に少ない。これらの問題を解決するため、初任消防団員教育を支部毎に移動消防学校として開設し、消防団員が自宅からでも受講できるようにし、所要経費については、全額県費により措置されるよう要望します。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますから本案は採択いたします。
　次は、処遇関係
①消防団員等の公務災害補償の改善について、鹿角支部提出、提案者の説明を求めます。
関団長　消防団員等の犠牲的、献身的、奉仕的活動に対する処遇は、毎年改善されているとはいえ、なかなか思うにまかせない状況であります。消防団員等の公務災害補償の改善も、昭和四九年度、昭和五〇年度となされましたが、他の機関の災害補償と比較しますとかなりの格差があります。
　また、近年諸物価の高騰も加わり、ますます格差がつき、公務災害発生時には市町村がこれに上のせしなければならない状態であります。したがって、現状に対処できるよう、消防団員等の災害補償全般の水準引き上げをせつに要望します。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますから本案は採択いたします。
　次は、服制関係
①消防団員服制準則に防火帽、防火衣の着用について、本荘市由利郡支部提出、提案者の説明を求めます。
高橋団長　消防団員の服制については、消防組織法第十五条の六の二項に消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定めることになっておりますが、われわれ消防団員が災害現場において身体の安全防護をいたすべき、防火帽、防火衣については、なんら服制準則に定まっておりません。
　ご承知のごとく労働安全衛生規則四六五条、四九七条には、危険な作業に従事する者は、安全保護具の着装等が明示されております。
　現在職業消防吏員には、防火帽、防火衣等の準則が制定されております。また国の交付税単位費用の積算基礎の中においても、四二年頃より保安帽の経費が計上されているやに聞いております。われわれ消防団員にも職業消防に類似するような安全帽、防火衣等の着装を定めるよう強く要望するものであります。
大里議長　本案に対する質疑を求めます。
　異議なし。
大里議長　ご異議ないようでありますから本案は採択いたします。
　次に、消防協会関係
①消防協会に対する市町村負担金の増額について、大曲市仙北郡支部提出、提案者の説明を求めます。
若松団長　秋田県消防協会とその下部組織である各支部の運営費については、本年度も昨年と同額に決定されている。しかし、昨年度は十年前に決められた額と同様であり、同員の減少などから、むしろ減額になっている実情で、支部運営上非常に困却している。これらの実情から毎年市町村に増額を要望しているが、市町村の財政のひっ迫を理由に認められていない状況である。しかし、われわれ消防協会にしても、支部にしても、その運営に特に支部の事業が十年昔日のごとくではならないのである。
　現在、常設消防の充実ができたとはいえ、行政面以外の団のつながりは、消防協会であり、そして下部の支部であるので、消防団は支部の指導性のもとに、団の発展の団員の資質の向上を期待したいものである。
　従って、ここに支部の運営事業の活発化の再認識をもたなければならないのであり、そのためには、消防協会の健全な運営があるが、事業収入のない下部支部においては、当然各市町村の増額を願うほかないのである。前に述べたごとく増額を認められない各市町村の財政上の実情については、理解される面もあるし、昨今の高物価の折り前主旨をご賢察のうえ、負担金の増額について、熱意ある要望をされ、是非実現せられたい。
大里議長　本案に対する質疑を行います。
　異議なし。
大里議長、ご異議ないようでありますので本案は採択いたします。
　次は、その他
①次回の開催地について、秋田県消防協会提出、事務局長の説明を求めます。
保坂事務局長　消防大会の開催地調べは二二頁にありますが、明年度の開催地は湯沢市が当番となりますので、どうぞよろしくお願いします。
大里議長　それでは湯沢市雄勝郡支部長からご発言願います。
山脇支部長　第二九回の消防大会は湯沢市に決定していただきます。
　それでは明年五一年度は皆様お揃いで湯沢市においで下さるようお待ちしております。
大里議長　どうもありがとうございました。
　それでは宣言、決議でありますが、先づ宣言案を鹿角支部関団長にお願いします。
関団長
　宣言案
　われら消防人は、強固なる団結のもと総力をあげて消防使命達成に邁進しつつあるが、近時科学の進歩発達が災害の様相を著しく複雑多様化せしめ、人心に一大不安を与えつつあることは、まことに遺憾である。
　このときにあたり、われら消防人は、使命の重大性を深く認識し、新たなる決意のもとに、更に団結を固めるとともに、広く郷党の支持協力を求めて、消防の科学化、近代化により防災体制を確立し、使命達成に邁進し、もって郷土の保全と繁栄に寄与せんことを誓う。
　以上宣言する。
　昭和五十年八月四日
　第二八回全県消防大会
一同賛成拍手。
大里議長　ただ今の宣言案は満場拍手をもって賛成されましたので本大会の宣言といたします。
　それでは決議案を鹿角支部高杉団長にお願いします。
高杉団長
　決議案
一、われら消防人は、使命の重大性を深く認識し、常に品性の陶冶と人格の向上に努め、もって地域住民に信頼される消防人となることを期する。
一、われら消防人は、火災その他の災害が著しく増大し、かつ複雑多様化しつつある現状に鑑み、防災思想の普及、予防査察の徹底等予防対策に全力を傾け、もって、災害の絶滅により郷土の保全と繁栄に寄与せんことを期する。
一、われら消防人は、郷土愛に徹し、防災施設の充実強化を図るとともに、常に知を磨き技を錬り、事に当たっては総力を挙げて防災に挺身し、もって一二〇万県民の負託に応えんことを期する。
　以上決議する。
　昭和五十年八月四日
　第二八回全県消防大会
一同賛成拍手。
大里議長　ただ今の決議案は満場拍手をもって賛成されましたので本大会の決議といたします。
　以上で全議案を審議終了いたしましたので、議長団を解かせていただきます。
　どうも長時間ありがとうございました。
保坂事務局長　開催地市長あいさつ。
阿部鹿角市長
　皆さんご遠方のところおいで下さいまして、市民を代表して心から歓迎申し上げます。鹿角市は昭和四七年に発足しまして、まだ四年目でありまして、七〇七平方㌔、秋田県で一番目、東北で四番目の広大な面積であります。したがえまして発足当時から一番問題になりましたことは、この広大な地域の市民の安全を如何なる方法で万全を期するかということが市政の重点でありました。
　鹿角市におきまして、今までの消防団の体制を再検討しながら、その一本化を図りまして常にこまかな消防施設の整備と消防団員の士気の高揚を計る等目下検討中であります。
　そのときにあたり、この大会が本市に開かれたことは、まことに有意義であります。
　さき程は当面する重要な消防上の諸問題を真剣に討議され、それに基づき宣言、決議がなされたことは、本大会の成果を挙げられましたことは、本市にとりましてはまことにありがたくお礼を申し上げる次第であります。
　鹿角市は僻地でありますが、目下東北高速自動車道路の完成あり、また、本年玉川と田沢湖間の国道も完備して、秋田市へ最短距離となり、十和田、八幡平をひかえて、山と水と緑という観光がキャッチフレーズすることに頑張っております。どうかこの機会に十和田、八幡平を観光されまして鹿角市を宣伝していただけば、まことにありがたいことであります。
　本日は本当にありがとうございました。心から歓迎を申し上げましてご挨拶といたします。
保坂事務局長　来賓の祝辞をいただきます。最初に秋田県知事殿。
三浦民生部長　初めに知事が参りまして皆様にごあいさつすることを非常に期待しておりましたが、本日東京で知事会の財政突破委員長をしている関係で、どうしても出席でき兼ね、非常に残念がっておりました。私が代理として出席いたしました。
◯祝辞
　本日第二十八回全県消防大会が開催されるに当たりまして一言お祝いの言葉を申し上げます。
　昭和二三年自治体消防発足以来、満二七年の歳月を経過したのであります。
　この間において県下市町村並びに消防関係が、その運営にあらゆる困難を克服され、施設強化はもとより消防の各般に亘って着々前進を続けておられることは、まことにご同慶の至りに存じます。昨年における本県の災害は風水害等自然災害の損害は二四〇億円に達し、火災発生状況は林野火災を含めて五三三件で、その損害は一一億八千万円に達したのであります。これを前年に比較いたしますと自然災害におきましては約四倍、災害におきましては、ほぼ同額になっておりますが、発生件数では一六四件減少していることは、これは一重に消防関係の皆様方のご努力の成果でありまして、その労苦に対しては心から感謝申し上げます。しかしながら社会状勢の斜陽化に伴いまして、火災の様相も複雑多岐に亘り高層建築物、危険物、多数の生命と財産が失われていることは、まことに残念な事であります。
　かかる災害に対処するためには人的消防の強化はもちろんであるが、消防防災の全般に亘っての完備が必要であると存じます。つきまして本年度は災害対策につきましては、県と市町村それに消防機関を結ぶ防災について調査致しました外、消防設備に対する補助金かくとくについても国に働きかけると共に、特に補助割当の少ない防火水槽については県単事業と致しまして補助基準額を大巾に引き上げることに致しております。
　また、数年前から防衛庁、林野庁が研究を続けて参りました。林野火災については空中消火の実施化し、空陸一本化の防ぎょを実施するため、九月能代市において実施されます総合防災訓練に講習会を予定しております。
　この計画は県と秋田営林局が薬剤を備蓄し、有事の際自衛隊の力を借りまして、ヘリコプターをお願いし今後この活動を効果的にもって行きたいと考えております。もとよりこのような試作の面におきましては、事たれりとは思いませんが、皆様方の予防活動に期待することがきわめて大きいのであります。したがいまして、私共は組織の強化に力を入れ、団員の確保とその処遇について一層ご協力申し上げたいと存じます。
　また、本日協議されました議題は、いづれも当面せる課題でありまして、その早期実現にも一層努力することに心を新たにした次第でございます。皆様方におかせられては、消防にあたえられた重大なる任務を自覚され、県民の尊い人命の保持と財産保護のため、一層尽されますようお願いいたします。
　終わりに皆様方のご健勝と県消防協会のご発展を祈念致しましてごあいさつといたします。
中川衆議院議員
　あいさつ　省略
堀内教育厚生委員長
　あいさつ　省略
大野県水防連会長
　あいさつ　省略
阿部県議
　あいさつ　省略
保坂事務局長　祝電披露
秋田県消防の歌合唱
方歳三唱を陸上自衛隊秋田駐とん地司令の発声で行う。
閉会のことば、佐々木副会長
　これをもちまして第二八回全県消防大会を終わります。
保坂事務局長　ご起立を願います。修礼、なおれ、解散。
　閉会午後三時。

消防学校だより

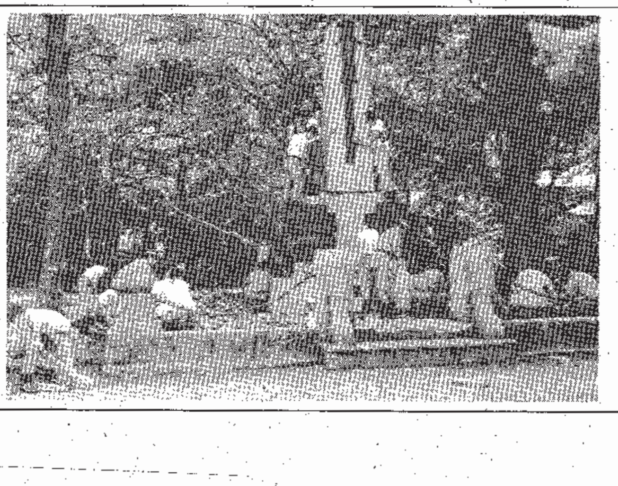

◎消防殉職者慰霊碑の清掃
　秋田県消防学校においては、教習科学生の情操教育の一環として入校期間中に一回、秋田市千秋公園本丸久保田城跡にある消防殉職者慰霊の清掃を実施している。
　本年も第二十四期教習科学生三〇名は四月十八日、第二十五期教習科学生三十五名は七月十八日大石、工藤両教官が、それぞれ引卒の下に清掃を行った。
　この慰霊碑は、郷土守護の神々として永久に功績を讃えるため、昭和三年七月二十七日除幕されたものであり、現在まで殉職された消防組織団員三十七柱合祀されている。
　なお、秋田県消防協会においては九月十日午前十時から、この慰霊碑前において、遺族、来賓、消防関係者が臨席して慰霊祭を執行した。
　本年の新たに合祀された四柱を含め、四十一柱となる。

◎秋田消防署を見学する
　去る七月一日入校した第二十五期教習科学生三十五名は、七月十八日工藤、清水両教官引卒の下に約二時間にわたって、近代消防施設を誇る県都秋田市秋田消防署の見学を行った。
　始めに堀井署長から秋田消防の概況について説明を受けたのち、無線指令装置、はしご付消防ポンプ自動車、屈折車、工作車等について実際操作を見学した。
　特に32㍍級のはしご車の伸ていされた威容を見守ったものの、登ていには一部学生の尻ごみする場面もあったが、近代機械の威力を見て消防活動の重要性を、あらためて認識するなど、貴重な体験をした。この見学に同行された疋田校長は同署の担当職員の懇切な説明に対し、衷心から謝意を表して同署を辞した。

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

消防組員、消防団員、消防職員、殉職者慰霊祭

9月10日　於　千秋公園本丸

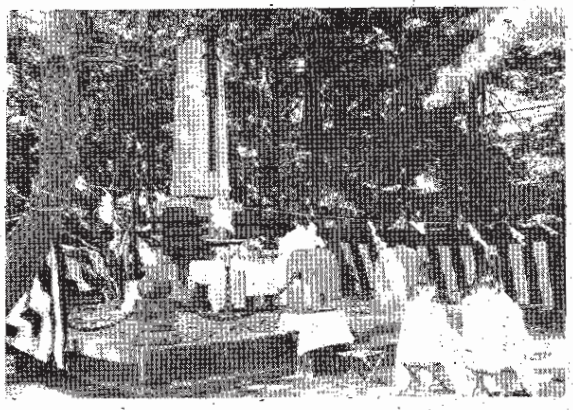

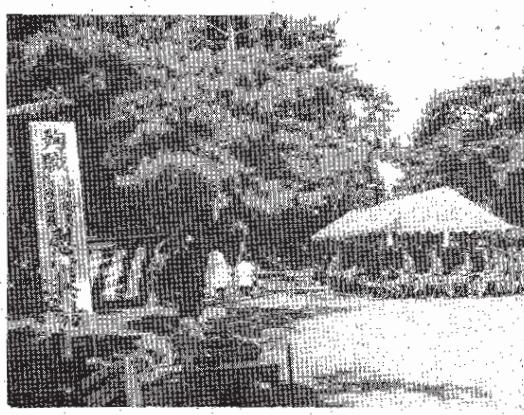

昭和五十年九月十日午前十時から千秋公園本丸殉職碑前において鎮座します秋田消防組頭宮田正治主命以下四十一柱の慰霊祭が遺族、来賓、全県消防長、消防団長臨席し盛大に挙行された。

◎慰霊祭次第

1、開式のことば
2、修　祓
3、招　魂
4、献　饌
5、斉主のりと
6、祭主祭詞
7、慰霊のことば
8、玉串拝奉、拝礼
9、撤　饌
10、送　魂
11、閉式のことば

◎祭主祭詞

中田協会長

本日ここに使命遂成のため殉職せられました消防組員並びに警防団員、消防職団員の慰霊の盛典を挙行いたしまするに当たり、衆生欣仰の碑に鎮座ます秋田消防組頭宮田正治さん外三七柱と本日新たに合祀されます。

六郷町消防団
分団長　関　亀蔵さん

鹿角市花輪消防団
副団長　工藤清治さん
分団長　山崎善雄さん
副分団長　栗山富雄さん

の霊に申しあげます。

諸氏は生前つねに身をもって職に挙じ至誠よく奉公の大義を重んじ、精励よく職責を尽し、或は猛火と戦い、或は激流に身を投じて人命の救助に努め、遂にその職に殉れたのであります。

想うにその意気の壮烈なるは、消防精神の極致であります。諸氏の逝いて幾星霜いま碑前で御霊を弔し事績を追想して哀悼の念更に新たなるものがあります。至誠もって社会、公共のため奉仕して殉れたる諸氏が示されました偉績は、われら後輩を敬せしめて、その英名は万古に朽ちず、その遺徳は無窮であります。また実に余栄ありと申すべきであります。

本日ここに招魂慰霊をとり行うにあたり、われら一同感慨の悲しみを申し述べ諸霊の遺訓を偲び感奮興起して敬虔の誠を捧げます。

ねがわくば神永光に鎮まり給らんことを。

昭和五十年九月十日

消防被服
名人染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

支部消防訓練競技大会開催

各支部毎の消防訓練大会は七月六日鹿角支部を皮切りに、九月二日河辺支部を最後に県内十支部が終了し、支部代表が九月十日正午から第十二回全県消防訓練大会に出場して行われた。

本年の消防訓練大会は、小型ポンプ操法と、消防自動車ポンプ操法の二種目である。

中央部秋田市支部は、八月二十七日午前十時八橋市営ラクビー場に、各地区予選で選出された十七チームと、それに応援者を含めた五〇〇名が整列し、高田市長から力強い激励のあいさつののち、規律訓練と小型ポンプ操法が行われ、最後に消防自動車ポンプ操法が七カ所で行われた。

この日は残暑厳しく、実施する団員、審査にあたる消防本部職員、それに応援する分団員は、みな汗、汗である。日頃鍛えた腕前をそれぞれ遺憾なく発揮して午後三時表彰式に入る。

◇訓練礼式と小型ポンプ操法の総合成績。

第一位　上新城分団
第二位　四ツ小屋分団
第三位　外旭川分団
第四位　飯島分団
第五位　寺内分団

◇消防ポンプ自動車操法

第一位　土崎第二分団
第二位　秋田第三分団
第三位　秋田第六分団

以下省略

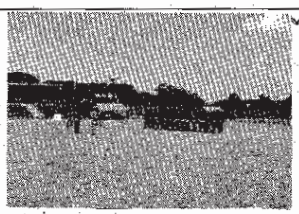

規律訓練

ポンプ操作

昭和50年度
秋田県総合防災訓練実施

1、目的

この訓練は、災害対策基本法第48条の規定並びに秋田県地域防災計画及び能代市地域防災計画に基づき防災関係機関が一体となり、地域住民の協力を得て、大火災及び水害を想定し災害の緊急予防応急対策を的確かつ総合的に実施できるよう各種訓練を実施し、防災体制の強化と地域住民の防災思想の高揚をはかることを目的とする。

2、実施日時

昭和50年9月3日（水）
8時30分～13時30分

3、実施場所

能代市一円

4、主催

秋田県、能代市

5、訓練実施種目と実施機関

○広報訓練＝市役所、消防署
○通信訓練＝各参加機関
○対策本部設置訓練＝市役所、山本地方総合庁舎
○交通規制訓練＝警察署
○火災防御訓練＝各消防機関、火災予防組合、自衛消防隊
○災害警備訓練＝警察署、県警機動隊
○避難救出訓練＝第二小学校、電報電話局、郵便局、民生病院、第一保育所
○救急搬送訓練＝消防署、日赤支部
○医療救護訓練＝日赤支部医師会
○空地連絡訓練＝市役所、自衛隊
○炊出し訓練＝自衛隊、市役所、日赤奉仕団
○応急物資空輸訓練＝自衛隊
○通信復旧訓練＝電報電話局
○電力復旧訓練＝東北電力能代営業所
○水防（救助）訓練＝水防機関、自衛隊、県警機動隊
○油火災消火訓練＝消防署、危険物安全協会
○林野火災空中消火訓練＝県、営林局、自衛隊、消防機関
○林野火災現地指揮本部要員の航空偵察訓練＝県、営林局、自衛隊、消防機関

◎ことしで十三回目を迎えた秋田県総合防災訓練が、九月三日能代市内で行われた。消防と水防訓練の二本立てで、ヘリコプター三機のほか車輌八十四台、三千七百六十三人が参加しての大がかりのもの、十数種類の訓練が行われたが、大火、水害の経験を持ちあわせている能代市だけに、この日の訓練成果を各方面に実らせようと、残暑がきびしいなかでの努力であった。

総合訓練は三十八年から毎年各地で行われているものので、能代市で実施されたのは四十二年以来八年ぶりの二回目である。

台風の通過で強風と豪雨に襲われた想定、木材工場、学校、保育所、一般住家が火の手に包まれ、負傷者も続出したとして行われた消防訓練は、午前九時から昭和木材消防訓練を皮切りにつぎつぎに行われた。

小畑知事、西村市長、堀内県議会教育民生委員長らが見守るなか、自衛隊の発煙車で盛煙につつまれたなかで、木材工場の自衛消防隊、一般市民のバケツリレーなど本番さながらの訓練、かけつけた消防ポンプ車が相次いで放水した。

また浮城第二小学校、第一保育所、民生病院では避難訓練を実施、電報電話局では消防レンジャー部隊がロープを頼りに逃げ遅れた人を救出した。

一方中川原の米代川河川敷では、水防訓練と電力、通信網の復旧、油火災、林野火災空中消火訓練、濁流に流された漂流者の救出訓練が行われた。

仮設堤防で行われた水防訓練は、消防団、自衛隊員の土のう作りからスタート、実際濁水させながら月の輪工法、川倉工法による堤防決壊防止に努めた。引き続き県警機動隊の漂流者救出訓練のあと、この日のハイライト、油火災と林野火災消火訓練が行われた。

油火災は、消火器による消火のあと、直径十㍍の中に入れたガソリン、重油を燃やし、黒煙が空高く上がるなか、化学車で消火、幅二㍍、長さ八〇㍍にわたって木クズなどを燃やした林野火災では、ヘリコプター二機が消火液を吊り下げて空中放水、四回の放水で完全消火、その効果ぶりに堤防上の市民もホットした表情をみせていた。

この間、市民体育館では日赤能代支部奉仕団の婦人たちによる炊出しが行われ、昼まで三千人分のおにぎりが作られ、奏師会による救護班も待機して万全の体制を整えた。

訓練終了後、畠町通りなどで参加者のパレードが行われたが、小畑知事は「今回で十三回目を数えるが、関係機関から住民まで一体になって懸命の訓練ぶりは例がない。これを契機に災害防止に万全を期したい」

西村市長も「火災など年々減っているが、油類禁物、どうか今日の成果が各方面に出るようにしてほしい」と、それぞれあいさつがあって午後一時三十分閉会した。

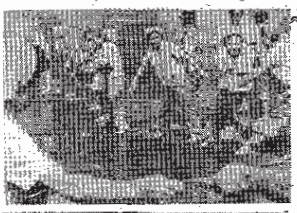

バケツリレー

避難

消防活動

水防

第12回全県消防訓練大会

昭和50年9月10日12時

於　秋田市営ラクビー場

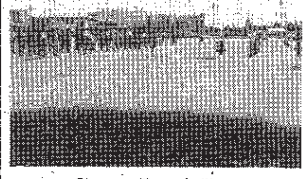
知事告示

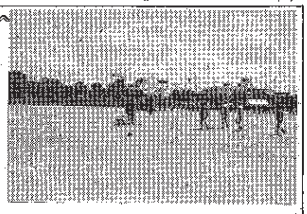
観閲

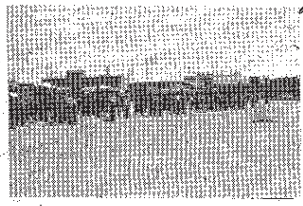
署査長注意

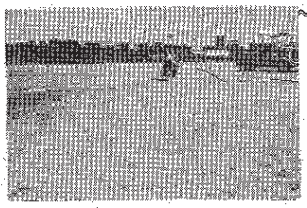
自動車ポンプ操法

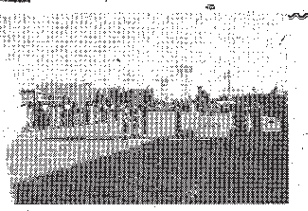
優勝旗授与（小型）

九月十日正午から秋田市営ラクビー場を会場として本年度から消防自動車のポンプ操法と消防小型ポンプ操法の二種目が行われた。各支部から選抜されたチームは、

◎消防自動車ポンプの部

○鹿角支部代表
鹿角市消防団
八幡平第一分団

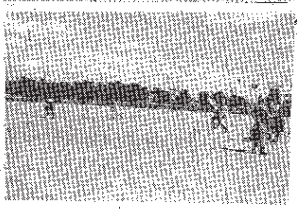
小型ポンプ操法

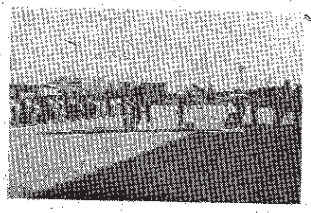
優勝旗授与（自動車）

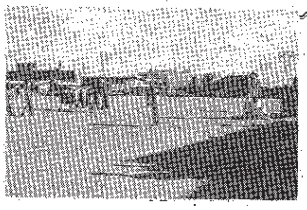
分列行進

○大館北秋田支部代表
比内町消防団第一分団
○能代市山本郡支部代表
能代市消防団
第十一分団
○男鹿南秋支部代表
大潟村消防団
○河辺支部代表
河辺町消防団本部分団
○本荘市由利郡支部代表
矢島町消防団第九分団
○大曲市仙北郡支部代表
田沢湖町消防団
第五分団
○横手市平鹿郡支部代表
平鹿町消防団第三分団
以上八チーム

◎消防小型ポンプの部

○鹿角支部代表
鹿角市消防団
錦木第四分団
○大館北秋田支部代表
比内町消防団第五分団
○能代市山本郡支部代表
二ツ井町消防団
第六分団
○男鹿南秋支部代表
大潟村消防団
○秋田市支部代表
秋田市消防団
上新城分団
○河辺支部代表
河辺町消防団第一分団
○本荘市由利郡支部代表
鳥海村消防団第一分団
○大曲仙北郡支部代表
西木村消防団第三分団
○横手市平鹿郡支部代表
平鹿町消防団第二分団
○湯沢市雄勝郡支部代表
羽後町消防団
第十二分団
以上十チーム

正午入場整列し、部隊指揮を今山理事がとり、観閲のあと、国旗掲揚

◎開会のことば

銭谷副会長「ただ今から第十二回全県消防訓練大会を挙行いたします」

このあと優勝旗返還が能角市消防団から返還された。

◎知事告示

第十二回全県消防訓練大会にあたりまして、一言皆様に感謝を申しあげます。

皆さんは身をもって郷土愛護のため、消防業務に専念されておりますことに対し衷心から感謝申し上げます。

近年複雑なる社会情勢に反映し、ますます火災も多様化して参りました。消防活動はより早く、より確実な行動が要求されます。

本日行われるポンプ操法は火災現場における基本的な基礎であります。どうか各隊とも郷土の期待に応えられるよう切望して告示といたします。

◎中田会長あいさつ

本日ここに来賓多数のご臨席をいただき、各支部から選抜されました精鋭十八隊による第十二回全県消防訓練大会を開催することのできますことは、この上もない慶びとするところであります。近年多様化している火災に対処するため、消防機械も開世の感があるほど改善されておりますが、如何に精功な機械でありましても、これを操作するのは人であります。

従って機械の操作の優れた技術を身につけた消防人の要請されますことは、改めて申し上げるまでもありません。

これから展開されます操法は、本県においては最近小型動力ポンプのみを実施して参りましたが、本年度から普通自動車ポンプ操法を加え、二種目を実施することにいたしております。

操法はすべての基本的な動作であり、これが火災現場活動の基礎となるのであります。

古来よりすべて勝敗は最後の五分間と申されておりますが、消防隊の場合はそれと反対に最初の五分間に勝敗を決することは、各位の等しく体験されているところであり、有事に備え、「より早くより確実に」を至上目標に訓練に訓練を重ねてこられたことと信じます。

このあと優勝旗返還が能角市消防団から返還された。

◎知事告示

第十二回全県消防訓練大会にあたりまして、一言皆様に感謝を申しあげます。

皆さんは身をもって郷土愛護のため、消防業務に専念されておりますことに対し衷心から感謝申し上げます。

近年複雑なる社会情勢に反映し、ますます火災も多様化して参りました。消防活動はより早く、より確実な行動が要求されます。

本日行われるポンプ操法は火災現場における基本的な基礎であります。どうか各隊とも郷土の期待に応えられるよう切望して告示といたします。

◎中田会長あいさつ

本日ここに来賓多数のご臨席をいただき、各支部から選抜されました精鋭十八隊による第十二回全県消防訓練大会を開催することのできますことは、この上もない慶びとするところであります。近年多様化している火災に対処するため、消防機械も開世の感があるほど改善されておりますが、如何に精功な機械でありましても、これを操作するのは人であります。

従って機械の操作の優れた技術を身につけた消防人の要請されますことは、改めて申し上げるまでもありません。

これから展開されます操法は、本県においては最近小型動力ポンプのみを実施して参りましたが、本年度から普通自動車ポンプ操法を加え、二種目を実施することにいたしております。

操法はすべての基本的な動作であり、これが火災現場活動の基礎となるのであります。

古来よりすべて勝敗は最後の五分間と申されておりますが、消防隊の場合はそれと反対に最初の五分間に勝敗を決することは、各位の等しく体験されているところであり、有事に備え、「より早くより確実に」を至上目標に訓練に訓練を重ねてこられたことと信じます。

本日は何とぞ出場隊の各位が正々堂々と平素鍛えました技能を遺憾なく発揮し、優秀な成果を収められるよう切望してやみません。

各隊のご健闘を期待するとともに、来賓各位におかれましては火災に対決するために常に訓練を行っております消防団員の信念を諒とせられ、消防体制の強化充実のため今後更に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげ粗辞でありますが、ごあいさついたします。

◎審査長注意

足田審査長

本日は、ご苦労さまです。

本大会は消防団の皆さまが日頃の練磨につとめた結果をあらわす大会であります。

ことに本年から自動車ポンプと小型ポンプの二種目が行われますので、審査にあたる私達としても責任の重大さを感じております。したがえまして審査にあたりましては、正確にしかも公平を期して参ります。

皆さんはこの大会に必勝を期して出場されたことと思いますが、審査は優劣をつけるためばかりではありません。

審査の結果により、真に反省をするということをご理解していただき、正々堂々と戦いまして、真に悔ない成績を残すようにしていただきたい。

○選手宣誓を二ツ井町消防団第六分団菊地清志分団長が行い。訓練実施に入る。

先づ小型ポンプ操法十隊が行われ、次いで自動車ポンプ操法八隊が行う

競技が全部終了し、集計までの間、秋田市消防本部による屈折車、ハシゴ車、化学車、救助工作車等によるアトラクションを見学する。

次いで分列行進を行い、閉式の体形に整列する。

◎講評ならびに成績発表

足田審査長

それでは講評を行います。各隊は真剣に訓練を行いましたことに対し、敬意を表します。

審査の結果、一応順位はきまりましたが、訓練を見まして、その完璧は認められ、優劣の差はほとんどありません。

ただ今後の訓練に次の三点の些細な点に留意していただきたい。

1、隊員の動作は堅い。

2、余裕ホースに長短がある。

今回は火点側五m、ポンプ側二mと定められてある。

3、指揮者の号令が火点において小さかった点。

等が挙げられます。

次に成績を発表します。

○小型ポンプ操法の部

第一位　二九九・三三点
男鹿南秋支部代表
大潟村消防団

第二位　二九九・〇〇点
鹿角支部代表
鹿角市消防団
錦木第四分団

第三位　二九八・九二点
本荘市由利郡支部
鳥海村消防団第一分団

第四位　二九八・八三点
横手市平鹿郡支部
平鹿町消防団第二分団

以下省略

○自動車ポンプ操法の部

第一位　二九八・五六点
鹿角支部代表
鹿角市消防団
八幡平第一分団

第二位　二九八・四三点
男鹿南秋支部代表
大潟村消防団

第三位　二九八・一二点
大館北秋田支部代表
比内町消防団第一分団

第四位　二九八・〇〇点
能代市山本郡支部代表
能代市消防団第十一分団

◎賞状ならびに優勝旗授与

秋田県知事代理から自動車ポンプ操法第一位鹿角市消防団に優勝旗と賞状を、その他三位まで賞状を授与する。中田会長から小型ポンプ操法第一位大潟村消防団に優勝旗と賞状、その他三位まで賞状を授与する。

◎来賓祝辞

堀内教育民生委員長
高橋警務部長
祝辞省略

◎参加者代表答辞

大潟村消防団長行う。

◎万歳三唱

◎国旗降納

◎閉会のことば

佐々木副会長

「これをもちまして訓練大会を終わります」

午後四時五十分閉会。

消防精神と消防狂

平鹿町消防団
団長　佐藤兵司郎

消防団の訓練は如何に大切であるかは今更論ずるまでもありませんが、私は更に消防精神の昂揚こそ一番必要であることを痛感するものであります。消防精神、即ち、住民自治を支える精神であると私は信じます。

けだし、この両者は車の両輪の如く密接不離の関係にあることは、承知の通りであります。

そこで、この消防精神の昂揚にあたっては先づ市町村に「消防狂を作れ」と提唱したいのであります。

要するに消防に熱心な人を作れという意味であります。

このようなことをいうと古くさいといって一笑に付されるかも知れませんが、私はその市町村には、少なくとも二人や三人の消防狂と名のつく人がいてほしいものだと思います。

これは過去の歴例からいっても、また、私の体験からいっても、消防狂のあるところ必ず消防施設、設備が発達し、機械器具等もよく整備され、一朝有事の際にも不安なく、また、消防に対する信頼感を高め、ひいては市町村政の上にも非常に良い影響を与えている事例は沢山あります。

これに反し、消防狂のない市町村、即ち、自己の任務をわきまえず、いたずらに第三者のように挙手傍観の態度をとっているようなところでは、自然団結も乱れ、総てが良い結果を得ておらない現況であります。

しからば、消防狂となるためには先づ自分は消防人として欠けるところはないか、消防の責任は充分果たしておるのか等の内省感より出発しなければならないと思います。これがやがて消防発展のための研究心となり、創意と工夫とによって改善向上が期待されるものと信じます。

このように消防人が消防道を正しく理解し、実践することによってのみ消防精神は昂揚せられ、郷土の安寧も守られるものと確信するものであります。

最後に県下二万六千人の消防人は、すべからく消防狂であるように祈念して擱筆いたします。

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

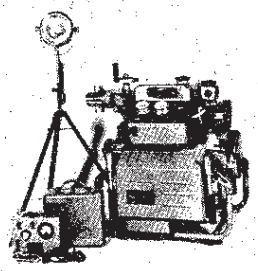

4馬力	空冷式	
10馬力	空冷式	C1級
12馬力	空冷式	C1級
25馬力	水冷式	B3級
30馬力	水冷式	B3級
38馬力	水冷式	B3級
45馬力	水冷式	B2級
55馬力	水冷式	B2級

避難・警報器
防災設備施工
全　般

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂 吉之助
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 ④8158

救助業務協力推進費補助金交付要綱について

消防庁

救急業務協力推進費補助金交付要綱は、本年十月一日から適用されることになり、七月二十八日付消防庁長官名で各都道府県知事あて通達された。

◎救急業務協力推進費補助金交付要綱

(通則)

第一条　救急業務協力推進費補助金（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号以下「適正化法」という）及び同法施行令（昭和三〇年政令第二五五号。以下「施行令」という）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第二条　この補助金は、消防本部を設置する市町村（一部事務組合を含むものとし、以下単に「市町村」という）で、当該市町村の区域内に基幹病院等の開設されていない市町村が、休日夜間における救急医療需要の増大に対処し円滑な救急業務の推進を図るため、医師会（郡市区単位に設置されるものをいう。以下同じ）の協力を得て、救急隊と搬送先医療機関との連携等を円滑に行うことを目的とする。

(補助事業)

第三条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、市町村が休日（休日とは、日曜日、国民の祝日（祝日が日曜日にあたる場合は、その翌日の休日を含む）及び年末年始の日（十二月二十九日から一月三日まで）の午前七時から午後七時までの間をいう）及び夜間（夜間とは午後七時から翌日の午前七時までの間をいう）に行うために医師会に委託して医学的な立場からの指示、助言、指導等を行う医師を輪番方式等により確保する事業（休日及び夜間について、月の初日から月の末日まで継続して行うもの）とする。

(補助対象市町村)

第四条　この補助金は、人口（最新の国勢調査人口をいう。以下同じ）一〇万未満の市町村（その構成市町の人口が、いずれも一〇万未満である一部事務組合を含む）で、当該市町村の区域内に地域医療の基幹となる病院（国立及び医療法（昭和二三年法律第二〇五号）第三一条に規定する公的医療機関で、かつ同法第四条第一項に規定する総合病院をいう）又は、厚生省所管にかかる休日夜間診療所運営費補助金の交付を受けることとなる診療所（休日及び夜間について診療を行うものに限る）が開設されておらずかつ第三条に規定する事業を行うことについて医師会と合意がととのっている市町村に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助額)

第五条　補助額は、次条に定める補助基準額に実施月数を乗じて得た額と委託先医師会と同意を得た額を比較して少ない方の額の三分の一とする。

ただし、算出された金額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助基準額)

第六条　補助基準額は、次に定めるところによる。

一　補助基準額は、一の市町村につき月額五〇万円とする。ただし、当該市町村の委託先医師会が他の市町村からも委託を受けている場合には、当該他の市町村のための輪番体制等とは、別の輪番体制等により医師を確保する必要があるときに限る。

二　一の広域的な一部事務組合が、当該一部事務組合の区域内の二以上の医師会に委託する場合において、消防庁長官が当該一部事務組合の地理的、社会的条件等を勘案して二以上の医師会に委託しなければ、休日夜間における救急業務の円滑な実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず消防庁長官が別に定める額とする。

(補助の対象となる経費)

第七条　補助の対象となる経費は、救急業務に協力する医師の確保に要する経費（医師会における、これに伴う事務的経費を含む）とする。

(補助金の交付申請)

第八条　この補助金の交付を受けようとする市町村は、別記様式第一号による申請書を消防庁長官が別に定める時期までに、消防庁長官に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第九条　補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次の(1)及び(2)の各号に掲げるとおりとする。

(1)市町村長（一部事務組合にあっては、管理者をいう。以下同じ）は、次に掲げる場合には、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない。

ア、委託先医師会を変更しようとする場合

イ、補助対象費を増加し、又は、減少しようとする場合

ウ、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合

(2)市町村長は、補助事業の遂行が困難となった場合又は、第四条に定める要件を欠くこととなった場合においては、すみやかに消防庁長官に報告して、その指示を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第一〇条　消防庁長官は、第八条の規定による補助金交付申請の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、別記様式第二号による、補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業変更承認申請書等)

第一一条　市町村長は、第九条の(1)の規定により、消防庁長官の承認を受けようとする場合には、別記様式第三号による補助事業（変更、中止、廃止）承認申請書を消防庁長官に提出しなければならない。

二、市町村長は、第九条の(2)の規定により、消防庁長官の指示を受けようとする場合には、その理由を記載した書類を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第一二条　適正化法第九条第一項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して三〇日以内とする。

(実績報告)

第一三条　適正化法第一四条の規定による実績報告は、第三条の補助事業を完了した日から起算して一月をこえない日までに別記様式第四号による補助事業実績報告書を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第一四条　消防庁長官は、前条の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、その審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定して市町村長に通知するものとする。

(補助金の支払)

第一五条　消防庁長官は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要と認めた場合には、補助金の一部について補助事業の実績に応じ概算払いをすることができる。

二、市町村長は、一のただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第五号により補助金概算払請求書を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還の期限)

第一六条　補助金の返還の期限については、適正化法第一八条第一項の場合にあっては、補助金の交付決定の取消の通知の日から二〇日以内とし、適正化法第一八条第二項の場合にあっては、補助金の額の確定の通知の日から二〇日以内とする。

ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき当該市町村議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から九〇日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(調書等の整備)

第一七条　市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第六号による調書を作成するとともにその証拠となる書類及び事業の状況を明らかにした別記第七号様式によって今後さらに消防を深められておられる方々により、誤りは改訂され、増補充実して頂けるならば、この上ない幸いと期待もしながら……。

◎消防歌

一、高く貴き大君の
下し給いし掟にて
設けられたる消防の
組に入りにし吾々は
誉れある身と覚悟して
行いよくし業はげみ
指揮者の命に従いて
共同一致の運動し
正しき規律を守るべし
正しき規律を守るべし
吾等の任務は世の中の
あらゆる宝の保護者なり

二、警鐘一声すは事と
聞や直ちに駆い出し
嵐の宵も雪の夜も
猛火さかまくその中に
身も家をも打ち忘れ
鍛えし腕を振るうこそ
吾等の尽す努めなれ
吾等の尽す努めなれ
振り起せよ勇気おば
屈せず撓まず諸共に
縦横むじんに馳けまわり

三、粉骨砕身働きて
ポンプの水管破るまで
死をも恐れず進むべし
職務に斃るその人の
芳はしき名は後の世の
人の鑑とうたはれん
この歌は昭和の始め消防
演習等でよく歌われた消防歌である。

何時頃、誰が作詞作曲したか不詳。

◎消防歌

一、吾等は名誉の消防の
組に入りたる者なれば
正しき心と行ひを
共に守りて職務をば
節を口にすることが出来る。

歌は生きている。その時代、時代の使命、決意、誇り、活動の姿を後輩に宿しつつ、消防の歌を集めて、その時どきの流行歌を替えて歌ったものも随分と多く、先駆の消防を愛し育ててきた心意気を改めて偲ぶことも出来た。

替え歌でもよい、消防を歌い、消防を語り、消防に誇りと自信がある消防人が、続出することを願いながら併せて今後さらに消防を深められておられる方々により、誤りは改訂され、増補充実して頂けるならば、この上ない幸いと期待もしながら……。

◎消防歌

一、高く貴き大君の
下し給いし掟にて
設けられたる消防の
組に入りにし吾々は
誉れある身と覚悟して
行いよくし業はげみ
指揮者の命に従いて
共同一致の運動し
正しき規律を守るべし
正しき規律を守るべし
吾等の任務は世の中の
あらゆる宝の保護者なり

二、警鐘一声すは事と
聞や直ちに駆い出し
嵐の宵も雪の夜も
猛火さかまくその中に
身も家をも打ち忘れ
鍛えし腕を振るうこそ
吾等の尽す努めなれ
吾等の尽す努めなれ
振り起せよ勇気おば
屈せず撓まず諸共に
縦横むじんに馳けまわり

三、粉骨砕身働きて
ポンプの水管破るまで
死をも恐れず進むべし
職務に斃るその人の
芳はしき名は後の世の
人の鑑とうたはれん
この歌は昭和の始め消防
演習等でよく歌われた消防歌である。

何時頃、誰が作詞作曲したか不詳。

◎消防歌

一、吾等は名誉の消防の
組に入りたる者なれば
正しき心と行ひを
共に守りて職務をば
誠意を以って尽すべし
消防組の体面を
汚すが如き者あらば
これぞ吾等の恥辱なる
正義と勇者の印なる
襷を戴く吾々は
誉れある身と覚悟して
正義の道を守りつつ
人の鑑となりぬべし
人の鑑となりぬべし

二、警鐘一打鳴り響き
見る間に上る紅の
炎は四方に輝きて
天地を焦す勢に
吾等の勇気百倍し
兼ねて鍛えしこの腕
揮い試すはこの時ぞ
逆捲く猛火のその中に
義勇の襷い振り翳し
死ぬる覚悟で進むべし
縦の下にたおるるは
職務を果せし勇者にて
誉れは永く伝はらん
この歌も昭和の始め頃消防訓練大会等で歌われた。

作詞作曲者共に不詳。

ただし、曲は高く貴きと同じ曲である。

◎警防団歌

作詞　武藤　重勝
作曲　東京音楽学校

一、皆警に日はさしのぼり
旗風は緑にそよぐ
この朝若きこころに
長くも今旨いただく
ああ警防団

二、血湖はたぎる
大空の伸びゆくかぎり
仰ぎ見るは極み
日の本を永久に護りて
鉄壁の砦若きづかむ
ああ警防団

三、生命はかろし
水と火を防ぎて我等
空襲を阻みて我等
ただ強く使命を奉じ
死を越えて誓果さむ
ああ警防団

四、生命はかろし
新東亜明けゆくかなた
大御稜威輝くいまぞ
三百万意気の団結
日本警防協会が全国に募集し、応募数千六百六十八篇より慎重審査を経て決定したものと日本消防誌に記載されている。

◎警防団歌　高木　政之

一、大日本の興隆に

救助業務協力推進費補助金交付要綱について

消防庁

救急業務協力推進費補助金交付要綱は、本年十月一日から適用されることになり、七月二十八日付消防庁長官名で各都道府県知事あて通達された。

◎救急業務協力推進費補助金交付要綱

(通則)

第一条　救急業務協力推進費補助金（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号以下「適正化法」という）及び同法施行令（昭和三〇年政令第二五五号。以下「施行令」という）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第二条　この補助金は、消防本部を設置する市町村（一部事務組合を含むものとし、以下単に「市町村」という）で、当該市町村の区域内に基幹病院等の開設されていない市町村が、休日夜間における救急医療需要の増大に対処し円滑な救急業務の推進を図るため、医師会（郡市区単位に設置されるものをいう。以下同じ）の協力を得て、救急隊と搬送先医療機関との連携等を円滑に行うことを目的とする。

(補助事業)

第三条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、市町村が休日（休日とは、日曜日、国民の祝日（祝日が日曜日にあたる場合は、その翌日の休日を含む）及び年末年始の日（十二月二十九日から一月三日まで）の午前七時から午後七時までの間をいう）及び夜間（夜間とは午後七時から翌日の午前七時までの間をいう）に行うために医師会に委託して医学的な立場からの指示、助言、指導等を行う医師を輪番方式等により確保する事業（休日及び夜間について、月の初日から月の末日まで継続して行うもの）とする。

(補助対象市町村)

第四条　この補助金は、人口（最新の国勢調査人口をいう。以下同じ）一〇万未満の市町村（その構成市町の人口が、いずれも一〇万未満である一部事務組合を含む）で、当該市町村の区域内に地域医療の基幹となる病院（国立及び医療法（昭和二三年法律第二〇五号）第三一条に規定する公的医療機関で、かつ同法第四条第一項に規定する総合病院をいう）又は、厚生省所管にかかる休日夜間診療所運営費補助金の交付を受けることとなる診療所（休日及び夜間について診療を行うものに限る）が開設されておらずかつ第三条に規定する事業を行うことについて医師会と合意がととのっている市町村に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助額)

第五条　補助額は、次条に定める補助基準額に実施月数を乗じて得た額と委託先医師会と同意を得た額を比較して少ない方の額の三分の一とする。

ただし、算出された金額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助基準額)

第六条　補助基準額は、次に定めるところによる。

一　補助基準額は、一の市町村につき月額五〇万円とする。ただし、当該市町村の委託先医師会が他の市町村からも委託を受けている場合には、当該他の市町村のための輪番体制等とは、別の輪番体制等により医師を確保する必要があるときに限る。

二、一の広域的な一部事務組合が、当該一部事務組合の区域内の二以上の医師会に委託する場合において、消防庁長官が当該一部事務組合の地理的、社会的条件等を勘案して二以上の医師会に委託しなければ、休日夜間における救急業務の円滑な実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず消防庁長官が別に定める額とする。

(補助の対象となる経費)

第七条　補助の対象となる経費は、救急業務に協力する医師の確保に要する経費（医師会における、これに伴う事務的経費を含む）とする。

(補助金の交付申請)

第八条　この補助金の交付を受けようとする市町村は、別記様式第一号による申請書を消防庁長官が別に定める時期までに、消防庁長官に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第九条　補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次の(1)及び(2)の各号に掲げるとおりとする。

(1)市町村長（一部事務組合にあっては、管理者をいう。以下同じ）は、次に掲げる場合には、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない。

ア、委託先医師会を変更しようとする場合

イ、補助対象費を増加し、又は、減少しようとする場合

ウ、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合

(2)市町村長は、補助事業の遂行が困難となった場合又は、第四条に定める要件を欠くこととなった場合においては、すみやかに消防庁長官に報告して、その指示を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第一〇条　消防庁長官は、第八条の規定による補助金交付申請の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、別記様式第二号による、補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業変更承認申請書等)

第一一条　市町村長は、第九条の(1)の規定により、消防庁長官の承認を受けようとする場合には、別記様式第三号による補助事業（変更、中止、廃止）承認申請書を消防庁長官に提出しなければならない。

二、市町村長は、第九条の(2)の規定により、消防庁長官の指示を受けようとする場合には、その理由を記載した書類を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第一二条　適正化法第九条第一項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して三〇日以内とする。

(実績報告)

第一三条　適正化法第一四条の規定による実績報告は、第三条の補助事業を完了した日から起算して一月をこえない日までに別記様式第四号による補助事業実績報告書を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第一四条　消防庁長官は、前条の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、その審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定して市町村長に通知するものとする。

(補助金の支払)

第一五条　消防庁長官は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要と認めた場合には、補助金の一部について補助事業の実績に応じ概算払いをすることができる。

二、市町村長は、一のただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第五号により補助金概算払請求書を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還の期限)

第一六条　補助金の返還の期限については、適正化法第一八条第一項の場合にあっては、補助金の交付決定の取消の通知の日から二〇日以内とし、適正化法第一八条第二項の場合にあっては、補助金の額の確定の通知の日から二〇日以内とする。

ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき当該市町村議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から九〇日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(調書等の整備)

第一七条　市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第六号による調書を作成するとともにその証拠となる書類及び事業の状況を明らかにした別記第七号様式によって今後さらに消防を深められておられる方々により、誤りは改訂され、増補充実して頂けるならば、この上ない幸いと期待もしながら……。

◎消防歌

一、高く貴き大君の
下し給いし掟にて
設けられたる消防の
組に入りにし吾々は
誉れある身と覚悟して
行いよくし業はげみ
指揮者の命に従いて
共同一致の運動し
正しき規律を守るべし
正しき規律を守るべし
吾等の任務は世の中の
あらゆる宝の保護者なり

二、警鐘一声すは事と
聞や直ちに駆い出し
嵐の宵も雪の夜も
猛火さかまくその中に
身も家をも打ち忘れ
鍛えし腕を振るうこそ
吾等の尽す努めなれ
吾等の尽す努めなれ
振り起せよ勇気おば
屈せず撓まず諸共に
縦横むじんに馳けまわり

三、粉骨砕身働きて
ポンプの水管破るまで
死をも恐れず進むべし
職務に斃るその人の
芳はしき名は後の世の
人の鑑とうたはれん
この歌は昭和の始め消防
演習等でよく歌われた消防歌である。

何時頃、誰が作詞作曲したか不詳。

◎消防歌

一、吾等は名誉の消防の
組に入りたる者なれば
正しき心と行ひを
共に守りて職務をば
誠意を以って尽すべし
消防組の体面を
汚すが如き者あらば
これぞ吾等の恥辱なる
正義と勇者の印なる
襷を戴く吾々は
誉れある身と覚悟して
正義の道を守りつつ
人の鑑となりぬべし
人の鑑となりぬべし

二、警鐘一打鳴り響き
見る間に上る紅の
炎は四方に輝きて
天地を焦す勢に
吾等の勇気百倍し
兼ねて鍛えしこの腕
揮い試すはこの時ぞ
逆捲く猛火のその中に
義勇の襷い振り翳し
死ぬる覚悟で進むべし
縦の下にたおるるは
職務を果せし勇者にて
誉れは永く伝はらん
この歌も昭和の始め頃消防訓練大会等で歌われた。

作詞作曲者共に不詳。

ただし、曲は高く貴きと同じ曲である。

◎警防団歌

作詞　武藤　重勝
作曲　東京音楽学校

一、皆警に日はさしのぼり
旗風は緑にそよぐ
この朝若きこころに
長くも今旨いただく
ああ警防団

二、血湖はたぎる
大空の伸びゆくかぎり
仰ぎ見るは極み
日の本を永久に護りて
鉄壁の砦若きづかむ
ああ警防団

三、生命はかろし
水と火を防ぎて我等
空襲を阻みて我等
ただ強く使命を奉じ
死を越えて誓果さむ
ああ警防団

四、生命はかろし
新東亜明けゆくかなた
大御稜威輝くいまぞ
三百万意気の団結
日本警防協会が全国に募集し、応募数千六百六十八篇より慎重審査を経て決定したものと日本消防誌に記載されている。

◎警防団歌　高木　政之

一、大日本の興隆に

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

昭和五十年度 日本消防協会から配車

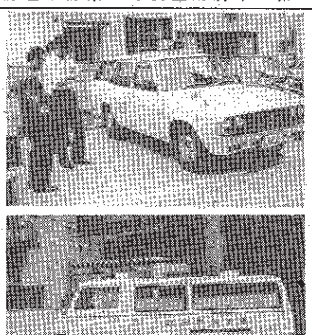

消防広報車

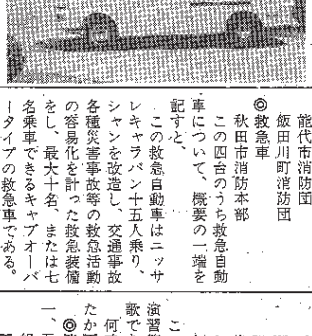

救急車

日本消防協会から昭和五十年度分として本県に次のように配車された。

◎消防広報車
大館地区広域消防本部

◎小型動力ポンプ積載車
能代市消防団
飯田川町消防団

◎救急車
秋田市消防本部

この四台のうち救急自動車について、概要の一端を記すと、

この救急自動車はニッサンキャラバン十五人乗り、シャンを改造し、交通事故各種災害事故等の救急活動の容易化を計った救急装備をし、最大十名、または七名乗車できるキャブオーバータイプの救急車である。

消防歌を集めて(1)

鳥海村消防団
団長　高橋　満雄

「歩調止め」、「消防歌始め」、親父の号令で「高く貴き大君の」分隊長らしき者が音頭をとる。隊員は「高く貴き大君の」と合唱する。

私が子供の頃見た消防訓練大会の想い出である。

当時「消防とは何か」わかるはずもないが、消防の楽晴らしさを知った。音頭に合わせて歌っておったことだろうか。今なお一節一節を口にすることが出来る。

歌は生きている。その時代、時代の使命、決意、誇り、活動の姿を後輩に宿しつつ、消防の歌を集めて、その時どきの流行歌を替えて歌ったものも随分と多く、先駆の消防を愛し育ててきた心意気を改めて偲ぶことも出来た。

替え歌でもよい、消防を歌い、消防を語り、消防に誇りと自信がある消防人が、続出することを願いながら併せて今後さらに消防を深められておられる方々により、誤りは改訂され、増補充実して頂けるならば、この上ない幸いと期待もしながら……。

◎消防歌

一、高く貴き大君の
下し給いし掟にて
設けられたる消防の
組に入りにし吾々は
誉れある身と覚悟して
行いよくし業はげみ
指揮者の命に従いて
共同一致の運動し
正しき規律を守るべし
正しき規律を守るべし
吾等の任務は世の中の
あらゆる宝の保護者なり

二、警鐘一声すは事と
聞や直ちに駆い出し
嵐の宵も雪の夜も
猛火さかまくその中に
身も家をも打ち忘れ
鍛えし腕を振るうこそ
吾等の尽す努めなれ
吾等の尽す努めなれ
振り起せよ勇気おば
屈せず撓まず諸共に
縦横むじんに馳けまわり

三、粉骨砕身働きて
ポンプの水管破るまで
死をも恐れず進むべし
職務に斃るその人の
芳はしき名は後の世の
人の鑑とうたはれん
この歌は昭和の始め消防
演習等でよく歌われた消防歌である。

何時頃、誰が作詞作曲したか不詳。

◎消防歌

一、吾等は名誉の消防の
組に入りたる者なれば
正しき心と行ひを
共に守りて職務をば
誠意を以って尽すべし
消防組の体面を
汚すが如き者あらば
これぞ吾等の恥辱なる
正義と勇者の印なる
襷を戴く吾々は
誉れある身と覚悟して
正義の道を守りつつ
人の鑑となりぬべし
人の鑑となりぬべし

二、警鐘一打鳴り響き
見る間に上る紅の
炎は四方に輝きて
天地を焦す勢に
吾等の勇気百倍し
兼ねて鍛えしこの腕
揮い試すはこの時ぞ
逆捲く猛火のその中に
義勇の襷い振り翳し
死ぬる覚悟で進むべし
縦の下にたおるるは
職務を果せし勇者にて
誉れは永く伝はらん
この歌も昭和の始め頃消防訓練大会等で歌われた。

作詞作曲者共に不詳。

ただし、曲は高く貴きと同じ曲である。

◎警防団歌

作詞　武藤　重勝
作曲　東京音楽学校

一、皆警に日はさしのぼり
旗風は緑にそよぐ
この朝若きこころに
長くも今旨いただく
ああ警防団

二、血湖はたぎる
大空の伸びゆくかぎり
仰ぎ見るは極み
日の本を永久に護りて
鉄壁の砦若きづかむ
ああ警防団

三、生命はかろし
水と火を防ぎて我等
空襲を阻みて我等
ただ強く使命を奉じ
死を越えて誓果さむ
ああ警防団

四、生命はかろし
新東亜明けゆくかなた
大御稜威輝くいまぞ
三百万意気の団結
日本警防協会が全国に募集し、応募数千六百六十八篇より慎重審査を経て決定したものと日本消防誌に記載されている。

◎警防団歌　高木　政之

一、大日本の興隆に

全国統一標語
「幸わせを明日につなぐ火の始末」
昭和50年
秋の火災予防運動
自　11月9日(日)
至　11月15日(土)

輝く団旗うち揃て
一億万の国民と
国土の栄え担うもの
見よ見よ我等警防団

二、厳たり規律整然と
幾多の試練重ね来て
協力一致ゆくところ
精神固く意気高し
見よ見よ我等警防団

三、敵機幾百襲うとも
水火地上に狂ふとも
任務は重し身を捨てて
護る御国の空と家
見よ見よ我等警防団

四、伸びゆく力烈々と
若き生命に湧き出づる
熱き血潮の高鳴りに
築く理想の大平和
見よ見よ我等警防団

五、進む時勢にさきがけて
求むる知識磨く技能
日に栄えゆく日本の
御楯ぞ我等三百万
見よ見よ我等警防団

警防団歌の応募作佳作だが、参考まで日本消防誌から転載。

◎警防行進曲

作詞 本間一咲
作曲 古賀政男

一、大和ざくらに
日の出る意気を
染めた団旗の
高鳴るところ
郷土の護を
一手に受けて
勇む男の腕と胆
ヨイショ警報
覚悟は予て
潜る火の雨水けむり

二、伊達にゃ鍛へぬ
度胸と手練
構がっちり
揺ぬところ
神代ながらの
山河かけて
わたる自衛の彩霞
ヨイショ天災
覚悟は予て
裂ける大地に捲く波へ

三、仰ぐ令旨に三百万の
揃ふ足並轟くところ
銃後戦士の決意は
燃えて
伸びる警防鉄の陣
ヨイショ空襲
覚悟は予て
なにが敵機だ
イペリット

四、義勇奉公死線を越えて
赤い血潮の脈
うつところ
今日も溌剌興亜の空に
晴れて明るい日の御旗
ヨイショ非常時
覚悟は予て
皇国に捧げたこの生命

警防団歌と同じ昭和十六年に応募数千四百九十篇より厳選したと記録あり。

◎警防行進曲

西山 安吉

一、猛る嵐も火柱も
男なりゃこそ
乗り越える
愛と勇気の警防団
銃は執らねど三百万
護る日本の青い空
青い空

二、戦地思えば将兵に
なんで負けよか心意気
励め銃後の御奉公
銃は執らねど三百万
護る日本の青い空
青い空

三、騒す正義に来る敵機
寄せちゃなるまい
一億の
生命あづかるこの身体
銃は執らねど三百万
護る日本の青い空
青い空

四、御稜威曇らぬ神州に
男ほまれの警防団
勇め尊い大使命
銃は執らねど三百万
護る日本の青い空
青い空

警防団行進曲応募作品の佳作だが、日本消防誌より転載。

◎火の用心の歌

作詞 相馬御風
作曲 中山晋平

一、火の火の用心火の用心
出して消すより
出さぬが手柄
火事は注意の隙間から
マッチに吸殻
火遊び火鉢

二、火の火の用心火の用心
火事は大敵油断は
スパイ
護れ心の火消壺
火の子一つも国の仇
日なか夜ふけも
気兼ねはいらぬ
呼べよ進めよ人力

三、火の火の用心火の用心
消して消されぬ
火はあるものか
いつも備へよ水と砂
規律正しい協力一致
護れ大空焼くな家

四、火の火の用心火の用心
夜番夜廻り宣伝ビラも
唄も標語も
伊達ちゃない
出して消すより
出さぬが手柄
国の護りは火の護り

警防団歌、警防行進曲が決定された頃歌われたものと日本消防誌にあり

◎消防行進曲

作詞 周来敬二
作曲 八洲秀章

一、紅染めて昇る日に
男生命の血は燃える
荒れ桜よ湧く雲に
備え揺るがぬ旗じるし
おお選ばれしわれら
いざゆかん

二、猛火狂えど火噴けど
腕は黒かねたじろがず
固く結びて灼熱の
消防一家の二百万
おお力ありわれら
いざゆかん

三、明るい郷土築くため
嵐身に浴び立つ望楼
誠ひとすじ消防の
重い使命に挙り起つ
おお沸る意気われら
いざゆかん

消防秋田より転載、年次不詳。

防火ポスター・標語 懸賞募集要綱

1、目的
少年少女の防火意識を高めるとともに、この作品により一般県民の防火思想の普及向上をはかることを目的とする。

2、主催
秋田県、秋田県消防協会

3、後援
秋田県教育委員会

4、募集規定
(1)、ポスター図案
イ、三色以内の色彩であって、防火思想普及に適するものであること。
ロ、大きさは、たて五五センチ、よこ三七センチ以内であること。
(2)、標語
防火思想の普及または、喚起するものであること。(一人二編以内とする)

5、応募資格
本県内の学校に在学する小中学生、または高校生であること。

6、募集期間
昭和五十年十一月一日～十一月三十日(十一月三十日の消印のあるものは有効)

7、審査
秋田県、秋田県教育委員会、秋田魁新報社、秋田県消防協会及び学識経験者の協力を得て厳正に行う。

8、入選発表
昭和五十一年二月上旬新聞に発表するとともに、入選者の在学する学校にお知らせし、伝達していただく。

9、賞
次の入選者に、賞状と賞品を贈呈する。
一席 一人
二席 二人
三席 三人
佳作 十人

10、募集条件
(1)、応募作品はお返ししません。また、入選作品の版権は主催者に帰属します。
(2)、募集規定に違反した作品は採用いたしません。
(3)、既作のもの、または既作と同類のものは採用いたしません
(4)、同じ作品の入選は抽せんによって決定いたします。
(5)、作品には、次の区分により必ず学校名、学年、氏名を記入して下さい。
イ、ポスター図案には、その裏面に。
ロ、標語には、その紙の左端に。

11、送り先
秋田市中通四丁目三—二三 秋田県消防協会防火ポスター、標語懸賞募集係。

白衣の闘魂 (4)

放水生

◎秋田陸軍病院

秋田に転送され、入った室はまたも三号室である。三号室長は仙南村の元団長して高橋勇一郎氏であった。そして高橋義四郎氏は病院の総代を務めていた。

翌日から体操、日中は慰問団の接待ということが、日課となった。別に治療もなく時間をもてあますという日が続く。

ある夜消灯後、突如不時点呼が行われた。何か事件でも起きたのではないかと語りあった。

やがて三号室異状なし、と報告する高橋室長の声がする。やがて点呼も終わって再び消灯に入った。

翌日午前十時総代、副総代、各室長、室長代理、事務室に集合とスピーカーから伝わる。何事ならんと総代以下全員事務室に集合した。

発表は昨夜H軍曹が脱柵して南部遊廓で憲兵に逮捕され、営倉に入れられたということである。そこで皆は互に注意しあい、折角治療中に事故退院を命ぜられるような行為を慎むよう注意された。

これに対し、高義総代は一同を代表し二度とこのような不祥事は起こさないよう充分留意します。昨夜のことについては、われわれ一同をお許し願いますと、いとも神妙に頭を下げて謝罪した。

ある日、軍医の診断で東京第三陸軍病院に転送するという。

私は軍医に嘆願した。軍医曰く「ここは三等病院で神経機能の診断は無理だので東京第三陸軍病院で恩給診断を受けよ」という。

私は東京第一陸病を出るとき、科長軍医は秋田に帰れば恩給診断が出来るようにしてあるといわれて帰ってきて、東根温泉に三カ月、ここに帰ってきて一カ月も経過していますので、身体は健康であるから退院させて下さい、と嘆願した。

軍医はそれでは、明日病院長の診断日であるから、異状ないと答えよ、という。

翌日院長の診断である。異状ありませんと答えたら退院ということに決定し、午後から恩給診断が始まり第一目症該当、留守隊復帰ということになり、昭和十四年九月二十二日歩兵第十七連隊留守隊機関銃隊に復帰したのである。

復帰して二週間目に赤間部隊が凱旋して来た。戦友と互に手を取りあい、生きていた喜びを語りあった。

昭和十四年十月十二日赤間部隊将兵と共に召集解除を受けて営門を出た。なつかしのわが家へと急いだのである。

◎職場復帰

翌日秋田常備消防部を訪れ、召集解除の復命と、留守中の援助に対するお礼を申し述べた。一応十七日から出勤ということで帰宅した。十七日出勤し、正副団長に申告した。

東京第一陸軍病院第一外科医長から申された「現在の機能障害の点から消防の現場は適当でないから転職するよう申され、若しそのまま職にとどまる場合は、十年の寿命しか保証されない」と申し渡されました。

この点について正副団長と常備正副部長が協議の結果、火災現場に出動しないで、庶務と会計の事務と、火災発生時の残留勤務をすることに決まり、今までの恩義上勤務することに決意したのである。

十月三十日常備部員と団幹部合同の帰還祝いが行われた。宴は進む、戦場と病院の思い出の一席を語れという。

私は皆さんに万歳歓呼に送られ、秋田を出発し北京に到着し、いよいよ出発の前日通訳を伴い日本街に文具購入に出馳け、その帰途通訳に「明日の生命はわからないから、北京一流の廓で生命の洗たくをしよう」と、案内させ、悪魔払いをして帰隊した。

その罰がてきめん、敵の迫撃砲弾で腰部臀部、右大腿部をやられて、こんな姿になり、現在腰推神経が復活しないため、残念ながら機能障害により使用不可能であります。軍医は自然に復活するから心配はいらないと申されました。

只今皆様のご同情とご理解の下に勤務することになりました。今後は身体には充分留意して頑張る覚悟であります。よろしくご指導を賜りたいとあいさつをした。

猪股部長曰く「お前はまだ三十だ、機能障害なんて悲観するな、俺がなおしてやる」と、元気づけてくれた。

やがて祝宴もたけなわとなって閉会に近づく。部長は宴会終わるや、私を連れて外に出た。行き先は南部遊廓、行く屋号は松屋。この主人は警防団副分団長であり、部長は主人と打ち合わせ、松屋で一番売ッ妓の歌子という女性をあわせた。

「私は戦傷のため腰推神経が麻痺してまだ復活していない」と、話をしたら、「妾にまかせて下さい。ただし一回だけでは、治らない」

早く回復するためには回を重ねなければならないという。彼女のいろいろの動作で腰推神経が興奮してきたが、ものにはならない。

その夜、明け方近く、また来ると約束して外に出た。

回を重ねること数回、腰推神経が狂ってしまい二時間もそのまま、これには全く驚いた。平常に復帰するには心頭を滅却して静かに時間をかけなければならなかった。

彼女の手腕技術なるや名医以上の腕前がある。彼女は蛸と巾着の持ち主であった。蛸と巾着は天成に備わっている者と、訓練によって習得する努力者の二者にわけられるという。

蛸は子宮膣部でピクピク動いて奥に引きずり込むような感じ。巾着は根元を輪ゴムで締めつけたように一分刻み、二分刻みの業である。

歌子は一夜で七、八人をなで切りにする豪の者。それには相手を早く陥落させるため、この手を会得したのかもしれない。回を重ねるうちに両面作戦の総攻撃を受け、陥落寸前に追い込まれた。しかし、彼女もやはり女である。職業とはいえ、月に一度は本当の女になって見たいという。私も機能障害がお蔭で復活した喜びで承諾したのも、これが人情のしがらみでもあろう。

彼女曰く「月一回、妾は休みをとる。その日は連絡するから、必ず来てくれという。玉代は妾が支払いする」と、いう。

紺屋高尾の浪花節の文句でないが、「女郎の誠と卵の四角あれば晦日に月が出る」

やがて第一回目の日がきた。今夜の彼女は全く女らしさである。そして一夜を明かした。私は一日も早く機能回復が目的で闘魂を燃やしているつもりである。

ある日、猪股部長に呼び出され、「どうも最近彼女に熱を上げすぎているようだが、家庭の悲劇になるから、ほどほどにしろ」という注意である。

私は、お蔭様で一人前の男になりました。機能障害もだんだんうすれてきましたと報告した。

十四年も暮れ近くなったが、世は戦時中ということで物価統制令、賃金統制令が発動され、物資は配給制になり、白米も七分搗きとなって、だんだん生活は日を追って苦しくなって行く。月に一回の逢う瀬は続いていたが、問題は神経興奮を復元するに時間がかかった。

三月末ごろ、どうも恩妻が妊娠したようである。

廓の彼女に感謝しなければならない。

さて閑話

昭和二十年八月十五日終戦を迎え、九月八日には米軍の本土進駐となり、秋田市にも九日、十六日、二十日の三回にわたって進駐してきた。十月九日午後六時には常備消防部に二名が常駐したのである。この二名に二階の団長室を解放した。

十二月一日勤務交代した二名は、軍曹と一等兵で最後まで勤務した。軍曹をバビーという。

ある晩バビー軍曹酔って帰って来て、部長に日本女性OKという

猪股部長は、私にバビーの奴、女性を頼むというが困ったナア、と口説く、君なんとか手配しろという。

当時進駐軍は、三和公社だけ、南鉄砲町遊廓は日本人対象であった。

窮余の一策、松屋の主人に電話で頼み、ようよう歌子を納得させ、いざ軍曹殿を誘ったのである。この軍曹生まれは比島で、日本人二世で日本語をいくらか話せる。

軍曹曰く「私の彼女は三和公社にいるので、その女をここに連れてきて常駐するから」マスターの許可を得たという。私はOKといったら彼は喜んで三和公社に馳け付けた。

一方三拝九拝して頼んだ松屋の歌子にわびを入れた。彼女曰く「彼等とはサイズがあわない」という一言であった。

やがて日本人専用の遊廓も進駐軍の専用となり、日本人は立入禁止となった。

だいぶ長く続いた縁は、これを機会に自然消滅し、ただ朦朧と記憶にとどまるだけとなった。

消防学校だより

◎第二十五期教習科修了する。

本年度第二回目の消防職員の教習科学生三十五名は七月一日入校し、三ケ月間にわたる教育訓練を受けられ、九月二十日教習科の課程を無事終了された。

修了式には各消防長署長等多数の臨席を得て挙行され、岸民生部次長、鎌田男鹿地区消防長、保坂消防協会事務局長から、それぞれ激励の言葉を賜わり、今後の活躍を誓って、それぞれ所属する消防署に帰った。

◎第二十六期教習科始まる

本年度第三回目第二十六期教習科の入校式を九月三十日、安田消防防災課長、佐々木大曲仙北広域市町村組合消防長、越後谷秋田市消防本部次長、門川本荘地区消防署長、保坂消防協会事務局長等の臨席を得て挙行された。

入校生は十二の消防署から消防職員二十八名で郷土の期待にこたえて連日教育訓練に専念している。

◎ガンに気をつけましょう

一、つぎのような症状があったら、直ちに診てもらって、ガンでないかを確めておこう。

二、ガンは無症状のうちに芽ばえますから、とくに胃、子宮などについては年一回は検診を受けて安心しましょう。

ガンの危険信号8カ条

1、胃、具合がわるく、食欲がなく、好みが変ってくる。
2、子宮おりものや不正出血はないか。
3、乳房なかにシコリはないか。
4、食道のみこむときにつかえることはないか。
5、大腸、直腸、便に血や粘液がまじったりしていないか。

標語

あぶないよ 小さな、
すいがら
大きなそんがい

消防秋田

定価1部20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

昭和五十一年度 地方行財政重点施策

消防庁

現代社会における災害発生の危険度の増大に対処して住民生活の安全を守るため、六項目の諸施策を掲げてこれを強力に推進するものとしている。昭和五十年度の重点項目と比較すると二項目ふえているが、これは昨年十二月の三菱石油水島製油所の重油流出事故以来石油コンビナート等の防災対策が緊急の課題とされたこと等にかんがみ、危険物行政も含めてこれらを特に重点項目としてとりだしたことによるものである。

さらに、これらの広範な消防行政を適正に執行するため機構の拡充強化を図ることとして、機構の拡充と大巾な人員の増員を要求している。

1 石油コンビナート等の総合的防災体制の強化

(1)石油コンビナート等の災害防止に関する新たな立法に基づき、石油コンビナート等における総合的防災体制の強化を図るとともに、防災に関する科学技術の研究開発を推進する。

(2)石油コンビナート等所在市町村の消防施設の整備に対する助成等を強化するとともに、企業の防災設備に対する融資枠の拡充を図る。

(1)の前段は、さきの第七十五国会に提出され、最終段階で審議未了となった「石油コンビナート等災害防止法案」が今秋の臨時国会に再提出されており、同法案に盛りこまれている事業所の配置規制特定事業者による特定防災施設等の設置、自衛防災組織の設置、石油コンビナート等防災本部の設置等の諸施策によってこれまでの諸施策とあいまって総合的防災体制の強化を図ろうとするものである。

2 危険物行政の充実

危険物施設の安全の確保を期するため、石油タンク等に関する技術上の基準を強化するとともに、保安検査機構の整備充実を図る。

石油コンビナート等災害防止法案は、個別法規としての消防法、高圧ガス取締法その他の法規を前提としており、個別の危険物施設の安全の確保のため、消防法に基づく技術上の基準を整備強化しようとするものである。

3 大震火災対策等の推進

(1)大震火災時における初期消火及び避難のための体制の整備並びに空中消火システムの開発研究を推進するとともに、大規模避難、緑地の整備を促進する。

(2)林野火災、風水害等の大規模災害に備え、広域の防災体制の整備を推進する。

4 建築物の防火管理体制の強化

既存の地下街、複合ビル等における消防用設備等の設置を促進するとともに、建築物に対する予防査察の充実及び消防用設備等の保守体制の確立を図る。

なお、昨年の消防法改正により百貨店等の特定防火対象物については、既存のものであってもスプリンクラー設備等について遡及適用されることとなり、これらの設置促進のため引き続き日本開発銀行の融資枠の拡充を図ることとしている。

5 消防力の充実と救急救助体制の整備

(1)消防職団員に係る勤務条件及び処遇の改善並びに消防大学校における研修の強化等教育訓練の充実を図るとともに、消防に関する施設、装備の高度化を計画的に推進する。

(2)救急搬送、救急医療及び救助体制の充実を推進するとともに、休日夜間時の救急業務に対する地域医療機関の協力体制の拡充を図る。

6 自主防災体制の整備と防災意識の高揚

住民の連帯意識に基づく自主防災体制の整備を推進するとともに、婦人少年層を中心に防災意識の高揚を図る。

昭和五十一年度消防庁予算関係主要事項

昭和五十一年度の予算要求における主要事項の総額は、一二、七五六百万円で前年度予算額八、一六四百万円に比較し四、五九一百万円約五六%の増となっている。

1 石油コンビナート等防災対策に必要な経費
一、四七六百万円（前年度予算額六三百万円）

石油コンビナート等における防災体制を確立するため、石油コンビナート等の災害防止に関する新たな立法に基づき地方公共団体及び事業者に対する助成並びに石油タンク等に関する技術基準の強化、整備、防災に関する科学技術の関発研究等を行うために必要な経費である。

○予防査察、技術援助等防災指導費四七百万円
○消防施設等整備費補助金一、八七百万円
○防災資機材施設整備費補助金七七百万円
○技術基準作成経費三三百万円
○防災に関する科学技術研究開発費二三一百万円

2 大震火災対策に必要な経費
二、三〇〇百万円（前年度一、二六九百万円）

大震発生時における避難の安全、初期消火及び延焼拡大防止を図るために必要な施設等の整備及び防災知識の啓発等大震火災対策を推進するために必要な経費である。

○大震火災対策等施設整備費補助金
○一、六二七百万円

補助率については、耐震性貯水槽、可搬式（小型）動力ポンプ、電源車、移動無線車、耐火避難車、テレビ電送システム、消防隊用可搬ポンプ及び可搬ポンプ防災資機材格納庫について二分の一要求している。

○防災知識啓発委託費三五九百万円
○大震火災対策のための調査研究委託費一五百万円
○空中消火システムに関する研究実験費（含飛行艇改装費）二九八百万円

3 消防施設整備に必要な経費七、五一七百万円（前年度六、〇九七百万円）

市町村の消防力の強化を図るため、全国を一般地域、過疎地域、離島地域、同和地域、人口急増地域等に区分し、その地域の実情に応じて施設の整備を行うとともに、消防の近代化、科学化を促進するための消防施設整備費補助に必要な経費である（救急自動車を新規に加えるとともに、単価については防火水槽については約三〇%その他については約一五%のアップを見込んでいる）

○一般消防施設整備費補助金六、一二三百万円
○科学消防施設整備費補助金一、二四三百万円
○消防吏員待機宿舎整備費補助金一五〇百万円

4 救急業務対策に必要な経費二四〇百万円（前年度八〇百万円）

休日夜間における救急医療需要の増大に対処し、円滑な救急業務の推進を図るため地域医師会の協力を得て救急隊と搬送先医療機関との連携を円滑に行うために必要な経費である。（本年度の予算は八〇団体、半年分で、これの平年度化に要する経費と明年度新規に八〇団体半年分助成する経費との合算額である）

○救急業務協力推進費補助金二四〇百万円

5 消防防災無線通信施設整備に必要な経費一、一〇〇百万円（前年度五五〇百万円）

風水害、震災、林野火災等の災害時における迅速かつ的確な応急対策を行うため、都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設の整備費を補助するために要する経費である（最近の整備費の実情にかんがみ、補助基準額を大巾にアップしている）。

○消防防災無線通信施設整備費補助金一、一〇〇百万円

6 林野火災対策に必要な経費一二二百万円（前年度一〇四百万円）

林野火災における消防活動の立体化、消防用資機材の近代化を図る等林野火災対策を推進するために必要な経費である。

○林野火災用消防施設等整備費補助金一二二百万円

消防関係生存者叙勲

本県秋の消防関係生存者の叙勲は次のとおりである。

勲四等旭日小綬章
増田町団長　谷藤征得

勲五等双光旭日章
五城目町団長　渡辺時治
横手市元分団長　子野日直八郎

勲六等単光旭日章
角館町元副団長　菅原一男

勲六等瑞宝章
雄物川町分団長　遠藤正治
増田町部長　奥山岩松
山本町分団長　加藤隆治
秋田市分団長　佐藤茂治
羽後町元分団長　斉藤隆蔵
雄勝町副分団長　菅久吉
六郷町団本部長　鷹浜薄
大森町元部長　高安正吉
能代市分団長　松嶋源治郎
十文字町副分団長　三浦正
横手市分団長　三梨伝治郎

勲七等青色桐葉章
雄勝町元副団長　加藤雄吉

以上

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

秋の火災予防運動を顧みて (1)

本県の秋の火災予防運動は全国一斉の火災予防運動より一足早く十一月九日（日曜日）から十五日（土曜日）まで各市町村がそれぞれ計画をたてて実施した。

この週間中無火災の達成遂に実らず、十件発生したことはまことに残念なことである。

それでは県下各消防署ではどのような火災予防運動をしたか、これからの予防運動はどうあるべきか、資料到着順に毎号発表して参考にいたします。

先づ県都秋田消防署では次の行事を行って運動した防火週間行事の主なもの。

1 地域住民と協力した町内毎の消防訓練（最寄り署所から消防車出場）
2 養老院を民謡で防火慰問（秋田消防民謡同好会）
3 防火座談会、防火映画開催
4 街頭防火相談所開設
5 移動「消防教室」の開設
6 一般家庭の立入検査
7 特殊建物の消防訓練指導
8 その他（園児の消防署見学慰問

以上であるが、防火チラシ、消防のしおり、我が家の防火チェックポイント（小冊子）、ぬりえ、鉛筆下敷（同封）等一〇、〇〇〇枚配付した。

また、各事業所には「自衛消防訓練の手びき」各町内会長、火災予防組合長には、防火チェックポイントを郵送し、防火の呼びかけを行った。

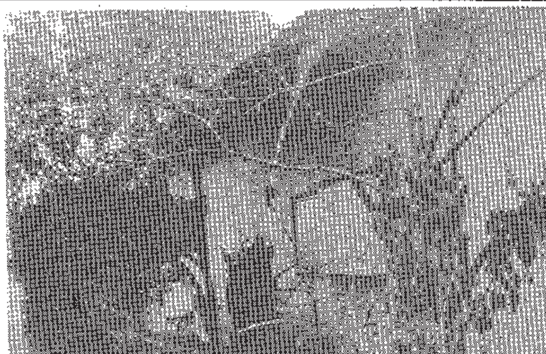
◇市民の初期消火

◇養老院へ慰問

◇移動消防教室

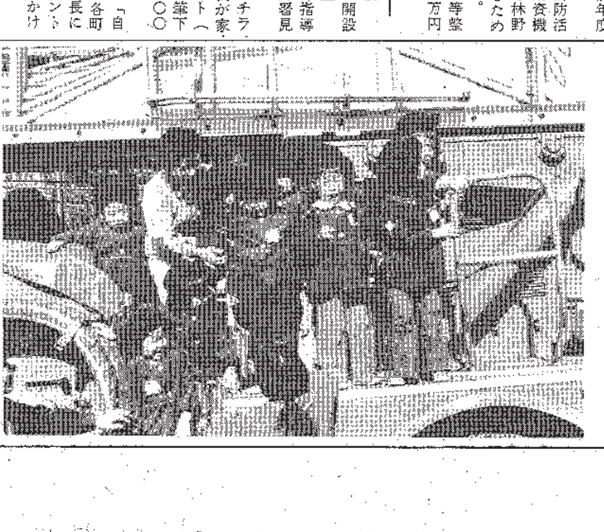
◇園児の見学

◇秋田美人には署員は弱い

消防歌を集めて (2)

鳥海村消防団
団長 高橋 満雄

◎消防小唄
作詞 周東 敬二
作曲 中尾 正

一、吹くぞ北風
怒るぞ火の粉
よい子はやめよう
危いたき火
おっと用心火の用心
お留守する時や
テモサッテモ
アブナイネ

二、映画散歩と心ろも弾む
人目を忍んで
デイトも嬉し
おっと用心火の用心
棄てた煙草が
テモサッテモ
アブナイネ

三、心あわせて
気を付け合って
燃すまい焼くまい
心の幸せを
おっと用心火の用心
こんろ煙突
テモサッテモ
アブナイネ

消防秋田より転載、年次不詳。

◎全国消防の歌
〝われら消防〟
作詞 山田 克巳
補作 勝 承夫
作曲 飯田 信夫
歌手 三浦 洸一

一、輝やく山河清らかに
のびゆくいらか
陽に映える
郷土の日日に幸あれと
保安の使命守るもの
おおこの力この誠
われら消防ここにあり

二、練磨を積んで勇みたつ
腕にたぎる男意気
日夜の警備ゆるみなく
衆望担い励むもの
おおこの抱負この誓い
われら消防ここにあり

三、いざ事あらば
身を賭して
水魔の守り火の鎮め
社会の不安防災に
名利をこえて進むもの
おおこの誇このほまれ
われら消防ここにあり

この歌は日本消防協会が昭和四十年団民に広く懸賞募集して決定したもので同年十一月十五日日本武道館で行われた第四回全国消防大会の際発表された。

◎火災予防の歌
〝そんな静かな時だって
作詞 奥石 保之
補作 勝 承夫
作曲 平岡 照章
歌手 安西 愛子

一、霧が晴れたよ
さわやかに
朝の光が窓にさす
そんな静かな時だって
赤い鬼めが忍び足
火付けマッチを
さがしてる
火の火の用心火の用心

二、山はむらさき
絵のように
秋のみのりが美しい
そんなのどかな
村だって
赤い鬼めが忍び足
火遊びする子を
さがしてる
火の火の用心火の用心

三、霧がおりたよ
さわやかに
きょうの憩いの
灯がともる
そんなのどかな
家だって
赤い鬼めが忍び足
吸殻残り火さがしてる
火の火の用心火の用心

この歌は昭和四十年日本消防協会で、火災予防を広く国民に認識させるため、懸賞募集して決定したもので、同年十一月十五日日本武道館で行われた第四回全国消防大会で発表された。

◎秋田県消防の歌
作詞 紅川 草一
作曲 小野崎しん三

一、白雲そめてさしのぼる
朝日ににおう帽章の
輝き勇む旗風に
郷土の守り誕身の
足なみそろう三万余

二、誓いは堅し消防団
夢うち破る警鐘に
狂う炎の海のなか
濁流怒る波間にも
命をかけておどり込む

三、勇気に生きる三万余
務めは重し消防団、
科学の装備整えて、
たゆまず励む訓練に、
若い日本の意気高く
まといの歴史
うけ継いで
団結堅き三万余
誉れは高し消防団

この歌は昭和三十五年八月二十七日大曲市において開催の第十三回秋田県消防大会で、能代市山本郡支部提案による勇みある消防歌の制定をと、児玉専太郎琴丘町団長の提案理由説明に万場一致で決議され、三十六年懸賞募集され、応募数九一篇より選ばれ七月二日大館市で開催の全県消防大会で発表決定された歌である。

◎消防の歌
作詞 木村清一郎

一、出動五秒一瞬に
現場に立ちて火に挑む
天に沖する猛炎の
なかといえども
われ往かん

二、三、四節省略。

五、出動五秒大鴻に
翔して今しも
紫冥行く
敢然われら身を挺し
弥次の出ぬ間に
火を消さん

この歌は昭和三十五年大館市渡部綱次団長(当時秋田県消防協会副会長後ち協会長)が元大館鳳鳴高校長に依頼、作曲は不詳。

◎仁賀保町消防団長
作詞 松野 盛吉
作曲 佐々木耕二

一、北大海の波寄せる
南鳥海そそりたつ
白雪川の水清く
郷土我等の仁賀保町

二、農工商漁の理想郷
住む住民は一万余
平和を守る益荒男は
これぞ仁賀保の消防団

三、一旦災魔の猛る時
己がつとめ果さんと
水火を辞せぬ若人は
七百余人の纏なり

四、事ある時に備えたる
消防力の増強に
設備万端常々の
訓練警備怠らず

五、金の馬簾や表彰旗
誇る勲を受けつぎて
郷土の為なり国の為
奮え仁賀保の消防団

作詞は仁賀保町消防団長、秋田県消防協会長、設定年月日は不詳。

◎五城目町消防歌

一、日毎に仰ぐ森山の
清い姿に気も晴れる
決意も固く手を結び
われらは守る
五城目郷土

二、美田うるほす馬場目川
梢にさやぐそよ風も
怒ればついに民の仇
われらは守る
五城目郷土

三、栄をきそう軒並も
心ゆるめば火が狂う
紅蓮の炎に立ち向い
われらは守る
五城目郷土
われらは守る
五城目郷土

作詞作曲及び設定の年月日も未調査のまま転記した。

◎直根消防団第六分団歌
作詞 新田 正雄
作曲 佐藤 禎造

一、霊峰鳥海賛然と
仰げる広野東野に
我が分団は生れたり
此処に我等の旗印し
裁可なる六分団

二、民主復興重任を
担う責務は我が使命
規律正しく整然と
一糸乱れぬ此の纏
旗風高く六分団

三、守れ打鐘と防火陣
猛訓練磨身にうけて
強固団結忍ぎなき
此れぞ範たる消防の
希望に燃ゆる六分団

四、誓え猛火濁流も
一身一家省みず
常に平和の道開く
我れ等消防魂ぞ
賛たれ我等六分団

作詞は直根消防団第六分団副分団長(後ち鳥海村消防団分団長消防係)

昭和二十三年五月二十五日分団歌として決定、分団の結束を図り、昭和二十六年九月十二日本荘市における由利支部主催の訓練競技大会で手挽ガソリンポンプ操法の部で準優勝している。

◎火消士の歌
作詞 中村 勝二
作曲 炭 坑 節

一鐘が鳴るなる鐘が鳴る
高い火の見の上で鳴る
火事は何処だろ
何処の町

二、急ぐ足どり気も急ぐ
夢を破ったサイレンに
恋しなつかし床をけり
行くは火の中水の中
火消が行かなきゃ
消しやせぬ

三、消すより強い火の用心
これにも勝った
ものはない
ポンプ百よりまだ強い
打てよ鳴らそう
火の用心

作詞は大分県豊後高田市消防団長であるが、炭坑節で歌う。
作詞年次は不詳。

◎消防花笠音頭
作詞 石山 静雄
作曲 花笠音頭

一、平和日本に無言の備え
茎の消防二百万

二、国の備は自衛のためよ
街のことなら消防団

三、水火消防おいらの街を
守る男の晴れすがた

四、男一匹水防火災
なんでおしかろこの命

五、民主自主の平和な民の
力ともなる消防団

六、消防官には男もほれる
もゆる炎も何のその

七、男誉れの志願をしても
街のだんなも消防団

八、富士と桜は男のすがた
清きまごころ消防団

作詞は東京都日本橋消防団副団長、作詞年次不詳。

◎消防歌
振いみなぎる
降魔の力
…………
…………
火の手おさえて
たば散る水は
吾等消防の心意気

戦時中だったか、こんな消防歌があった記憶がある。歌詞の記憶を持たない、知っている方により補充して頂けるならばと見出しだけ記載した。

消防放談 (84)

放 水 生

◎秋田県消防懇話会開催!!

昭和五十年七月十二、三日の二日間、鈴虫で名高い森山の麓にひらけた五城目町雀館公園内平和荘で開催した。

出席者(敬称省略)
手賀義雄(秋田)成田総一郎(鷹巣)石川兼吉(五城目)池田寅吉(秋田)根本自朗(大館)碇石兼太郎(横手)佐藤了(大曲)高橋源治郎(秋田)越前儀六(大館)立花吉雄(秋田)
以上十名
来賓佐藤五城目消防署次席。

午後五時から次の案件を議題として審議する。
1昭和49年度決算報告。
2秋田県消防懇話会規約審議と役員改選
会長 手賀 義雄
副会長 成田総一郎
〃 石川 兼吉
理事 根本 自朗
〃 池田 寅吉
〃 佐藤 了
幹事 立花 吉雄
3昭和50年度東北消防懇話会の会議(岩手県)
岩手県が当番で十月盛岡市繋温泉で行う予定で、名簿照会があり名簿を送ったので、後日盛岡市消防本部から連絡があります。
4新会員の紹介
以上で会議を終わり、引続き懇親会に入る。

翌十三日朝食後、石川旅館において明年度の会合場所を決定し、午前十時散会した。

◇石川旅館にて

懇話会こぼれ話

五城目町は昭和二十四年九月に消防本部が設置され、石川さんは五城目町消防署長に就任され、その後二代目消防長に就任した。

石川さんとの出逢いは、昭和二十五年十一月秋田市消防長坂本秀雄氏が発令され、東京から赴任して、その翌年秋田県消防長連絡協議会を設置して以来のことである。

当時映写技術者試験が消防で行い、実技試験の方を担当されていた。

石川さんの故郷は神奈川県秦野市の旧家名門霧山家の二男坊で、若かりしころは、あばれん坊であったという。小田原中学四年のとき芸者遊びをして遊蕩し、遂に父の耳に入って学校をやめろと叱られ、四年で退学したという。

その後伯母の計いで海軍工廠に入り、酸素熔接を習い、夜は映画館に通い映写技術を身につけた。

軍縮会議で海軍の人員整理の対照となった。

その後身につけた映写技術が実を結び、東北地方技士長となり東北を巡回した。

ことに五城目には週一度の割合で巡業に来て、五城目を安住の地としたという。

いろいろエピソードがある。石川さんとは何時逢って話しをしても種が尽ることがない。

断片的に記すと、

老人クラブは嫌い、先輩クラブだったら僕も行く。僕をへそまがりと思っている人が多いようだが、消防人としての信念があってのことだから、いいじゃないか。

五城目町議になって無報酬で町のため働く信念を持ち、しかも生活の安定を得て報酬分だけ公共に尽したら、町のためになると考えて私は実行した。

石川さんの五城目に安住の地を求めた裏には、恋愛物語りがあったと思いますがと水を向けたが、

僕の恋愛物語り? だめだよ、それだけは公開しないことになっていると、石川さんはニッコリ笑うのである。

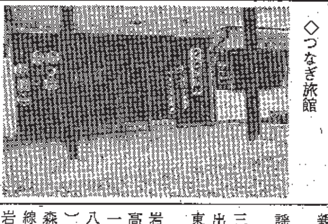
◇つなぎ旅館

◎第九回東北七県消防懇話会!!

第九回東北七県(新潟を含む)消防懇話会は、岩手県が当番で盛岡市繋温泉に十月十三日午後五時まで、繋旅館集合の通知で出席した。

出席者、青森県三名、秋田県九名、岩手県五名、宮城県六名、山形県五名、福島県二名、新潟県五名、事務局四名。
来賓工藤盛岡地区広域消防長、計四十名。

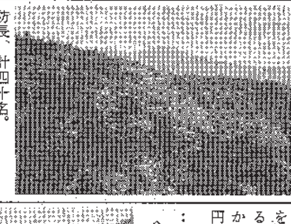
◇八幡平をのぞむ

午後五時三十分会場に集合、川原前盛岡地区広域消防長の司会で開催する。
○物故者に対し黙とう
○庄司会長あいさつ
○会員の自己紹介
○来賓祝辞
○議長選出
○庄司会長となり議事に入る。

最後に明年度開催地青森県に決定し、

青森県代表から挨拶あって議事を終わり、事務局から明日の観光について説明あり、午後六時三十分から懇親会に入る。

秋の夜長に岩手美人の民謡でくつろいだ。

翌十四日午前九時バスに三十七名同乗し、繋温泉を出発国道二八二号線を通り東八幡平に向う。

国立公園八幡平は秋田、岩手両県にまたがる雄大な高原地帯で、八幡平(一六一三㍍)モッコ岳(一五七八㍍)大深岳(一五四一㍍)八瀬森(一二二〇㍍)湯森山(一四七二㍍)の頂上線を結ぶ東側と南側半分が岩手県領、西側と南側半分が秋田県領で、しかも天然の森林地帯におおわれ、盛夏なお残雪に輝く火口湖、線の中に展開されるお花畑と、それらをとりまくダケカンバとアオモリトドマツの樹海は、まさに日本に残る数少ない最も原始性の高い自然公園と呼ばれている。

東八幡平の東側に岩手山(二〇四一㍍)山頂は白雲に包まれ、西側畚岨森、八幡平の山を望む。

山頂は紅葉に入っているが、いまだ一週間は早い。

松川温泉下台地の植森の森を見て別荘地分譲の地に至る。この分譲地は松川温泉から分湯して一坪二万五千円と知らされた。

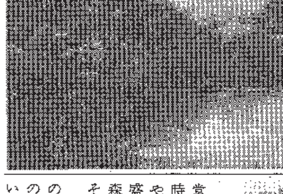
◇東八幡平

◇トラウトガーデン

現在別荘は二十戸位建ってあったが、これの所有者は全部関西人が購入しているという。

ここから下ってトラウトガーデンに至り大休止となる。

ここには虹鱒の養殖場があり公園内は釣掘である。団体の観光客は虹鱒を釣りこれを石焼料理してもらい舌づつみをしていた。

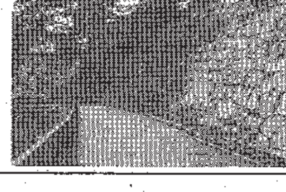
◇南部城跡

ドラウドガーデン二階食堂で昼食の会食し、午後二時国道二八二号線を通り、やがて国道四号線に入って盛岡駅で、また、明年は青森県八戸で逢いましょうとそれぞれ別れた。

盛岡駅は新幹線駅の駅舎の建設とあいまって、工事の鎚音も高く活気を呈していた。

標語

あぶないよ 小さな
すいがら
大きなそんがい

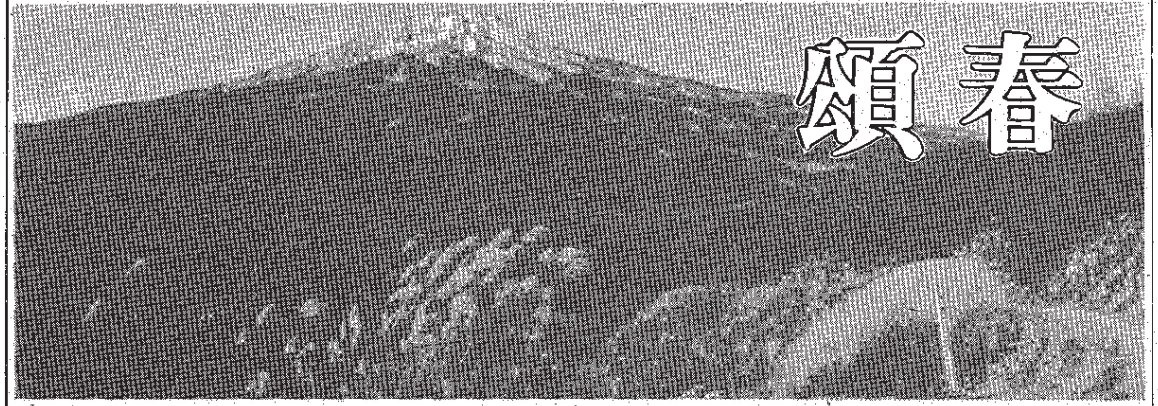

消防秋田
定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

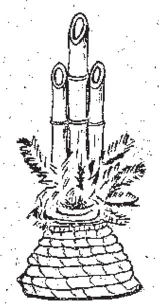

年頭の辞

自治大臣　福田　一

昭和五十一年の新春を迎えるにあたり、全国の消防職員、消防団員並びに消防関係者の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

火災その他の災害から国民の生命と安全なくらしを守るという消防の責務を果たすために、日夜努力をはらわれている皆様方に対し、あらためて深甚なる敬意を表するものであります。

近年、災害の態様は、ますます複雑多様化してきておりますが、こうした事態から国民の生命と生活の安全を確保するには、従来にも増して消防機関の果たす役割が重要なものとなってきております。このためには消防の組織、人員、設備等全般にわたって近代化を図ることが必要でありますが、同時に、国、地方公共団体の防災関係機関の緊密な連携、企業の防災に関する社会的責務の遂行、地域住民の防災への積極的参加等国をあげて災害を防ぐ体制を作りあげる必要があります。

私は、人命の尊重を消防の基本精神として複雑多様化してきている災害に対応できる消防行政を推進するため、今後とも全力を傾注してまいる所存であります。

皆様におかれましてもそれぞれの分野でその使命達成のため、なお一層、ご精進下さるよう心から願ってやみません。

年頭の辞

前消防庁長官　佐々木　喜久治

明けましておめでとうございます。

国民の生命と生活の安全の確保に常日頃献身的にご尽力下さっている皆様方に心から敬意を表するものであります。

わが国の経済は一九六〇年代以降めざましい成長をとげてきましたが、最近の情勢は内外の種々の要因から、極めて厳しいものがあります。

一方、国民生活をとりまく社会環境は、経済の高度成長の過程を経て大きく変ぼうをとげ、私達の生活に著しい利便をもたらしましたが、また同時に災害要因の増大と多様化をもたらしました。

このため防災に果たす消防の役割もますます増大しかつ重要なものとなっております。特に、最近の災害は、一旦発生すれば多くの人命と財産を失わせる場合が多く、従来の防災体制だけでは十分対処しきれない場合も起こってきています。

消防庁としては、このような事態に対処するため、鋭意努力を重ねておりますが、とりわけ昭和四十九年から昭和五十年にかけて発生しました石油コンビナートにおける重油流出事故等の経験にかんがみ、従来の消防法等の規制によるのみでは、石油コンビナート地帯の防災について万全を期しがたい面もあることから個別法令と相まって石油コンビナート地帯全体についての総合的な防災体制の確立を図るための立法に取り組んでまいりました。

この「石油コンビナート等災害防止法」は幸いにして第七十六回臨時国会で成立し、石油コンビナート地帯における防災対策の推進に大きく一歩を踏み出すことになりましたが、今後は、関係行政機関や企業が一体となって、その推進にあたることが要請されるところであります。

また、昭和四十七年五月の大阪市千日デパートビル火災、昭和四十八年十一月の熊本市大洋デパート火災など一連のデパート火災で多くの死傷者を出したことにかんがみ、昭和四十九年六月消防法の改正が行われスプリンクラー等の消防用設備の設置の基準が百貨店等の既存の特定防火対象物にも、遡って適用されることとなりました。これらの設置の猶予期限は、百貨店、地下街及び複合用途防火対象物については昭和五十二年三月三十一日まで、また、旅館、病院その他の特定防火対象物については昭和五十四年三月三十一日までとなっておりますが、現時点ではその設置状況は満足のゆくものではありません。

企業にとって消防用設備等の設置は、少なからざる出費を伴うこととなりますが、安全の保障こそ客へのサービスであるとともに、企業存立のための社会的責務であることに思いをいたし、早急にその整備を全うされることを願うものです。

さて、最近、国、地方公共団体の財政が窮迫してきており、消防財政に及ぼす影響についても憂慮されるところですが、消防に対する投資は、国民の生命と財産を守るために欠くことのできない安全投資でありますので、その財政措置のため消防庁としましては、従来にも増して努力する所存でありますが、皆様方におかれても一層のご努力をお願い申し上げるものであります。

現代社会において、消防の果たす役割はますます増大してきていますが、私は、人命の尊重を第一に、時代の要請に即応した消防行政を推進してまいる所存であります。

最後に、皆様方にとって今年も幸多き年でありますよう心からお祈り申し上げて年頭のごあいさつといたします。

年頭の挨拶

消防大学校　校長　中沖　豊

昭和五十一年の新春にあたり、謹んで新年のおよろこびを申し上げます。

消防の皆さんが、日夜国民の生命、身体、財産を災害から護るため郷土愛に燃えて、献身的に努力されていることに対し、心から敬意と感謝の意を表します。

最近は、各種の災害が頻発していますが、昭和五十一年は災害のない明るい年にしたいものと皆さんとともに希望する次第であります。

近年、石油コンビナート災害や高層建築物等の災害が発生し、人命の危険を伴う被害が増加しております。

このように火災その他の災害の態様はますます複雑多様化し、これに充分対処しうる防災体制の整備が強く望まれているところであります。

このためには、設備、機械の充実が必要であり、また現在積極的に進められている消防の常備化、広域化も重要であります。

しかし、いかなる設備が近代化し、組織が高度化するに伴い、それを適切かつ効率的に働かせるため、優秀な人材を養成することが特に緊急の要務となってきていることはご承知のとおりであります。

消防大学校におきましては、このような時代の要請に応じ、国民の期待と信頼にこたえる有為な人材を養成するため、かねてから教科内容の充実、教育環境の整備に努力してまいりましたが、新春を迎え、心を新たにして防火の人づくりに万全を期したいと考えております。

今後とも皆さんの一層のご支援とご協力をお願いいして、新年のあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県知事　小畑　勇二郎

県民の皆さま明けまして、おめでとうございます。

新春を迎え、皆さまのいっそうのご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

ことしは、秋田県の将来にとって極めて重要な年であると存じます。それは、われわれが深刻な不況と戦後最大の財政危機に直面しており、しかもエネルギー

―二面へつづく―

謹賀新年

秋田県

役職	氏名
知事	小畑勇二郎
副知事	佐々木喜久治
総務部長	出口広光
民生部長	三浦良一
民生部次長	岸金作

消防防災課

役職	氏名
課長	安田惣悦
参事	森田高次
同	二田晃四郎
参事	杉館定二郎
課長補佐　課長補佐	高橋良蔵
同	中村恭蔵
同	小松二郎
主査	菊地喜三郎
同	古田透弥
庶務係長	加賀谷悦郎
防災係長	片村清悦
消防係長	井上和吉
危険物係長	石川稔

消防学校

役職	氏名
学校長	疋田清
学校長補佐	相沢雄幸
教務係長	大石正則

消防協会

役職	氏名
会長	中田初雄
副会長	佐藤純兵
同	銭谷小太郎
同	佐々木賢一
理事	大里文雄
同	伊藤菊男
同	佐野岩三郎
同	今山弘毅
同	安田惣悦
同	疋田清
同	中山正一
同	長谷部金一
同	藤田長助
同	田畑栄太郎
同	谷藤征得
同	山脇新八
同	佐藤育秀
監事	高杉正巳
同	柏谷芳郎
同	照井喜市郎

事務局

役職	氏名
局長	保坂悌之助
主事	保坂吉之助
同	立花吉雄
書記	井上和枝

↙一面からつづく

食糧、資源、環境問題など、内外の情勢がさらに激しく変化することが予想されるなかで、県政の指針ともいうべき第四次総合開発計画がスタートするからであります。

この計画は、単に昭和五十年における県勢の発展を期するだけでなく、本県のもつ可能性を余すことなく追求し、それを六十年代、ひいては二十一世紀に向けて開花結実せしめようとする、いわば、県民意思の表明と慎重な配慮が必要であることは申すまでもありません。

このため、計画づくりにあたっては、まず県民の求めるものを的確に把握することを第一にし、これまでの蓄積と反省のうえに立って、その基本目標を単に所得の向上や物質面の豊かさを求めるだけでなく、県民一人ひとりが精神的な充実感にあふれた日々を送ることができる「真の豊かさに満ちた郷土づくり」におくことにしたのであります。

およそ「真の豊かさ」とは、「心の豊かさ」「環境の豊かさ」「くらしの豊かさ」の調和のうえに成り立つものと考えられます。

したがって、これを実現するためには「安らぎのある安全で快適な社会環境の創造」と「健康が守られ、くらしの向上が図られる地域社会の建設」さらに「未来社会を築く主体性のある人間形成」の三つの施策が渾然と調和しつつ着実に展開されなければならないと存じます。

しかし、もっと大事なことは、この県民のための計画づくりを県民総参加の形で推進することであります。

どうか県民皆さまの英知と新しい発想が反映されるよう積極的なご参加をお願いいたします。

今日、県財政はかつてない危機に直面しておりますが、皆さまのご理解とご協力のもとにこれを切り抜け、さらに進んで、福祉の充実、農林漁業の振興と中小企業の育成、工業開発の推進、交通体系の整備、生涯教育の推進などの施策に積極的に取り組む所存であります。

年頭にあたり県内消防職団員並びに消防関係者皆さまのご発展とご健勝を心から祈念し、ごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県警察本部
本部長　鈴木良一

新年を迎え、全県消防関係の皆様のご健勝を心からおよろこび申し上げます。

年頭にあたり、先づもって日ごろ交通事故による被害者などの救急活動、山岳遭難者の人命救助、その他災害救助等警察活動に寄せられましたご協力に対し、深く敬意と感謝の意を表します。

最近わが国は、産業経済のめざましい発展をみた反面、人口の都市集中化、建造物の高層化なども進み、各種災害の増加とその大型化、特異化の様相を呈してきているところであります。

ここ二、三年の状況をみましても、三菱石油水島製油所の石油タンク漏油事故、大協石油四日市製油所の石油タンク火災などの産業災害、大洋デパートや大阪千日ビルなどの高層ビル火災、八王子のマンションのガス爆発などの大規模災害が、相次いで発生しているところであります。

本県におきましては、近年、幸いにして人命にかかわる大規模な災害は発生しておりませんが、しかし、他県と同じように、この種の大規模災害の発生する危険性を常にはらんでいるとみなければならないと存じます。

皆様におかれては、このような事態に対処するため装備資器材の整備充実や、各種災害にいどむ消火、救助活動の訓練など、時宜に適した防災、防火体制の強化をはかっておられますことは、県内治安を担当する私どもといたしましても、誠に心強い限りであります。

今後さらに皆様と相たずさえて、各種災害要因の増大と多様化に対応した防災対策を推進するとともに、迅速適切な救助活動を行うことにより、県民の安全とその生活の平穏の確保に努めたいと存じます。

おわりに、皆様の警察に対するご理解とご協力に対し、重ねて感謝申し上げますとともに、一層のご活躍とご健勝を祈念し、新年のごあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県民生部
部長　三浦良一

新年おめでとうございます。

年頭に当たり、まづもって日頃地域の第一線にあって消防の任務に当たっておられる皆さんのご苦労に対しまして感謝の意を表したいと存じます。

近年における生活環境は都市化の進行、生活様式の近代化等に伴い、著しい変ぼうを遂げてまいりましたが、この変化は同時に災害要因の増大と多様化をもたらし、これに対処すべき消防の課題も、中高層建築物防火対策あるいは石油コンビナート地帯防災対策等その範囲を広げてきております。

また、自然災害に関する対策においても、治山治水、河川改修などの基本事業の推進と同時に、常に危険地域の総点検、情報の適確な把握と伝達体制の確立を図り、郷土を災害から守り、県民の安全を確保することが最も緊要な課題であります。

本県の消防は関係各位のご努力によりまして年々充実されてまいりましたが、時代のすう勢に即応して住民の期待に応えるためには、今後ともたゆみなく消防体制の一層の確立と強力な消防力の確保につとめるとともに業務にあたる者は近代社会にふさわしい消防人であることが、要請されております。

県の第四次総合開発計画は、ただいま実施計画を策定中でありますが、昨年来すでに発表しました大綱のとおり、昭和五十年代は、県民の「真の豊かさ」の確立を目指すことをねらいとしており、住民の安全の確保につとめるべき消防の任務はまことに重大なものがありまして、「広域生活圏」単位の防災体制の確立」「防災無線の設置および災害危険地域防災対策の推進」をはじめ「石油コンビナート地帯の総合的な防災体制の確立」等を主要目標とした施策を推進してまいりたいと存じております。

県民を災害から守り「真に豊かな生活」を実現するためになお一層のご協力と研さんをお願いいたしまして年頭のあいさつといたします。

年頭のことば

秋田県町村会
会長　高橋信雄

新しい朝明けを迎えるにあたり、長い伝統と数々の栄光に輝く本県消防団の日夜をわかたず健闘されている限りない心強さに、全県の町村長を代表し、心から敬意を表するものであります。

近年の社会構造の環境は著しく多様化し、消防行政もまた広範な活動を要求されるところであり、特に危険物行政の充実が急務であることから、個別の危険物施設の安全確保のため、消防法に基づく技術上の基準を整備強化しようとし、昭和五十一年度消防庁の重点項目の一つにされているのであります。

また、県内には十五万人の老人、二万人の身体障害者、八千世帯の母子家庭の恵まれない社会の谷間にある人があり、これらの人達と特殊建物に住む人の消防訓練指導と地域における救急救助体制の拡充強化を図ることが喫緊の要件であり、われわれ町村長においても、各行政区域でそれぞれ消防政策、福祉政策を重点に取り組んでいるところでありますが、さいわい福祉家庭を含めた一般家庭に及ぶまで徹底した巡回指導と、その体制は、社会公共の福祉を増進し、安寧秩序を保持できるたくましい日頃の防火活動にあることを改めて確信するものであります。

県内消防界の特段のご奮闘を心から念願し、新年のごあいさつといたします。

年頭のあいさつ

秋田県消防防災課
課長　安田惣悦

昭和五十一年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

本県の消防も関係各位のご協力により年々充実発展してまいりましたことは誠によろこびにたえません。

昨年を顧みますと十一月末日までの本県の風水害等自然災害による被害は、約三五三億円、火災は、五五八件で約十億円の損害となっております。

これを一昨年に比較いたしますと、自然災害では、被害総額で一五一億円の増加になっております。

これは八月二十日県北部の集中豪雨による被害などによるものであり、また一方火災については発生件数では四六件の増となっていますが、大火災の発生もなく、焼損棟数は七九棟、焼損面積は四、六一七平方㍍の減少をみております。

これは、ひとえに消防関係各位の並々ならぬご努力の結果でありまして、そのご労苦に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、昨今の火災その他の災害は、ますます重大さを加わえております。本年の県財政は、昭和三十年以来、最も窮迫した状況にありますが、消防防災行政は、県民の生命と財産を災害から守るために一瞬のけん怠も許されるべきものではありませんので、本年は、次の課題を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

その第一は、防災対制の強化であります。

災害の広域化、多様化に即応した総合防災訓練の実施、防災資機材の備蓄など災害防止対策の推進に努めてまいりたいと存じます。

また、県内産業の重要な拠点である石油コンビナート地域については、関係市町村及び企業と協力し、その防災対策を確立してまいりたいと存じております。

第二は消防職団員の資質の向上であります。

広範な消防行政の運営など近代化への前進のためには優れた消防職団員の養成がきわめて重要でありますので、近代的な消防人としての教養訓練をさらに充実し、資質の向上をはかるとともに、県消防学校の内容を一層強化してまいりたいと存じます。

第三は、火災予防組織の活動に対する指導強化であります。

火災の九五％は失火であり、消防機関だけがいかに努力しても十分な効果をあげることはできません。

そこで地域住民を主体として、結成されております二、七〇〇の火災予防組合じを通て一般家庭における火の取り扱い、燃焼器具の正しい使い方、自主的な防火診断などの指導を強化してまいりたいと思います。

何卒県民の安全確保のため、皆様の絶大なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、本県消防の発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げましてごあいさつといたします。

年頭の辞

陸上自衛隊
秋田駐とん地司令　西口喜一郎

消防防災関係者の皆さん明けましておめでとうございます。

ご家族どもども明るい新春を迎えられたことと心からおよろこび申しあげます。

昨年の消防白書によりますと、全国の火災発生件数は六万七千余件、その犠牲者は千六百余人にのぼり、財産損害額も千百億円余という膨大な額となっております。しかも近年社会経済の急激な発展に伴い、火災その他の災害も態様が変化し、潜在的な発生の危険性は更に増大の傾向にあります。

防災は防災体制の整備とともに県民一人ひとりの防災に対する自覚と協力がなくては成立しません。

自衛隊も国民、県民の一員として、防災訓練参加など本年も積極的に消防防災に協力して行く所存であります。

消防は国民の生命財産を火災から守ることですが、国家の独立と平和を維持するため直接、間接侵略から国家を防衛する任務をもつ自衛隊と相共通する点があります。

それは身の危険を顧みず身命を賭して任務を遂行するという奉公の精神であります。

このような「崇高な使命」に誇りを持ち、お互いにたくましく前進しようではありませんか。

明るく豊かな郷土を築くため、本年もまた消防防災関係者の一層のご精進、ご活躍を祈念し、年頭のごあいさつとします。

年頭のあいさつ

秋田県消防学校
校長　疋田清

昭和五十一年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申しあげます。

同時に改めて消防の皆さんのご多幸とご繁栄を心からお祈りいたします。

さて、近年消防をとりまくものが、大きく変化してまいりました。

全国的な都市化の進展と生活様式の近代化に伴い、火災その他の災害は複雑化の様相を、ますます深めており、依然として増加の傾向にありますことは遺憾に堪えません。

日頃このような諸情勢に対処して、献身的なご活躍をされている消防の皆さんに対し、心から感謝と敬意を表するものであります。

また、本県の消防は、市町村当局を始め、消防関係者の深い理解とご尽力によりまして広域消防により、全市町村の常備化が確立され、これと相まって消防の施設の強化が図られ、近代消防へと前進しておりますことは、まことに喜ばしいところであります。

消防の任務は、火災その他の災害を未然に防止して災害から人命、財産を守ることにあることは、今さら申しあげるまでもありません。

謹賀新年

名入手拭
印半天製造元
消防被服
消防用品
前掛風呂敷
幕旗幟類
タオルのれん

寺田染工場
横手市清川町
電話②〇一一六

近年の消防業務は、火災の鎮圧のほか、予防査察、危険物規制、さらに救急業務、風水害及び地震等の災害防ぎょ等、その業務は複雑多様化し、さらに困難性を加えているのであります。

したがって、これからの消防に課せられた責務を遂行するには、大変な努力が必要であろうと思うのであります。

これにはなによりも、消防職員及び団員の高度の専門的知識と、すぐれた技能を養うことが要請されているのであります。

このため、今後における消防は、このような情勢に対処するため、有能な消防人の育成強化に力をいたさなければならないのでありまして、その教育訓練を担当している消防学校の役割の大きいことを痛感されるのであります。

消防学校においては、かねてより教科内容の充実、屋内訓練場の建設等、訓練施設の整備に努力してまいったところでありますが、本年は、さらに教育内容の充実を図るために教習科については、教養期間三カ月を四カ月に延長し、専科教養についても専門教科目を積極的にとりあげることとし、また、教習課程を受けられない初任団員に対しては、現地に移動消防学校の開設を意欲的に実施して時代の要請に即応した消防人の養成に全力を尽くしてまいりたい考えであります。

今後とも皆さんの一層のご支援とご協力をお願いして新年のごあいさつといたします。

年頭にあたり

秋田県消防協会
会長　中田初雄

昭和五十一年の新春を迎え、全県の消防職団員並びに消防関係者の皆様に謹んで新春のお慶びを申しあげると共に、郷土愛護の精神に徹し、県民の生命、財産を災害から守るため、日夜献身的な努力を払われている皆様に心から感謝の意を表します。

近年地方の急速な都市化の進展、生活様式の近代化等により、消防をとりまく社会環境の変化は、真に著しいものがあります。従って発生する火災その他の災害はますます複雑多様化の傾向を深め、人命に対する危険も漸次増大しつつあります。

このような事態をふまえあくまでも安全社会の実現をめざし、地域住民の期待に応えてゆかなければならないことに思いを新たにしている次第であります。

顧みますと、昨年は七、八月中にかけて、本県一帯をおそった豪雨により、大水害の被害をみております。

しかし、火災においては幸い大火の発生もなく、件数、損害額ともに、前年とほぼ同数であったことは、同慶に存じております。

県協会の主なる行事などをみますと、先ず消防会館の運営でありますが、各位のご協力によって順調な業績をあげております。六月四日は代議員会を開催して予算、決算等の承認後、定例の役員の改選が行われましたが、大部分が再任となっております。

八月四日鹿角市において全県消防大会が開催され、各支部の提案事項の審議、決議を行い、これら事項の処理については十一月五日正副会長等上京し、国会関係及び各関係省庁などを歴訪して陳情し、その実現について強く要請いたしております。

九月十日午前県内殉職消防職団員の慰霊祭を挙行し、遺族の方々が多数参加いたしております。引き続き午後全県消防操法訓練大会を秋田市営ラグビー場において開催し、特にこれまで数年間は小型搬送ポンプのみでありましたが、同大会は普通ポンプ車を加えて二種目とし、普通車では鹿角市消防団、小型は大潟村消防団がそれぞれ優勝いたしております。

本年度は、東京において全国操法大会が開催の予定でもあり、各団とも今後一層のご精進を願いたいと存じております。

年頭にあたり皆様のご健勝を心から祈念し、ごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県水防連合会
会長　大野忠右エ門

昭和五十一年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆様に謹んで新年のお慶びを申しあげるとともに、併せて平素の献身的なご努力並びに当連合会に対するご協力、ご教導に対し心からお礼を申しあげます。

昨年における本県の自然災害の状況は、損害額三五三億円の巨額に達しておりますが、それにもまして、七月十一日の梅雨前線による大雨、八月五日～七日の東北地方の大雨、八月二十日の低気圧（台風五号くずれ）による大雨と矢継ぎ早やの大災害に見舞われたことは、あらためて自然災害について考えさせられるところがあります。

とくに、八月二十日の県北部における集中豪雨災害は、小河川の改修が立ち遅れていることを示しており、今後の治山治水事業の推進と水防体制の充実強化の必要性を痛感させられたのであります。

一方、消防界にとりましても社会環境のめざましい変転のなかで、消防を取りまく生活環境も複雑多岐化し、消防に課せられた責務もますます重大になってきております。

これら当面する諸問題を克服して郷土を災害から守るため、皆様と共々全力を傾注して県民の付託に応えてまいりたいと存じております。

どうか皆様におかれましても新春を迎えるにあたりその崇高な使命に思いをいたされ、なお一層のご精進をお願い申しあげまして新年のごあいさつとします。

年頭のあいさつ

秋田県消防長会
会長　中山正一

輝かしい昭和五十一年の新春を迎え、県内消防関係者のみな様に心からご祝詞を申しあげます。

最近は、不況ムードの中にあるとはいえ、都市化の伸展、生活様式の近代化及び危険物需要の増大等により、火災その他の災害も複雑多様化し、特に、尊い人命を損傷する火災の増加は私ども消防人にとって誠に憂慮にたえないところでありますが、さらに、住民福祉施策の向上と相まって安全で住みよい環境づくりへの住民の関心が高まり、積極的な行政への反映が要求されています。

このような社会情勢を基調として、災害から住民の生命、財産を保護し、社会の福祉と安全に寄与する消防の果たす役割は非常に重大であり、消防体制の充実強化は、もちろん、流動し変化する社会事象に即応する人命安全を第一義とした強力な施策が消防界当面の課題であると存じます。

国においても、人命尊重を最優先として一昨年来、特定防火対象物の消防用設備等に対するそ及適用、自主防火管理体制の強化等、消防法令の大幅な改正を行われ、執行者として非常に意を強くするとともに、これに対応した執行体制を確立し、効果的な運用に最善の努力をしているところでありますが、地方自治体の財政が戦後最大の危機に直面している今日、これとのかかわりの中で、自治体消防が予防行政、救急救助業務等の急増する行政需要への対応及びけん案の三部制、週休二日制への移行も加味した人員の確保、施設、装備の充実強化を期することは、極めて至難なことであります。

しかしながら、消防は住民の切実な要求に応える使命があり、その後退は許されないので、いまを好機として関係者が協力し、自治体消防のこれまでの過程における成果と反省を基礎として、現在の制度、体質等を見直し、勇気と決断をもって発想の転換を図り、消防の原点ともいうべき人命安全確保のための施策を強力に推進し、住民の自衛意識の向上に努め、住民とともに安全で住みよい環境づくりに、積極的に努力しなければならないと痛感している次第であります。

最後に、関係者各位のますますのご多幸と、ご健闘をお祈りし、年頭のごあいさつといたします。

年頭雑感

秋田県消防協会
副会長　佐々木賢一

全県下の消防関係者の皆様、昭和五十一年の新春明けましておめでとうございます。本年もご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

ところで例年の通り今回も「消防秋田」の新年号発刊に当たって、原稿送るようにとの申し越しが協会事務局から申されましたが、生来文才に乏しい私のこととて、雑感の一、二を書き記して、その責を果たさせていただきたく存ずる次第です。

先づその一、かつてのその昔、全国的に組織されていた在郷軍人会があって、在郷軍人歌が声高らかに歌われたことを懐い起こされる団員の方々も多数おられることと思いますが、その一節に、

「郷にありては忠良の民とし、生てて事あらば、出でて国に尽すべき我等が努め我が生命」とあったかに記憶しておりますが、私は軍国主義礼讃の意味にとってもらいたくありませんが、この一節は丁度私共団員にも共通のものが感ぜられてなりません。

私共消防団員も自町村内にあっては、それぞれの職業を通じて町村民の中核体的役割を果たしながら、自町村の発展に協力する半面、一度災害発生に際しては、心身を挙げてその防災、鎮圧に挺身する、それが伝統の消防精神であろうかと信じている現在です。

さて、その二、「我等は名誉の消防の組に入りたるものなれば、正しき心と行いを共に守りて職務をば真心もって尽すべし」と。

幼児の口の端にも歌い親しまれた感がある。

かつての消防組の歌を思えば、現在吾々消防人の意気を示すべき「秋田県消防の歌」は、余り団員にも歌わず過ぎはしないかと感ぜられてなりません。

これにはそれぞれの理由があろうかと思いますが、毎年夏、盛大に催される全県消防大会においても、その斉唱も少し意気上がらざる感じで閉会の時間をむかえるやの感あるのは、一人筆者のみであろうか？

消防操法訓練の第一義であることは問うところではありませんが、この際、今年より全県団員一斉に「白雲染めて、さし昇る、朝日に白う帽章の……」と声高らかに、

出初式や消防競技会等で歌い合う運動を展開し、団員による全県消防の歌合唱コンクールでも催し、これを徹底したら如何なものかと年頭に当たり、提言申し上げ、皆様のご健勝をお祈りします。

年頭にあたって

能代地区消防本部
消防長　佐野岩三郎

全県消防の皆さん、昭和五十一年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年は私たち消防界にとりましても多事に明け、多難に暮れた年でありました。

すなわち、年頭の八尾市アルミ工場爆発に始まり、四日市石油コンビナートタンク炎上、または、高層病院、同雑居ビル火災、或は各地の都市ガス、プロパンガス爆発が続出したほか、八月の台風と豪雨による大災害は、本県北部にも大きな被害をもたらしたのであります。

また、不況の波に加え昨年末近くの公労協スト権ストは、さなきだに不安定な世相に一層の波紋をおこしました。

さて、明けて五十一年はと申しますと、不況による地方財政の逼迫は真に深刻であり、年あらたまっても単にお目出度いと許りは申し上げられぬ程の情勢であります。

然しながら、深まる不況の中にあっても、われら消防は、自らの職責の重大さを再認識すると共に、一層の融和団結を図り、規律を厳守し、易きを求めず、大義に徹して今後の視点と姿勢を正さなければならないと考えられるのであります。

昨年、自治省消防庁は、広い視野と発想の転換を提唱されましたが、このような年こそ、われら自治体消防が、それに向い懸命の努力が必要なものと思うのであります。

かつて栄光の七〇年代といわれ、われら消防も安全、健康な環境づくりの一翼を担い、消防各分野の量的な拡大と、質的な充実を図ってきたものの、とき半ばにして早や耐乏の年とはなりました。

しかし、かかるときこそ

↓四面へつづく

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

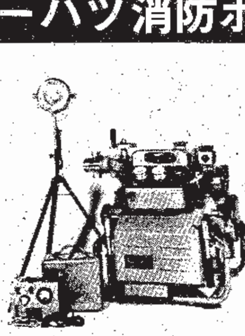

4馬力　空冷式
10馬力　空冷式　C1級
12馬力　空冷式　C1級
25馬力　水冷式　B3級
30馬力　水冷式　B3級
38馬力　水冷式　B3級
45馬力　水冷式　B2級
55馬力　水冷式　B2級

避難・警報器
防災設備施工
全般

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オールテトロン ジエットホース〈消防用・消火栓用〉

森田・初田（賠償責任保険付）A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588③2932　稲川②2125
日本機械自動車ポンプ　（01834）②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL秋田62 3178
工藤米治商店 TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL花輪③2074

↓三面からつづく

世界情勢と国内経済に立脚し、その思考と背景の下であくまでも夢と希望を忘れず、撓まざる前進をしなければならないと思うのであります。

人間万事塞翁が馬と申すとおり、やがて巡るときを目指し、最少の経費で最大の効果を挙げることに努力をすると共に、不況から巷に溢れる悲観論にのみとらわれず、井に座して天を観ることなく職責遂行のため日夜の努力を重ねたいと思うのであります。

災害は世の進展につれ、年と共にその姿、形を変えて、次から次へとわれら消防の前に立ちふさがりますが、われらは、研鑽、練磨をもってこれを乗り越え、これを打破してそこに自らの喜びと誇りを見いだし、この前途多難な五十一年を乗り切ろうではありませんか。

新年を迎え、全県消防の皆様のご健勝とご健闘を心から祈願しまして年頭のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県消防協会
副会長 銭谷 小太郎

希望に輝く昭和五十一年の新春を迎えるにあたり、県下消防関係者の皆さんに謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、昨年は皆さんのご努力によりまして、さしたる大きな災害がなかったことは喜ばしいことであります。その反面国内の経済の不況に加え、スト権奪還ストであらゆる公共機関の機能はマヒし、大きな社会不安を投げかけたことは、まことに遺憾にたえないところであります。

このような社会情勢に対処するため、われら消防団員は一致協力して、その団結の下に、消防人たるの本分をわきまえて、あらゆる災害に対処する覚悟が必要と考えられます。何卒この上とも自重自愛の上、県民の生命、財産護持のため愛情と誠意をもってこれが万全を期し、郷土愛護の精神に徹せられんことをお願いします。

年頭にあたり、消防関係者の皆様のご健勝を心から祈念し、ごあいさつといたします。

新春に輝く知事表彰

県消防防災課では、消防功労者を恒例により、元日の佳き日に表彰すべく昨秋来、市町村の消防施設の改善や消防技術の向上に努め著しい功労のあった者や、永年勤続し、勤務成績の優れている者を調査していたが、このほど受賞の栄誉に浴する者を発表するとともに知事名で各市町村の出初式当日、厳粛に伝達して欲しいと各市長や福祉事務所長あて依頼状を発送した。

なお、受賞者は次のとおりであるが、施設の改善や技術の向上に功労のあったものに有功章、三十年以上勤続して勤務成績優秀なものに金色勤続章、二十五年以上勤続し、勤務成績優秀なものに勤続章、二十年以上勤続して勤務成績優秀なものに銀色勤続章をそれぞれ贈った。

◎有功章

消防司令 杉本秀夫
分団長 藤本武三
同 杉山重三郎
同 吉谷克巳
副分団長 保坂一男
部長 小野孝一郎
同 井川文夫
同 大川徳太郎
同 永田慶之助
(以上秋田市)
分団長 佐藤四市
副分団長 板沢茂一
同 安井昭三
同 大山金雄
(以上能代市)
分団長 津川吉郎
同 川上安治
同 富田武正
副分団長 水上耕治郎
(以上横手市)
分団長 伊藤一男
副分団長 成田松太郎
同 畠山清一
同 殿村貞雄
(以上大館市)
消防司令補 稲葉貞一
(大館広域)
副分団長 富樫茂
同 加藤慶三
同 佐藤重一
同 仁部英夫
同 渡辺俊一
(以上本荘市)
消防司令長 門川正信
消防司令 熊谷一雄
消防司令補 中村武夫
(以上本荘地区)
副分団長 古山剛
部長 越中谷哲雄
同 谷口義典
消防司令 泉秋男
(以上男鹿市)
部長 大沼勝幸
同 藤田米蔵
同 榊原久一郎
同 柴田長太郎
副分団長 佐々木繁郎
(以上湯沢市)
副分団長 伊藤懸治
班長 井上直太郎
同 新山鉄之助
団員 伊藤良吉
(以上大曲市)
消防司令 千羽孝
(広域消防)

分団長 柳田善太郎
同 佐藤弥右衛門
同 湯沢清三
副分団長 小笠原信朗
分団長 阿部忠昭
同 田中一三
副分団長 鈴木福造
(以上鹿角市)
分団長 田中誠一
(小坂町)
分団長 泉栄助
副分団長 九島忠治
同 佐藤利蔵
同 田村種男
同 能登谷奨
同 畠山勉
分団長 坂上隆蔵
同 山田泉蔵
同 田口健一
副分団長 斎藤博
消防司令 大川健一郎
副分団長 長谷川正
(以上北秋田福祉)
副分団長 児玉巽
同 工藤武美
同 鈴木儀一郎
分団長 和平守
副分団長 堀井久太郎
同 淡路忠雄
分団長 児玉義一
副分団長 北川金七
消防司令補 工藤優一
(以上山本福祉)
分団長 大淵金政
同 藤原隆
同 鐙鉄蔵
同 佐々木佐吉
同 幡宮鉄五郎
同 菊地石太郎
同 小玉由三
副分団長 渡辺昭三郎
部長 加藤政則
消防司令補 菅原光之
同 佐藤良蔵
分団長 佐藤忠一
同 菅原与十郎
部長 加藤卯三郎
(以上秋田福祉)
部長 桜庭菊治
同 鎌田雄太郎
同 佐藤尭悦
同 須藤富雄
同 佐々木義松
同 阿部敏一
分団長 佐藤専介
団長 今野真一
分団長 金森光司
部長 今野栄之助
副分団長 佐々木哲
部長 長谷山一忠
分団長 佐藤静太郎
同 佐藤徳平
同 畑山長久
(以上由利福祉)

副分団長 久米川喜一郎
同 甚野新蔵
分団長 藤村純三
部長 藤岡喜市
副分団長 田口隆三
分団長 田口奎孜
同 進藤栄太郎
同 煤賀源作
同 加藤家
同 伊藤徳雄
副分団長 江橋寅雄
分団長 高橋暁衛
班長 木村發之助
部長 藤井宏一
副分団長 佐藤鉄雄
同 安藤克巳
分団長 田口栄一
副分団長 本間幸治郎
同 草彅豊
同 伊藤作左エ門
(以上仙北福祉)
班長 五十嵐修治
同 斎藤伝治
同 泉谷七之助
同 佐藤泰治
部長 山田竹治
班長 長谷川信一
部長 佐藤辰逸
同 小野紀一
同 長谷川辰治
同 安藤安吉
分団長 菊地忠雄
部長 柴田与三郎
同 佐藤金次郎
同 荒井求
分団長 西野重治
同 戸巻亀之助
同 滝沢久雄
消防司令 高橋金蔵
(以上平鹿福祉)
分団長 古関朝義
同 沓沢誠一
副分団長 後藤昭治
同 柴田運治郎
分団長 佐々木礼一
副分団長 高橋英太郎
分団長 湊哲朗
同 鈴木松司
同 原田悦郎
副分団長 佐藤信太郎
部長 平柳喜一郎
同 柿崎孝一
副分団長 鈴木幸一郎
同 高橋逸郎
(以上雄勝福祉)

◎三十年勤続表彰
秋田市消防団
副団長 森川亮次郎 外三一九名

◎二十五年勤続表彰
秋田市消防本部
消防司令 鈴木正治 外六四〇名

◎二十年勤続表彰
横手市消防団
副団長 鶴田武治 外八〇五名

◎消防施設整備協力団体表彰
能代市万町
中田建設株式会社 外七団体

◎消防施設整備協力個人表彰
鹿角市花輪
石川茂 外二四名

◎火災予防運動協力団体表彰
能代市火災予防組合連合会第一防火地区
幸町予防組合 外二七団体

◎火災予防運動協力個人表彰
能代市大手町
若狭清四郎 外九名

◎優良少年消防クラブ表彰
鹿角市花輪
高市子供会 外十四団体

消防協会表彰

県消防協会では恒例により、元日のめでたい日に、消防団幹部として永年にわたり職務に精励し、消防の使命達成に尽された者に、顕功章。

消防団員として永年にわたり職務に精励し、技能熟達の顕著な者に功労章。

消防職員として勤続十五年以上で、勤務成績優秀なる者に勤続章。

消防職団員として、勤続十年以上で勤務成績優秀なる者に精勤章を贈って表彰することになり、各支部長へその伝達方を依頼し、各支部長は市町村の出初式当日伝達した。

鹿角支部

◎顕功章
鹿角市消防団
分団長 村山喜代治 外五名

◎功労章
鹿角市消防団
分団長 田原金一 外五九名

◎勤続章
鹿角市消防団
分団長 阿部忠昭 外一二名

◎精勤章
鹿角市消防署
司令補 阿部毅 外三六名

大館北秋田支部

◎功労章
田代町消防団
副団長 田村六郎 外一〇九名

◎勤続章
比内町消防団
部長 野呂重永 外四九名

◎精勤章
大館市消防団
分団長 佐々木恒助 外一四九名

能代市山本郡支部

◎顕功章
能代市消防団
分団長 藤田勝治 外一一名

◎功労章
山本町消防団
分団長 三浦秀正 外八九名

◎勤続章
能代市消防団
副分団長 笠原弘 外九八名

◎精勤章
能代市消防団
団長 中田初雄 外四四名

男鹿南秋支部

◎顕功章
元男鹿市消防団
団長 佐藤喜一郎 外一〇名

◎功労章
五城目町消防団
分団長 斎藤鴻司 外九九名

◎勤続章
大潟村消防団
分団長 佐藤忠一 外六〇名

◎精勤章
井川町消防団
部長 安田実 外六七名

秋田市支部

◎顕功章
秋田市消防団
副分団長 高橋末吉

◎功労章
秋田市消防団
部長 鎌田孫司 外九九名

◎勤続章
秋田市消防団
副団長 辻兵吉 外二九名

◎精勤章
秋田市消防本部
消防士長 佐藤昭一 外六二名

河辺支部

◎功労章
河辺町消防団
分団長 熊谷新蔵 外二九名

◎勤続章
雄和町消防団
団員 鳥海雄一 外一一名

◎精勤章
河辺町消防団
部長 高橋善雄 外五四名

本荘市由利郡支部

◎顕功章
鳥海村消防団
分団長 高橋弥之助 外三名

◎功労章
本荘市消防団
分団長 田口憲蔵 外五九名

◎勤続章
西目町消防団
分団長 佐々木吉昭 外一三二名

◎精勤章
本荘市消防団
部長 渡辺正作 外一三〇名

大曲市仙北郡支部

◎顕功章
元西仙北町消防団
副団長 中村万太郎 外四名

◎功労章
角館町消防団
分団長 戸沢福治 外一五九名

◎勤続章
千畑村消防団
部長 高橋俊男

地域共栄
頭取
秋田銀行は地域の発展に誠意をもってご奉仕いたします
くらしと街の繁栄に 秋田銀行

謹賀新年
中田建設株式会社
取締役社長 山崎 寛
専務取締役 中田 栄喜
本 社 秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2—5335代表
出張所 秋田市山王新町1の1 TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手

外五二名
◎精勤章
協和町消防団
部長　佐藤　高光
外七四名
◎顕功章
横手市平鹿郡支部
横手市消防団(
分団長　江島忠一郎
外一二名
◎功労章
増田町消防団
分団長　鈴木　恒造
外一二九名
◎勤続章
大森町消防団
副団長　成田　浩
外一七一名
◎精勤章
十文字町消防団
部長　柴田　悦一
外九二名
湯沢市雄勝郡支部
◎顕功章
元雄勝町消防団
分団長　佐藤千代太
外一四名
◎功労章
雄勝町消防団
分団長　井川　策郎
外一五六名
◎勤続章
稲川町消防団
副分団長阿部雄二郎
外七八名
◎精勤章
羽後町消防団
副分団長伊藤義太郎
外一七〇名

消防防災課だより

消防車両の安全運行については、それぞれ対策を構じていることと思われますが、さる11月25日急病患者を搬送中の救急自動車が、道路交差点において普通乗用車と接触し、乗用車の三名が負傷する事故が発生しております。

また、昭和48年以降、県内に発生した消防車両による事故は、救急自動車によるもの五件、消防ポンプ車二件、その他一件のあわせて九件となっていますが、そのうち五件は交差点において発生しています。

火災救急等の事故現場に出動する消防車両は、緊急自動車として優先通行を認められていますが、これが事故によって現場到着がおくれ、または、到着できなかった場合には、消防活動に重大な支障をおよぼすばかりでなく、消防に対する住民の信頼にも大きな影響を与えるものと考えられます。

冬期を迎え、消防車両の事故防止について、次の事項をご留意のうえ、一層のご配慮をお願いします。

記

1、交差点の通行にあたっては、緊急出動の場合であっても他の車両や、周囲の状況に注意し、一時停止、あるいは除行するなど、安全運転に努めること。

2、冬期間は、寒さ降雪(雨)のため車窓を密閉している。このため消防車両のサイレンを聞きとりにくいことが予想されるので、追越し、または、交差点への進入に際しては、特に他の車両(歩行者)に注意すること。

3、積雪、または、路面が凍結している場合の運転にあたっては、すべり止め装置を完全に行うとともに走行速度に十分配慮すること。

4、緊急出動した場合、運転者は現場到着を急ぐあまり、他の車両に対する注意が稀薄になりがちといわれていることから、同乗の消防(救急)隊員に対しても安全運行について徹底すること。

冬期間焼死者をなくそう

昭和四十九年の全国で火災による死者は、一、六四六人で、そのうち六一歳以上の死者六一一人、五歳以下の死者一六二人、計七七三人で、全体の四七%が老人と幼児によって占められている。

一方、秋田県の火災による死者は二〇人で、四十八年の二七人に比べ七人減少しているが、年齢別に見ると、六十歳以上一〇名で全体の五〇%、六歳～二十歳まで四人、三一歳～四十歳まで三人、二一歳～三十歳まで一人、四一歳～五十歳まで一人、六歳未満一人、計二〇人。

死因は逃げ遅れ、または煙等による一酸化炭素中毒窒息死である。

この二〇名を春夏秋冬に区別すると、
冬（十二月～二月）一二名
春（三月～五月）四名
秋（九月～十一月）三名
夏（六月～八月）一名
で冬期の火災による死者が一二名で全体の六〇%となっている。

これを状態別に見ると、熟睡七、寝た切り、歩行困難五、泥酔二、就寝中二、放火自殺二、幼児一、作業中一、計二〇。

そこで各家庭においては老人、幼児及び病人については平素次の事に注意しましょう。

1、就寝場所の点検を行い避難し易しい場所に就寝させる。

2、火災等の際、安全に避難出来るよう家族で話あっておくこと。

3、寝た切り老人については、隣人に協力を依頼しておく。

4、特に冬期間死者の多いのは雪囲いや、積雪のため、避難口が安全でないためであり、その点、常に留意して整理整頓して置くことが肝要である。

消防団員指導員の研修実施!!

日本消防協会からの委託事業として例年行われている、市町村消防団員指導員の研修会を次により実施します。

1、目的
この研修は、消防団員の任務の重要性に鑑み、これから消防団員の人命救助技術の向上をはかるため、常に一般消防団員の教育訓練の指導にあたる者を研修するものとする。

一、研修対象者
消防団員であって指導能力のある者のうちから消防団長の推せんするものとし、一消防団につき一名とする。

一、研修期間
昭和五十一年一月二十八日から、三十日まで三日間

一、研修場所
秋田市新屋町下川原二六八の四
秋田県消防学校

一、研修内容
救助法に基づく救助活動の要領

一、その他
研修テキストは研修参加者全員に配付する。

秋の火災予防運動を顧みて　(2)

⊙本荘地区消防本部

管内（本荘市、大内町、東由利町、岩城町、西目町）においては期間中無火災を記録した。

この運動には組合管内各消防機関及び火災予防組合、危険物安全協会本荘支部、その他各種団体の積極的な協力のもとに、次の訓練を実施し火災予防思想普及につとめた。

⊙油火災消火訓練

火災予防運動に先だって秋田県危険物安全協会本荘支部の協力のもとに支部会員、一般市民百五十人が参加し、本荘浜を会場に油火災に対する消火訓練を行った。

最初は泡消火器、ウルトラフオームによる消火実験が行われ、その後、油槽直径一〇メートルに七百ℓのガソリンと灯油を流し込み三〇メートルにも舞い上がる火の柱にエアフオーム、ライトウオーターで一挙窒息消火を行い、油火災に対する消火剤使用による消火の認識を新たにさせた。

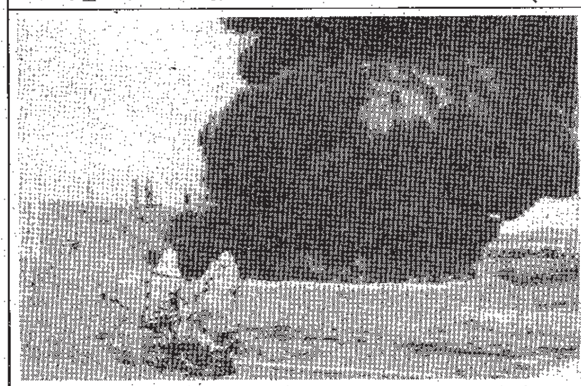
油火災

⊙模擬火災消火訓練

11日本荘市鶴舞公園下において、本荘市防犯防火組合、危険物安全協会本荘支部の協力のもとにミニハウスの消火訓練、油火災消火訓練を一般市民対象に行い、消火器具の使用取り扱いの指導を行った。

家庭の台所を預る主婦が率先して消火器を持ち、燃えさかるミニハウスに挑み無事消し止め、消火技術習得に効を奏した。

⊙危険物運搬車両の立入検査実施

13日本荘市石脇地内において危険物安全協会本荘支部、本荘警察署の協力のもとに車両による危険物の運搬及び移動タンク貯蔵所による危険物の移送の安全確保について街頭での危険物運搬車両の指導取り締りを実施した。

⊙火災予防組合代表者会議の開催

11日本荘市中央公民館において、本荘市、大内町、岩城町、東由利町、西目町の各火災予防組合十八団体の代表者50名の出席のもとに「火災予防について、防火映画の上映、公開消火実験」を実施し、火災予防思想普及にあたった。

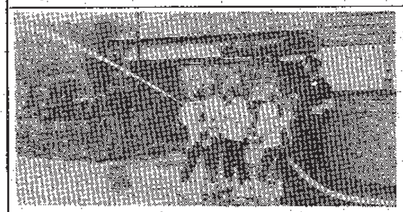
大火防止訓練

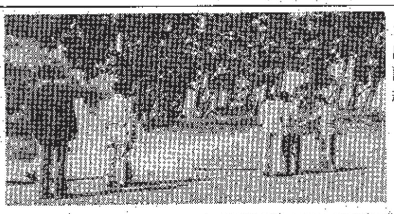
消防訓練

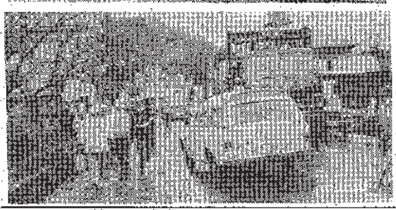
大火防止訓練

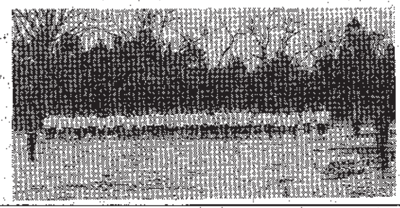
火災予防組合代表

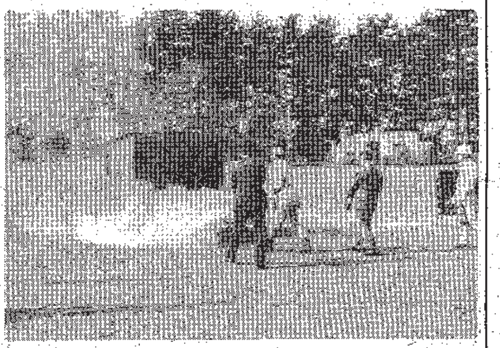
消防訓練

謹賀新年

印刷のご用は
迅速丁寧な

石岡印刷所

石岡賢伍

秋田市千秋北の丸3－13
TEL(0188)33－2014

謹賀新年

秋田県
知事　小畑勇二郎
副知事　佐々木喜久治
総務部長　出口広光
民生部長　三浦良一
民生部次長　岸金作

消防防災課
課長　安田惣悦
参事　森田高次
同　二田晃四郎
参事課長補佐　杉館定二郎
課長補佐　高橋良蔵
同　中村恭蔵
同　小松二郎
主査　菊地喜三郎
同　古田透弥
庶務係長　加賀谷悦郎
防災係長　片村清悦
消防係長　井上和吉
危険物係長　石川稔

消防学校
学校長　正田清

⊙消防戦術講習会の開催

14日本荘市中央公民館で講師三浦大内町消防団長の消防戦術講習会が本荘市、大内町、岩城町、東由利町、西目町各消防団幹部62名出席して開催され、有意義に終了した。

⊙大火防止訓練

大内町、東由利町、西目町において大火防止訓練が実施された。

この訓練は部落の特殊性を生かした訓練内容であり、想定部落になった全世帯、火災予防組合等各種団体が参加し、町民一丸となった訓練であり、特に出稼ぎ等で留守を預る婦人消防隊のキビキビした動作が目立ち、地域ぐるみの火災予防思想の高揚をはかる訓練であった。

⊙大館周辺広域消防本部

運動期間中管内一人暮らし老人および母子家庭三〇〇世帯を対象に予防査察を兼ねてLPガス容器の転倒防止のための帯を取り付けた。この帯は鎖の代用として、廃品になったホースを切断し、両端にタイヤチューンの部分を取り付け家屋の外壁にはフックをさし込み、容器を支えたもので、身体の不自由な老人や母子家庭には大きなプレゼントして喜ばれた。

また、本部では十四、十五日の二日間市民体育館で開催の大館専門店会とタイアップし、暖房器具と取り扱い説明員を加盟店から出向させ、この適切な取り扱いと火災防止を目的とした「暖房器具取扱相談所」を開設し、火災予防上からも大きな成果を収めた。

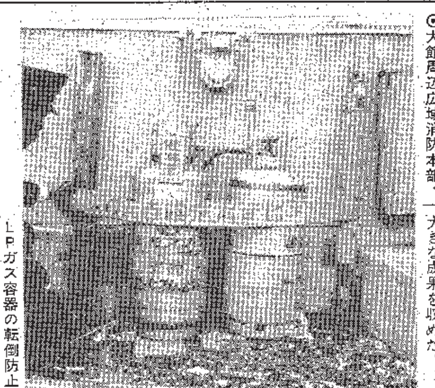

LPガス容器の転倒防止

県警本部長から消防協会に感謝状!!

秋田県庁六階の県警本部がこのほど、県庁裏側に独立庁舎を建築して完成移転した。昨年は秋田県警察が発足して、ちょうど一〇〇年目にあたり、創設一〇〇周年記念並びに庁舎竣工の式典が十二月十五日警察庁長官（代理）仙台管区警察局長、小畑知事ら来賓等三〇〇名が列席して盛大に挙行された。席上永年にわたり防災、人命救助、犯罪捜査、捜索などに協力されたことにより、当協会に対し、鈴木良一県警本部長から感謝状と記念品が贈られた。

白衣の闘魂(5)

放水生

⊙傷痍軍人花巻療養所(1)

昭和十五年九月二十六日非番であった。午後四時頃丁度木内商店（現デパート）前を歩いていた。

店舗うしろの倉庫二階建から黒煙が上がった。火事だと思った瞬間、消防車のサイレンである。

消火栓の蓋をとって待つ。消防車が到着、このときは健康体であり、若い者から管鎗を取り、梯子をかけて倉庫二階窓から屋内進入し何年振りかの放水を行い敢闘した。この倉庫一棟で鎮火し、引き揚げたが、さて、腰部の痛みが激しくなり、熱も出てきて、とうとうがまんが出来ず、日赤病院で診断を受けた。

医師曰く「これは二、三日では治らない。傷痍軍人花巻療養所に手続して入院申請書を受付からもらい、花巻療養所長宛申請をした。許可が来るまで日赤で活療を続けた。

約一カ月後に傷痍軍人花巻療養所長から入所許可が到着した。この許可がきたときは、腰部の痛みはとれていたが、折角入所許可が来たのであるから二週間位温泉療養という軽い気持ちで休暇の許可を得て花巻に向った。

花巻温泉療養所は、岩手県稗貫郡湯本村（現花巻市）にあり、当時花巻駅から花巻温泉行き電車で約二十分、下車して徒歩十分にして到着する。

海抜一四〇米の高所にあり、その昔高館と称する城跡である。

受付に許可書を示し、直ちに診断が行われた結果、次のような診断書が作られた。

一、病名　腰神経痛

一、右病名により十一月八日より一月六日まで二カ月間温泉加療を要するものと認む。

診断も終わり看護婦の案内で東寮下二号室に入る。

室に入り旅装を解き、一服吸いながら室内を見渡せば、入所者心得が掲げてある。

一、傷痍軍人たるの名誉を自覚し礼儀を重んじ品行を正しうし人格の向上に努むべし。

二、所長の命を遵守し規律を重んじ日課を守り心地よき共同生活を営まれたし。

三、医官、看護婦の指示に従え正しき療養生活を実践し以って速に医療の効果を挙ぐることに努められたし。

四、常に室内外の清潔整頓に心掛けられたし。

五、建物、器具、樹木を愛し所内の美化に努められたし。

六、公私有品を明らかにし、各々大切叮濘に使用せられたし。

七、火気その他諸難に対し各自充分分注意せられたし。

八、面会は必ず面会人心得に従われたし。

九、外出、外泊は之をなざるを本体とするも止むを得ざる場合には所長の許可を受くべし。

十、左の禁止事項を厳守すべし。

イ、飲酒

ロ、所定外に汚物、塵芥を投げざること。

ニ、金銭物品の貸借贈答

ホ、集会

⊙入所者日課表

午前六時三十分（夏季六時）起床、室内整頓

午前七時三十分

点呼、宮城遙拝、黙禱

午前八時　朝食

午前九時～十二時

診察、入容、治療

正午　昼食

午後一時～四時

入浴、治療

午後五時　夕食

午後九時三十分　消燈

という軍隊と何等変わらない。

先づ温泉行く。

温泉は硫黄泉に属し、外傷に因る軟部骨等後胎症その他麻痺、神経痛、ロイマチスにも卓効がある。

青澄んだ湯が
浴槽の底を映じている
敷つめたタイル張りの
あたたかさ
浴槽の湯にタオルを
そっと浸ず
湯に浴っていると
いつしか身心の疲れが
解けてゆく。爽快だ。
今までの悩みも
苦しみも溶けて行く。

また、医療設備の方は、治療室、手術室、物療室、休養室その他付属設備等、医学の粋を誇る設備である。

開所以来、私が一四一人目であり、手術室は未だ使用されていない。ただメスのみは、きらきらと光っている。

翌日から私の治療は、超短波、熱器浴、赤外線、平流の治療である。

身体の奥まで熱する超短波、寒くなれば気持ちのよい熱器浴、ビリッとしみ込む平流、ポカポカと熱がしみ入る赤外線、これが毎日の治療である。

また、毎朝治療に入る前ラジオ体操、そのあと看護婦の指導で健康舞踊を行うのである。この舞踊はかつて秋田陸病にいた時指導したことのあるレコードによる体操である。

私は看護婦に聞いた。この舞踊をここで初めて行ったた人は秋田県の人ではないかと聞いたら、湯沢の佐野さんという人だという。秋田陸病に拡めた先生だといったら、明日から私に指導してくれという。私は承諾して後任指導者養成を目指した。

⊙慰問団の来訪

十一月二十二日花巻温泉芸妓連の慰問演芸があった。

花巻温泉小唄

〈ハアー
奥の細道ヤットサノサ
名にぞへ蕪る
ソデネスカ
岩手花巻
ゆかし湯の里花の里
アリャヨイヨイヨイトコ
ヨイヨイヨイ

〈ハアー
娘心とヤットサノサ
瀬になくかじか
ソデネシカ
人は知らねど
つらい思ひをなきくらす
アリャヨイヨイヨイトコ
ヨイヨイヨイ

〈ハアー
花の花巻
湯げ立つ里は
四季のながめも
恋もなさけも身にしみる

そして二十四日には台温泉女子青年団が、われわれを蓬莱館に招待し、いろいろ郷土芸を披露し楽しい一日を過ごした。

また、十一月三十日湯本村の生花会員の慰問等あり、慰問団の厚意に感謝した。

⊙風物の観察

ここの温泉の湯は台温泉から導入している。その沿線途中で湯送管が破損し、修理のため傷兵は奥の台温泉に入浴のため一週間通った。

この機会にあらゆる風物の観察を行った。

散歩がてらに一同出かけた。途中に金淵の滝がある。幸の神の坂路を下り、左に入り台川の渓流を遡れば、幅十五間、高さ二丈五尺、盤上より水数条に分かれて流る、ナイヤガラ瀑布を縮小した観光の良いところ、盤の中に大穴あり、深さ七尺、滝の上は千畳敷の平な盤で、四囲は奇岩に囲まる。夏は河鹿の美声が聞ゆるが、今は落葉の候である。

「孫滝はしでに涸れはて
　落葉かな」

である。

また、滝の湯元を見れば山の中腹の岩と岩より一方は水、一方は熱湯が出ているを全く不思議というほかはない。

「眠る山湯花ただよう
　岩と岩」

台温泉の街道両側は旅館、飲食店、芸妓屋がのれんをさげている。

今日は小春日和、女の疲れた姿はゴロリと横になっているのが望まれる。

「せせらぎや
　枕辺寒き山の宿」

この温泉に一週間通う。

途中羽山神社がある。

「落葉踏み詣る羽山の
　烏井かな」

その昔田村麿将軍の拓きし由緒ある社なり。

大同二年坂上田村麿、羽山祇命を勧請し堂宇を建設し、羽山大権現と尊号したり。

羽山は高さ六七〇余尺にして山路甚だ嶮峻を極め頂上に本社あり、ここより東を望めば、早池峰高く雲表に聳え、北上川の流れは、一継の糸を南方に引くが如し。風光明美の所なり。

台温泉に至る路線をいろいろ勉強させてもらったが、湯送管工事も出来、また、療養所の大浴場使用となる。

⊙療養所演芸会

十二月八日の開所一周年記念に大演芸会を開くことが決定し、その計画委員長に選ばれた私は、一部と二部にわけて計画を樹て、傷兵も職員もそれぞれ練習を開始した。

当日は午後五時開演、一部二部にわかれ、湯本村婦人会等慰問に来てくれた方々を招待して開催した。

一部二部を通じ第一位となったのは、劇〝熊さんの花嫁〟配役は、

大家（寮長）熊さん（私）花嫁（伊藤右足切断者）肴徳（伊藤）八百正（田口）

水飲んで腹一杯の酔加減
熱と意気舞台の上の
　芝居振り

十二月十日初雪が降る。この中を和賀郡愛国婦人会が慰問に来た。銃後の熱意にただただ感謝した。

その頃から私のニックネームは熊さんと呼ばれるようになった。

その翌日、盛岡女子師範学校五年生の慰問団が来た。後日、この師範生の代表者高橋キヌ子嬢から、熊さんへという宛名で、慰問袋が届いた。開いて見たら、中に手紙が入っていた。内容は、髭があるから熊さんといえますか。また、熊吉とか熊太郎さんと呼びますか、熊さんの由来を是非お知らせ下さい。学校の教育資料にしたいとある。

とんでもない、教育資料にされてたまるかと義憤を感じたが、慰問袋の礼状もあることだし、

「熊さんの由来」

そもそも熊のなり初めは過ぎし当所の一周年記念に当たる十二月八日に開きし演芸は温泉の湯が冷める程人気を挙げし一芝居自作自演自監督題して熊公の花嫁二場絶腹転倒の見物人医者や按摩と呼ぶ声起る曾我廼家以上と折紙ついて、その後にもらったニックネーム

親が聞いたら嘆くだろう妻子が聞いたら泣くだろう。森の石松ではないけれど

馬鹿は死なきゃ
　なおらない

熊さん名付けの由来の物語り、ご退屈さま

こんな馬鹿気を出した故か脊部の破片が怒り出し、左大腿部が痛み出し歩行困難となった。

さて、大変と医官は手術第一号と張り切って、早速レントゲン撮影をした。その結果、この破片摘出手術は無理である。手術をすれば左大腿部は完全にビッコとなる。これは時間をかけて電気治療とマッサージで破片を神経から離す方法よりないという。

翌日からその療法が行われ、折角の健康もまた振り出しに戻った。

飯坂温泉療養の二の舞となり、楽しみも消え果てた。

標語

あぶないよ　小さな
すいがら
大きなそんがい

年頭のあいさつ

秋田県消防学校
校長　疋田　清

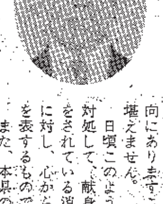

昭和五十一年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申しあげます。

同時に改めて消防の皆さんのご多幸とご繁栄を心からお祈りいたします。

さて、近年消防をとりまく、諸条件、社会環境というものが、大きく変化してまいりました。

全国的な都市化の進展と生活様式の近代化に伴い、火災その他の災害は複雑化の様相を、ますます深めており、依然として増加の傾向にありますことは遺憾に堪えません。

日頃このような諸情勢に対処して、ご献身的なご活躍をされている消防の皆さんに対し、心から感謝と敬意を表するものであります。

また、本県の消防は、市町村当局を始め、消防関係者の深い理解とご尽力によりまして広域消防により、全市町村の常備化が確立され、これと相まって消防の施設の強化が図られ、近代消防へと前進しておりますことは、まことに喜ばしいところであります。

消防の任務は、火災その他の災害を未然に防止して災害から人命、財産を守ることにあることは、今さら申しあげるまでもありません。

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

賀正

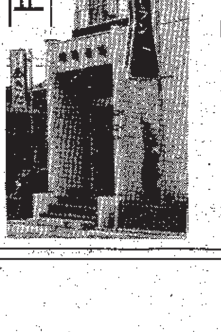

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,100（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥4,000（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,800（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,300（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂僚之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

昭和50年度 消防功労者表彰

自治省消防庁では、恒例の全国消防功労者表彰を三月四日午前十一時から日消ホールで挙行した。

この晴れの表彰に浴した消防関係者の伝達式が三月十一日午前十一時から県正庁で行われ、同時に知事表彰の授与、日本消防協会長表彰も伝達された。

◎消防庁長官表彰（機関）
○表彰旗
鷹巣町消防団
（団長村上儀八郎）
○竿頭綬
大曲市消防団
（団長藤田長助）
東由利町消防団
（団長佐藤力）

◎消防庁長官表彰（個人）
○功労章
秋田市消防本部
消防正監　中山正一
田沢湖町消防団
団長　田口隆成
○永年勤続功労章
秋田市消防本部
消防士長　佐々木四郎
秋田市消防団
分団長　工藤幸吉
分団長　金沢英治
副分団長　滝沢由吉
分団長　神居勝嗣
団員　小松慶蔵
団員　佐藤栄太郎
団員　中村安治
能代市消防団
分団長　山田久勝
横手市消防団
分団長　谷藤栄太郎
男鹿市消防団
副分団長　湊　佐吉
副公団長　佐藤和助
班長　吉田文治郎
部長　佐藤東市
湯沢市消防団
部長　石山武五郎
部長　飯塚定治
班長　菅原喜一郎
団員　佐藤政蔵
大館市消防団
分団長　長崎甚作
鹿角市消防団
副団長　西村善松
分団長　田原四郎
分団長　杉江晋作
分団長　佐藤　正
分団長　米村徳治
阿仁町消防団
副団長　田村駿一
分団長　鎌田重雄
八郎潟町消防団
団長　渡部倹一郎
飯田川町消防団
副団長　菊地周一
井川町消防団
副団長　小玉作治
仁賀保地区消防団
分団長　池田鉄治
西目町消防団
副分団長　柳橋栄太郎
鳥海村消防団
分団長　村上孫一
分団長　佐藤正吉
西仙北町消防団
副団長　小笠原新吉
分団長　畠山覚治
中仙町消防団
団長　加藤　保
分団長　藤田忠治
増田町消防団
副団長　益子正次
平鹿町消防団
部長　佐々木理一
雄物川町消防団
分団長　高橋善之助
大森町消防団
分団長　越後堅一郎
分団長　高田永助
班長　白井　保
班長　高橋松治
班長　赤川良太郎
雄勝町消防団
副団長　斎藤孝一
分団長　菅野作也
分団長　佐々木仙一郎
分団長　簗瀬久公
協和町消防団
副分団長　今野安雄
五城目町消防団
分団長　斎藤鴻司

◎秋田県知事表彰
○表彰旗
河辺町消防団
（団長長谷部金一）
○竿頭綬
能代市消防団
（団長中田初雄）
男鹿市消防団
（団長今山弘毅）
○年間無火災町村表彰
仙北郡、神岡町
（団長佐々木敬久）

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

日本消防協会長表彰

協和町婦人消防協力隊も受賞

日本消防協会は、優良消防団と優良消防職団員の表彰を三月三日日本消防会館ホールで挙行した。

◎表彰旗
西目町消防団
（団長須藤権太郎）
◎竿頭綬
増田町消防団
（団長谷藤征得）
中仙町消防団
（団長加藤　保）
阿仁町消防団
（団長山田賢一）
◎功績章
合川町消防団
団長　金田悦財門
仙南村消防団
団長　高橋理一郎
五城目町消防団
副団長　小玉多美雄
太田町消防団
団長　長沢虎治
神岡町消防団
団長　佐々木敬久
太館消防団
副団長　蒔苗　進
羽後町消防団
副団長　石綿堅次郎
鹿角市消防団
副団長　石木田祐三
大内町消防団
副団長　鈴木　保
大雄村消防団
副団長　佐々木　博
山本町消防団
分団長　北林逢雄
秋田市消防団
分団長　永田茂太郎
横手市消防団
副団長　鶴田武治
稲川町消防団
副団長　上坂憲太郎
増田町消防団
分団長　後藤房一
本荘市消防団
副分団長　鎌田甲子郎
◎精績章
岩城町消防団
団長　今野真一
矢島町消防団
副団長　新田耕一
角館町消防団
副団長　阿部慶一
森吉町消防団
副団長　庄司元太郎
大内町消防団
副団長　大友重夫
六郷町消防団
副団長　辻　清一
横手平鹿広域消防本部
消防司令長　高橋吉之助
二ツ井町消防団
分団長　佐藤武四郎
羽後町消防団
分団長　高橋弥一
大曲市消防団
副団長　高橋文吉
比内町消防団
分団長　千葉好夫
本荘市消防団
分団長　田口憲蔵
大雄村消防団
分団長　横井亮一
秋田市消防団
分団長　伊藤　隆
小坂町消防団
分団長　和田吉太郎
皆瀬村消防団
分団長　高橋久宗
十文字町消防団
分団長　佐藤久治
中仙町消防団
分団長　藤原伊一郎
河辺町消防団
分団長　佐藤雄一
男鹿市消防団
分団長　武田　剛
秋田市消防団
分団長　藤田禱逸
能代市消防団
分団長　佐藤与一郎
雄物川町消防団
分団長　佐藤千代治
湯沢市消防団
部長　高橋大二郎
部長　藤原常三郎
大館地区広域消防
消防司令　高橋貞雄
湖東地区消防本部
消防司令　鎌田信一
◎婦人消防隊表彰
協和町消防団
第十三分団婦人部協力隊
（隊長　進藤ノブ）
隊員には婦人消防制服を全員に授与された。

消防団員の巡回研修
新年度県の助成で実施

県消防防災課では、この程「消防団員教養研修実施要領」を定め、昭和五十一年度における一般団員や幹部の巡回教養を行うことにした。これは体系的な教育訓練を受ける機会に恵まれない消防団員の資質の向上をはかり、複雑多様化の災害に対処するのが目的で、このため県では苦しい財政事情の中から二百万円を助成することにした。

実施要領（要旨）次のとおり。

一、事業主体、県消防協会
二、実施区分
㈠指導者教養
○協会各支部単位に行う。
㈡一般教養訓練
○各市町村毎、又は二市町村以上合同して行う。
三、教養種目
㈠指導者教養
○指導者としての心構え。
○消防組織制度と消防団活動。
㈡一般教養訓練
○危険物施設の火災防御。
○特殊建物の構造と火災事例。
○林野火災の空中消火活動。
○火災予防と査察。
四、講師
県消防防災課職員
県消防学校職員
各消防本部職員及び消防団幹部。
五、経費
テキスト代その他、県で二〇〇万円を助成する。
六、細部の実施要領については別に計画する。

なお、昨年八月全県消防大会決議事項の㈡初任団員の研修について（大館北秋支部提出）初任消防団員教育のため移動消防学校の開設と、所要経費の県負担の要望について県ではこれまで検討中であったがその一環として実施することになった。

消防団員指導員の研修会を開催

秋田県消防協会では、日本消防協会の委託により、県消防学校において一月二十八日から同三十日まで三日間、救助法と救助活動についての消防団員の指導員研修会を開催した。受講者は次のとおりで各消防団幹部が多数参加し有意義に終了した。なお受講者に対しては赤城日本消防協会長からの修了証が授与された。

大館市消防団
副団長　蒔苗　進
上小阿仁消防団
分団長　高橋末五郎
能代市消防団
部長　渡部清雄
八竜町消防団
分団長　相原信市
山本町消防団
副分団長　近藤　竟
八郎潟町消防団
副分団長　鎌田鉄之助
同　三戸敏朗
同　渡部俊雄
五城目町消防団
分団長　松橋　巽
皆瀬村消防団
分団長、近野宗一
同　高橋勇次郎
仁賀保町消防団
分団長　小助川富雄
大内町消防団
副団長　大友重夫
由利町消防団
分団長　佐々木量一
同　木内忠一郎
西仙北町消防団
分団長　佐藤八太郎
同　佐々木達雄
協和町消防団
分団長　菅原惣太
副分団長　進藤亮太郎
南外村消防団
班長　伊藤浩夫
西木村消防団
副団長　佐藤一夫
同　筒崎明男
平鹿町消防団
副団長　佐藤雄太郎
副分団長　柿崎大三郎
同　長沢　信
雄物川町消防団
副分団長　松田昭之助
大森町消防団
副分団長　佐藤喜一
横手市消防団
分団長　富田武正
森吉町消防団
班長　柴田憲吾
湯沢市消防団
部長　石成久七

余滴

T・H生

消防と企業

企業を経営する上に管理者が赤字を出したら倒産は当然であるから先ず金をためることが一番大切、そのためには五つのためるものが必要で、これを五つの蓄積というそうである。第一は信用の蓄積、第二は奉任の蓄積、第三は有能な人の蓄積、第四は資本の蓄積、第五は取引先の蓄積、だという。▽尤もなことである、これを消防の見地から考えてみよう。第五の取引先は対住民広報ということにしておいて、先ず第一の信用である。住民の信用のない信頼のされない消防であるならその価値はない。

しかし信頼は一朝一夕に生れるものではなく長い間の努力の蓄積によって生れる、常に住民の期待に応える中味がなければならない。▽第二の奉仕である、住民に対して奉仕精神が大切、消防が俗にいう役人的根性をもつことはよくない、どんなにPRしても支持も協力も得られない。話は一寸古いが米国の老練な新聞記者が社会記事のないときは、警察のミスを捜して書くか、勇敢な消防士の行為を讃えるか、どちらを書いても読者にうけると言ったそうである。▽警察も消防も社会公共の安全のため日夜働いているのだが、一般大衆は、一般的に反権力的な感情を潜在的に持っており反面、勇敢に火魔に挑戦する消防に好意をよせている心理を上手に引き出した営業だと思う。▽しかし近代の消防は特に危険物、高層建築、その他の規制について大きな権限を持つようになった、査察などの際に違法な状態が発見されたら放任することなく厳格な指導取締りを行い改善させることは勿論だが、権力を背景とした役人的態度は大いに慎まなければならない。▽第三の有能な人である、これは何処の社会も同様で有能な人を育成し養成して蓄積しなければ組織は充分な能力を発揮することができない。近年の消防からみた社会環境は極めて複雑になり、従ってこれに伴う災害も多様化し危険の増大は昔の比ではない。これに対応する消防の装備、戦術、技能は万全のものでなければならない。▽これを駆使し即戦即決するのは人であり瞬時の判断が大きく左右する。常勤、非常勤を問わず有能な消防人を貯めるため常に施策を考え、いかなる災害にも対処できる万全の体制を整えることが大切である、五つの蓄積を大いにやろう▽

◎十の質問

一、おやすみ前に火の元を確かめることを毎日していますか。
一、外出するときは電気器具のコードをコンセントからはずしておきますか。
一、たこ足配線になっていませんか。
一、具合の悪くなったコンロや電気器具をそのまま使うことはありませんか。
一、アイロンをつけたまま別の仕事をすることはありませんか。
一、わが家の安全器のヒューズをみたことがありますか。
一、わが家の契約電力は何アンペアか知っていますか。
一、コンロの上にフキンなど燃え易いものをかけないようにしていますか。
一、コンロの周りに燃え易いものはありませんか。

◎心訓

一、世の中で一番楽しく立派な事は一生涯を貫く仕事をもつ事です。
一、世の中で一番みじめな事は人間として教養のない事です。
一、世の中で一番さびしい事はする仕事のない事です。
一、世の中で一番みにくい事は他人の生活をうらやむ事です。
一、世の中で一番尊い事は人の為に奉仕して決して恩に着せない事です。
一、世の中で一番美しい事はすべてのものに愛情をもつ事です。
一、世の中で一番悲しい事はうそをつく事です。

福沢諭吉

森田式自動車ポンプ
総代理店　株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588③2932　稲川　②2125
(01834)　②2126
日本機械自動車ポンプ
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

あぶないよ
小さな　すいがら
大きなそんがい

融雪災害防止対策を推進
県消防防災課

今年は一部地域にかなりの積雪があったものの、全般的には概ね平年並の降雪量、しかし豪雪期には、なだれや異常出水による被害が予想されるので県ではこのほど各市町村に対し、融雪災害の防止対策に万全を期するよう通達した。要点次のとおり。

一、なだれによる事故防止

(一)なだれが予測される地域はパトロールを強化し、実態把握に努め特に危険個所について標識等を設置する。

(二)なだれのおそれある場合は、必要により人工なだれによる予防措置のほか警戒員の配置、交通規制、立入り禁止等を行う。

(三)急傾斜地や崖下等にある家屋は常に気象情報に留意し、消防団員等による巡視を強化して異常の早期発見に努め危険のある場合は立退きさせるなどの体制を確立する。

(四)伐木、集運材等の冬山作業の従事者、その他入山する者は常に注意を払い、雪び、雪割れ等の異状現象の発見した場合はその地域に立入らないようにする。

(五)学校等においては、なだれ危険個所の周知を図り、危険個所の通行や遊びはさせない。

また、通学通園は年長生徒をまじえた集団とし、必要なときは父兄などが引率するように指導する。

二、融雪災害の防止

(一)水害の発生に備え、関係機関及び住民に対する通報体制を確認する。

(二)融雪出水に備えて排水路、小河川等の流通の妨げになる塵埃等は除去する。

(三)河川、道路、地すべり防止施設等の巡視を行い、出水、漏水等の危険個所は補強修理するなど防災措置を構ずる。

(四)水防資器材を点検し防災活動に支障のないよう充足整備する。

三、その他

(一)なだれ、土砂等の下敷になったもの、出水のため孤立して危険な状況になったもの等の救出を迅速に行うための器材の確保等応急体制を確立する。

(二)用水路、池等に標示を行い融雪時における水難事故の防止を図る。

◎三、四月の天候予報
秋田地方気象台

三月

上旬は冬型の天候になって寒い見込み、その後春らしい温暖な日が多くなるが、下旬には低気圧が発達して荒れる日があり、一時寒さの戻りがあるでしょう。月平均の気温は平年並み、降水量、積雪も大体平年並みの見込み。

四月

移動性高気圧と気圧の谷が交互に通り、天気は周期的に変りますが、月の前半は北高型の気圧配置になって、平年より晴れの日が多い見込み、下旬には、冷え込みの強い日があり、おそ霜のおりるところがあるでしょう。月平均の気温は、平年並みか、やや高目、降水量はやや少なめの見込みです。

防火標語とポスターの審査結果

昨年秋の火災予防運動の行事として全県の高校、中学校、小学校から募集したポスター四三〇点、標語五六六点について二月十三日午後二時から消防会館で、次の審査員が慎重に審査され、入選を決定した。

審査員は

秋田県教育委員会
八島指導主事
秋田魁新報社文化部
能登谷部長
秋田県消防防災課
二田参事
秋田県消防協会
保坂事務局長

◎標語の部

一位

◇ねむるころ
赤い炎が目をさます
昭和町大久保小学校
六年　高橋理津子

二位

◇用心の二字で
消えます火事の二字
山内村吉谷地小学校
六年　小山　甚昌

◇火の用心
よい子も一声お伝い
鹿角市毛馬内小学校
二年　阿部　琴子

三位

◇マッチ一本
貴重な一本危険な一本
大館市桂高等学校
一年　山田　誠子

◇家に火あり外にかぜあり
心にゆだんなく
比内町扇田小学校
六年　塚本　年子

◇きみとぼく、きょうも
あしたも、火の用心
合川町合川北小学校
三年　伊勢　勉

◇後始末、しない
夜中に火の子が起る
比内町扇田小学校
六年　羽沢　寛晃

◇火の点検、すませて
ねよう出かけよう
横手市横手北小学校
一年　いとうえみ子

◇パパやめて、どこでも
吸うくせ捨てるくせ
横手市横手北小学校
三年　伊藤　智恵

◇おこたらず、たよらず
まかます　火の用心
山内村吉谷地小学校
六年　小山　浩昭

◇今日のために火の用心
明日のためにも火の用心
協和町種平小学校
四年　角田　輝

◇ポスターの部

一位

大館商業高等学校
三年　桜庭　文一

二位

横手市横手北小学校
三年　ほさかやす子

山内村吉谷地小学校
五年　小松みつる

◇後始末、しない
夜中に火の子が起る
比内町扇田小学校
六年　羽沢　寛晃

◇火の点検、すませて
ねよう出かけよう
横手市横手北小学校
一年　いとうえみ子

◇パパやめて、どこでも
吸うくせ捨てるくせ
横手市横手北小学校
三年　伊藤　智恵

◇おこたらず、たよらず
まかます　火の用心
山内村吉谷地小学校
六年　小山　浩昭

◇今日のために火の用心
明日のためにも火の用心
協和町種平小学校
四年　角田　輝

◇おぼえよう
一一九番と非常口
協和町峯吉川小学校
五年　藤沢　陽潤

◇防火から
育つよい街よい暮し
山内村吉谷地小学校
六年　土谷　好子

◇火の始末
この目この手でもう一度

藤里町藤里小学校
三年　淡藤まさのぶ

三位

十文字町第一小学校
三年　佐々木真弓
秋田市旭南小学校
二年　佐藤　美夫
藤里町藤里中学校
一年　畠山由美子

佳作

河辺町三内小学校
六年　高橋　定美
鹿角市毛馬内小学校
六年　豊口真樹子
秋田市旭南小学校
四年　小野　治喜
秋田市高清水小学校
六年　松浦　忍
藤里町藤里中学校
一年　飯塚　錬
一年　細口　和子
一年　三谷　並樹
東成瀬村東成瀬中学校
三年　柳　龍二
協和町中淀川小学校
六年　佐藤　清彦
増田町小栗山小学校
六年　佐々木由美子

消防学校便り

昭和五十一年度教育訓練計画について

秋田県消防学校における昭和五十一年度の教育訓練計画は次により実施する予定である。

◎初任教育

(一)教習科消防職員課程

初任消防職員に対し消防上の基礎学科と実技を教育する。

実施期間　四カ月

第一回　四月～七月

第二回　九月～十二月

入校中の所要経費

九〇、〇〇〇円

(二)教習科消防団員課程

初任消防団員に対し消防上の基礎学科と実技を教育する。

実施期間　四カ月

第一回　四月～七月

第二回　九月～十二月

入校中の所要経費

九〇、〇〇〇円

(三)教習科消防職員課程

初任消防職員に対し消防活動に必要な知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第一週、六日

(四)現任消防職員に対し救急業務に関する知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第二週、六日

(五)原因調査科

現任消防職員に対し火災原因調査に関する知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第三週、六日

◎専科教育

(一)警防科

現任消防職員に対し警防活動に必要な知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第四週、六日

入校中の所要経費見積は警防科、予防科、原因調査科、救急科とも各六、〇〇〇円

(二)予防科

現任消防職員に対し予防に関する専門的な知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第二週、六日

(三)原因調査科

現任消防職員に対し火災原因調査に関する知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第三週、六日

(四)救急科

現任消防職員に対し救急業務に関する知識及び技能を教育する。

実施予定期間

二月第四週、六日

入校中の所要経費見積は警防科、予防科、原因調査科、救急科とも各六、〇〇〇円

(五)機関科

現任消防職(団)員の機関担当員に対し機関の構造と整備技能に関する知識及び技能を教育する。

(1)ポンプ自動車整備課程

実施予定期間、六日

三月第一週

入校中の所要経費見積

六、〇〇〇円

(2)小型動力ポンプ整備課程

実施予定期間、四日

第一回　三月第二週

第二回　三月第二週

第三回　三月第三週

入校中の所要経費見積

四、五〇〇円

◎幹部教育

(一)幹部科

消防団の班長以上の幹部に対し消防活動に必要な学科及び技能を教育する。

実施予定期間、四日

第一回　十二月第一週

第二回　十二月第四週

入校中の所要経費見積

三、五〇〇円

◎別科教育

(一)別科課程

自衛消防隊員に対し消防に関する知識及び技能を教育する。

実施予定期間、二日

七月下旬、二回

(二)移動消防学校

教習科程を受けられない初任消防団員に対し現地において消防上の基礎学科と実技を教育する。

実施予定期間、二日

一月～三月の間消防協会支部単位で行う。

専科教育終了する

昭和五十年度における消防職員の専科教育は警防科予防科、原因調査科、救急科、機関科と現在設定している五科程全部についてそれぞれの分野において現にその職務を担当しているか、あるいは担当予定者を対象として、それぞれにより高度の知識技能を習得することにより職員の資質の向上をねらって実施されているもので科程終了者の今後の活躍を大いに期待される。

なお今回の専科教育については教育内容の充実のため講師の強化に力をいれたところであり、特に救急科においては、県医師会から積極的な協力を得られることになり、外科、内科、脳外科、整形外科、婦人科、など専門の医師六名を講師に迎えるなど専科にふさわしい高度な教育内容となった。

専科教育の実施期日及び入校者数は次のとおり。

(一)原因調査科（第七期）

期間　1月19日～23日

入校者数

大曲、仙北広域消防組合
消防副士長　永沢鉄治
以下　二五名

(二)予防科（第十一期）

期間　2月3日～6日

入校者数

鷹巣、阿仁広域消防組合
消防士長　岩川　修也
以下　三三名

(三)警防科

期間　2月10日～13日

入校者数

湯沢、雄勝広域消防組合
消防士長　小泡　常男
以下　三五名

(四)救急科（第七期）

期間　2月17日～20日

入校者数

横手、平鹿広域消防組合
消防司令補　柿崎芳夫
以下　二七名

(五)機関科（十五期）

期間　2月24日～27日

入校者数

鹿角市消防署
消防副士長　高橋七郎
以下　三四名

◎忘れないで電気のポイント

文化的な生活には大体危険がつきまとうもの、電気、ガス、石油類がそうです。「消し忘れ」「切り忘れ」による火災がほとんどです。便利だからと言って目的以外の使い方をしたり故障してるのにめんどくさがりそのまま使ってしまう、などといったことは絶対にさけて下さいね。

⊙電気のポイント

※使い終ったら、スイッチを切るだけでなく、必ずコンセントからコードを抜いて安全な場所に片づける習慣をつける。

※テレビは、内部にホコリがたまると熱をもって火災の事故のもとになるので定期的に掃除をする。

※白熱電球は相当の熱をもつので障子などに近づけたり、ふろしきをかぶせて遮光することは絶対にしない。

※タコ足配線は絶対にさける。三又ソケットを使ったり、一つのコンセントからテーブルタップを使ったりして一時に多くの器具を使うと電線に大きい電流が流れて過熱し、火災になる。

※ヒューズは、過大な電流が流れると切れて電流を止め、火災や洗濯機のモーターの焼損など防ぐ大切な役目をするので、規定以上の大きいヒューズや針金は使用しない。

※コンセントの数が不足だと、一つのコンセントにプラグをつなぎ、平行ビニールコードを柱にステップルで止め、その先にテーブルタップを固定して使うようなことになりがち、これは極めて危険、コードは固定しないで使用後は必ず片づける。

※コードを接続するときは、必ずコードコネクターを使うこと、自己流で線をよりあせてテープ巻きをしておくと過熱したり、ショートするので大変危険。

※洗濯機など湿気の多い場で使う器具は、絶縁が悪くなり漏電を起しやすいので必ずアースをつける。

〈医者の来るまで〉

◎火　傷

せまい火傷のときは、まず火傷部をおおっているものを急いで全部取り除きましょう。ただし、火傷の傷にくっついているときは無理にはがしてはいけません。また水泡を破ってはいけません。そして清潔な布類、ガーゼに重曹水をしみこませたもので火傷の部分を湿布します。清潔な水で、火傷部をよくひやすこともいいでしょう。火傷の傷が感染を起こしますと醜い痕が残りますから、一刻も早く医師の所に送り込みましょう。広範囲の火傷のときは局所の手当てをしないで、毛布などにくるんで、できるだけ早く病院へ送り込むことが大切です。

◎編集後記◎

○昭和五十年度消防功労者が多数輝く表彰をうけられました。永年のご苦労が報いられ心からお慶びを申し上げます。

○火災互助会事務と「消防秋田」の編集を担当していた立花吉雄主事が昨年暮れに病気で倒れて入院しているため、止む得ず2月号は休刊致しましたのでご了承下さい。

○新年度から県内消防だより を厳せたいと思います。各消防団、消防本部、支部の行事、人事など消防に関係あることはなんでもご投稿下さい。

中田建設株式会社

取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜

本社　秋田県能代市万町4の20　TEL (01855) 2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手